

第 5 次吉野町総合計画 序論案・後期基本計画案

2025（令和 7）年 9 月

第 5 次吉野町総合計画

序論案

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

本町では、2021（令和3）年に「第5次吉野町総合計画」を策定し、目標年次を10年後の2030（令和12）年に設定し、まちづくりの目標や町の施策方針をまとめ、取組を進めています。

近年、少子化・人口減少、自然災害の激甚化、インフラの老朽化、町民の価値観やライフスタイルの変化など、町を取り巻く社会環境の変化が著しくなっています。総合計画では、このような社会情勢の変化等に柔軟に対応するため、前期基本計画（5年間）と後期基本計画（5年間）にわけています。

後期基本計画の策定においては、前期基本計画における課題等を踏まえて、時代・環境の変化や町民ニーズに的確に対応した具体的な施策や取組を計画します。基本構想で掲げたまちの将来像を目指し、町民と共に進めるまちづくりを着実に進めていきます。

2. 計画の構成と目標年次

総合計画は、本町におけるまちづくりの最上位に位置づけられる計画であり、基本構想と基本計画で構成します。

① 基本構想（2021（令和3）年度～2030（令和12）年度）

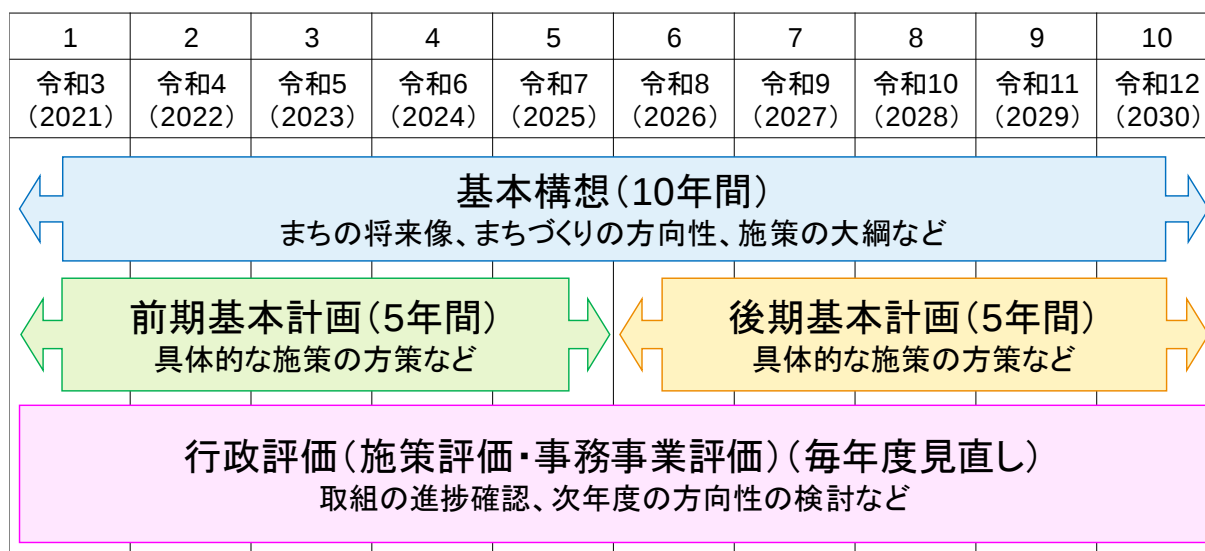
本町の目指すまちの将来像を示すとともに、それを実現するため施策の大綱を明らかにし、町政が進むべき方向性を示します。長期的な視点からまちづくりを進めていくため、基本構想の計画期間は10年間とします。

② 基本計画（前期：2021（令和3）年度～2025（令和7）年度、後期：2026（令和8）年度～2030（令和12）年度）

基本構想に掲げるまちの将来像を実現するために必要な施策を大綱に沿ってまとめ、目的や方針、具体的な取組内容を明らかにします。中期的な観点から基本構想の実現を図るため、計画期間は前期5年間、後期5年間とします。

③ 行政評価（施策評価・事務事業評価）に基づいた毎年度予算（編成）

基本計画で示された各施策をより効果的・効率的に推進するため、各施策の進捗状況を確認し、毎年度見直しを行い、計画の実効性を高めます。



3. 計画策定の基本的な考え方

① 人口減少・高齢化の進展

生産年齢人口の減少と少子化により今後行政運営が厳しい人口構造になると予測されています。これにより、深刻な労働力不足、商店や医療機関の減少といった生活基盤の維持困難化などの問題への対応が求められることになると考えられます。本町では、このような日本全国の人口減少や高齢化に伴う人口構造の変化よりも速いスピードで進んでいくため、労働力不足の解消や生活基盤の維持など、より一層スピード感を持ったまちづくりを進めていくことが必要です。

② 災害に強いまち・ひとづくり

能登半島地震をはじめとした地震災害、頻発する豪雨災害、猛暑による異常気象など、日本を取り巻く自然災害は激甚化しています。

本町では災害に強いまちづくりを推進するため、自助・共助・公助の視点を踏まえた、避難支援への対応、インフラ老朽化への対応、防災訓練の強化に加えて、広域連携の仕組み・強化を計画的に進めていきます。

③ 官民連携を通じた地域活性化

多様化する町民ニーズに対し、質の高い町民サービスを提供するため、行政だけではなく、民間企業の知見やノウハウなどの活用が重要となります。具体的には、近鉄吉野線沿線の発展的な活用や旧吉野小学校跡地の活用などに民間活力を導入することで地域の活性化を進めていくことが求められています。

限られた資産を有効活用し、官民連携・共創によるまちづくりを推進することができる計画を目指します。

④ 多文化共生社会の実現

現在、製材業を中心に多くの外国人労働者が本町で勤務しており、労働力不足解消の一助となっています。また、今後人口減少が加速すると見込まれる中で、外国人の労働力はさらに重要性が増すと考えられます。

本町では「つながる日本語教室」をはじめとした、外国人の生活環境改善に取り組んでおり、多文化共生社会の実現に向けた取組を推進する計画を目指します。

第2章 吉野町の特徴

1. 吉野町の概況

① 位置・地勢

本町は、奈良県のほぼ中央に位置し、北に大和平野をひかえ、北部の竜門山地と南部の吉野山地などに囲まれ、その間を西流する吉野川の中流域に位置する面積 95.65km² のまちです。



② 吉野町町章

吉野町町章は、吉野町の頭文字の「よ」を図案化し、「よしの」の三文字を一文字に表現したものです。また、円は、たゆみなき将来の発展を意義づけ、両端の軸は和を基盤とし崇高な理想と自由及び幸福追求を表現したものです。



③ 吉野町民憲章

町民憲章は、町民の心構えや自主的行動の規範として、郷土愛・道徳・生活規範についての町民の心のよりどころとして位置づけ制定しています。

わたしたちの先人は、森と水を大切に守り伝え、吉野の山河の美しさ、清らかさ、厳しさのなかで、暮らしを営み豊かな文化を育んできました。わたしたちは、これを受け継ぎ、未来に向けて持続し発展するまちをつくることを誓い、ここに吉野町民憲章を定めます。

わたしたち吉野町民は

1. 互いを敬い、支え合い、みんな生き生きと安心して暮らせるまちをつくります。
2. 一人ひとりが、まちの担い手として力を合わせ公正で開かれた町民主体のまちをつくります。
3. 自然を守り、歴史文化に親しみ心豊かなひとを育むまちをつくります。
4. ふるさとを愛し、地域の宝を活かし誇りに思う未来に希望あるまちをつくります。
5. 人々を温かく迎え、人と人がつながる明るく活気あふれるまちをつくります。

④ 吉野町まちのシンボル

本町では、まちのシンボルとして、町の花・町の木・町の鳥・町の魚を制定しています。



町の花 「シロヤマザクラ」

「シロヤマザクラ」は、我が国の桜の古来種のなかでもっとも代表的な花で、古くから詩歌に詠まれ親しまれてきました。吉野山の桜は、蔵王権現のご神木として寄進植樹されてきたもので、ふるさとの歴史文化を物語る花です。



町の木 「吉野杉」

「吉野杉」は、日本三大人工美林に数えられ、恵まれた気候風土と伝統的な集約技術によって育てられ、古くから良質材としてその名が知られてきました。吉野材の集積市場として発達した本町にとって、ふるさとの先人と自然が合い生み出した暮らしを支える恵みの木です。



町の鳥 「ウグイス」

「うぐいす」は、平地にて鳴き始める季節が早春であることから春告鳥とも呼ばれています。吉野の里山に響き渡るさえずりで、穏やかな春の訪れを知らせてくれる、誰もが親しみのある鳥です。

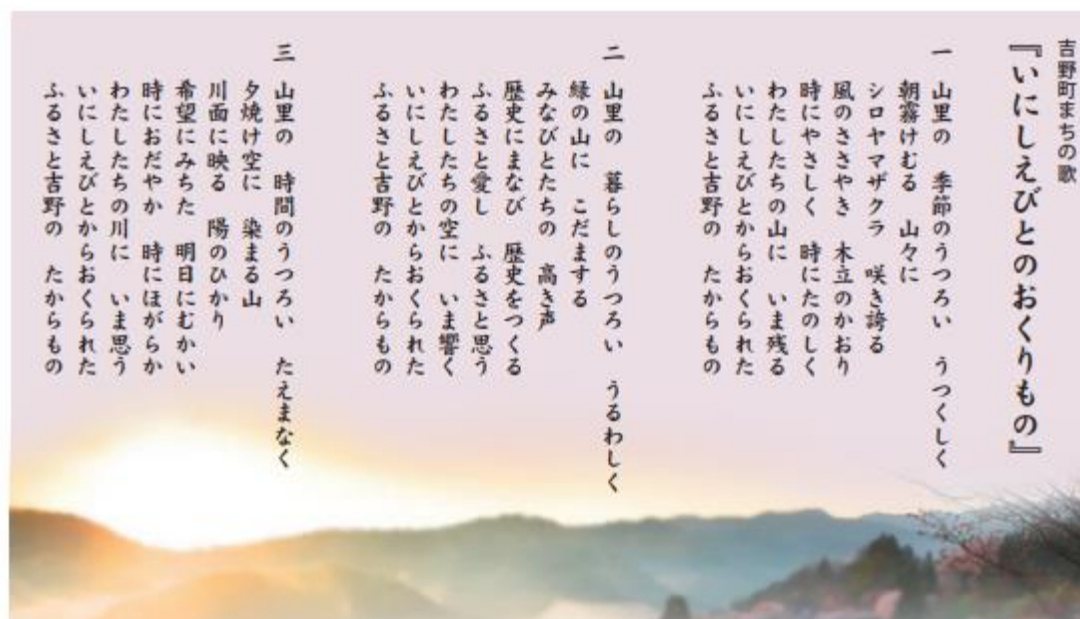


町の魚 「桜鮎」

鮎は、姿の美しさ、にがみをもった風味と香りから日本では川魚の王ともいわれています。特に吉野川の鮎は、吉野の桜に由来した伝承も伴い、「桜鮎」の名がつけられ親しまれています。青葉若葉の美しくなる季節のふるさと吉野を代表する魚です。

⑤ 吉野町まちの歌

本町では、吉野町民憲章を踏まえて、まちの歌を制定しています。



2. 吉野町の魅力

本町は、奈良県の中央部、吉野郡の北部にあって、町の中央部を東から西に吉野川が流れています。町域の一部は吉野熊野国立公園、吉野川・津風呂県立自然公園に指定されており、全国的には吉野山の桜で有名です。春には豪華絢爛で気品に富む桜が咲き乱れ、人々の心を魅了します。

i. 吉野町の伝統、歴史・文化

古来、吉野は都の近くにありながら、都のある奈良盆地からはひと山隔てた、豊かな自然、そして幾重にも重なる山々に抱かれた場所でした。その立地が影響したのか、吉野町域は古くから多くの人々が訪れ、神秘的な場所として文学の世界や宗教の世界でも注目を集めてきました。

例えば、吉野を訪れた人物の中には、天武天皇、持統天皇、藤原道長、源義経、護良親王、後醍醐天皇、豊臣秀吉など、歴史上の著名な人物も少なくありません。また、柿本人麻呂や大伴旅人、西行法師、松尾芭蕉らは吉野の豊かな山・川・雪・桜の世界を多くの歌の中で詠みあげ、その歌は『万葉集』をはじめとする歌集におさめられました。そして、『今昔物語集』をはじめとする説話集などは、吉野を神や妖や仙人が住む神秘の世界として紹介し、役行者をはじめとする多くの宗教者たちは信仰の聖地として吉野に集い続けてきました。

こうした状況は今も変わらず、谷崎潤一郎、松本清張、司馬遼太郎、恩田陸などの著名な作者たちが吉野を作品の舞台として取り上げており、能・歌舞伎・落語などの古典芸能、漫画などでも吉野が舞台となっている作品を数多く見つけることができます。

そして、町内ではこれら歴史・文学・信仰にまつわる遺跡、景色、文物、技術、営み、言い伝えなどが今も大切に守られてきています。なかでも、世界遺産に登録されている史跡大峯奥駈道と史跡名勝吉野山、1300年前の離宮の遺跡として注目を集める史跡宮滝遺跡、仙人が修行したという県史跡龍門寺塔跡、国栖の紙漉き技術、樽丸をはじめとする吉野林業などは本町が誇る歴史の証拠と言えます。

このように本町は、先人によって積み重ねられてきた魅力が数多く残る場所です。

ii. 吉野町の産業

最高級の材質を誇る吉野杉・桧は、恵まれた気候風土と卓越した伝統的な集約技術によって育てられ、古くから良質材としてその名を知られてきました。

本町はその地理的条件から吉野材の集積市場として発達し、吉野材の製材業が盛んに行われるようになり、様々な建築用部材が製材され、良質な吉野材を全国各地に供給してきました。また、吉野材の原木の中央部を建築材として加工した後に残る端材を利用した製箸業も盛んに行われています。良質な吉野材から作られる吉野割箸は、高級割箸として珍重されています。

このように豊かな自然の恵みと先人たちの叡智によって生み出されてきた吉野材を大切に手塩にかけて育てる林業、高級建築材として加工する製材業、その端々までを利用する製箸業などの木材関連産業が町の基幹産業となっています。

その他にも、吉野は古くから紙漉きの里としてもその名が知られています。今もなお昔ながらの手作業で、1枚1枚丹念に漉きあげられる和紙の特徴は、紙自身が持つ独特の粘りにあり、また反りが少なく日焼けもしません。このような特徴から文化財の修復や高級掛け軸、書道用などに珍重されています。

第3章 吉野町の現状

1. 前期基本計画の振り返り

本町では、毎年、各施策の成果指標の進捗状況を確認し、目標値の見直しを行うことで、次年度の予算編成に役立てています。後期基本計画の策定にあたっては、前期基本計画期間の5年間にわたる取組状況を分析し、各担当が進捗状況を整理しました。

各施策の担当課による5年間の進捗状況を総括した結果は以下のとおりです。なお、施策の進捗状況の評価は、A：順調、B：概ね順調、C：やや遅延、D：遅延の4段階で実施した結果です。

進捗状況の評価ランク

	政策1		政策2		政策3		政策4	
順調	A		A		A		A	
概ね順調	B		B		B		B	
やや遅延	C		C		C		C	
遅延	D		D		D		D	

① 政策1 人を育む吉野町

政策1について、子育て支援や学校教育などに関する取組は、前期基本計画で重点プロジェクトに定めて優先的に取組を進めていたこともあり、A評価となっています。後期基本計画では、D評価となっている「職員の人材育成」について、職員のスキルアップにつながる研修や職場環境の整備に取り組む必要があります。

分野	施策名	評価
子どもの教育・健全育成	①子育て支援の充実	A
	②学校教育の充実	A
	③地域ぐるみの健全育成	B
社会教育・社会体育・人権	④社会教育と生涯学習の推進	B
	⑤社会体育と生涯スポーツの推進	B
	⑥人権が尊重されるまちづくり	B
官民協働・人材育成	⑦協働のまちづくりの推進	B
	⑧職員の人材育成	D

② 政策 2 循環と発展をめざす吉野町

政策 2 について「一般廃棄物の適切な処理」は、前期基本計画期間に町のごみ処理体制が大きく変更となったことから、優先的に取り組んだこともあり、A 評価となっています。後期基本計画では、C 評価となっている「農林漁業の振興」について、地域農業の活性化や生産意欲の向上が必要です。

分野	施策名	評価
自然環境・ 廃棄物対策	⑨自然環境及び生活環境の保全・保護	B
	⑩一般廃棄物の適正な処理	A
産業	⑪農林漁業の振興	C
	⑫商工業の振興	B
	⑬木材関連産業の振興	B
観光・交流・ 文化財	⑭魅力あふれる観光の振興	B
	⑮世界遺産等文化財の保全と活用	B
関係人口・移住 定住・公共交通	⑯関係人口の創出と移住定住の促進	B
	⑰利便性の高い公共交通システムの構築	B

③ 政策 3 安心できる吉野町

政策 3 について、前期基本計画で重点プロジェクトとして「安心な暮らしプロジェクト」を定め、地域の安全確保・整備に積極的に取り組んできました。後期基本計画では、地域医療体制の維持・充実を重点プロジェクトの一部に設定し、D 評価となっている「地域医療の充実」に取り組む必要があります。

分野	施策名	評価
健康・福祉・医療	⑱健康づくりの推進	B
	⑲地域医療の充実	D
	⑳高齢者の自立支援の推進	B
	㉑障がい者の自立支援の推進	B
	㉒包括的で重層的な支援体制の構築	B
	㉓社会保障制度の円滑な運営	B
防災・消防救急・ 防犯・安全	㉔地域防災力の向上	C
	㉕消防・救急体制の充実	B
	㉖交通安全・防犯対策の推進	B
都市基盤	㉗安全で快適な道路・河川の整備	B
	㉘安全で安心な上下水道の整備	B
	㉙安全で快適な居住環境の整備	B
	㉚地域特性を活かした土地利用の推進	B

④ 政策 4 持続可能な吉野町

政策 4 について、後期基本計画期間では、施策 8「職員の人材育成」などの取組と連動し、デジタル社会を支える人材の確保と養成に取り組むとともに、職場環境の改善と業務効率化による生産性向上に努め、より豊かで快適な地域社会の実現を目指します。

分野	施策名	評価
行財政運営	③①情報通信技術等を活用したデジタル化の推進	C
	③②財政健全化と行財政改革の推進	B
	③③広報広聴の充実	B
	③④効果的で効率的な行政経営の推進	C

2. 町民の意向

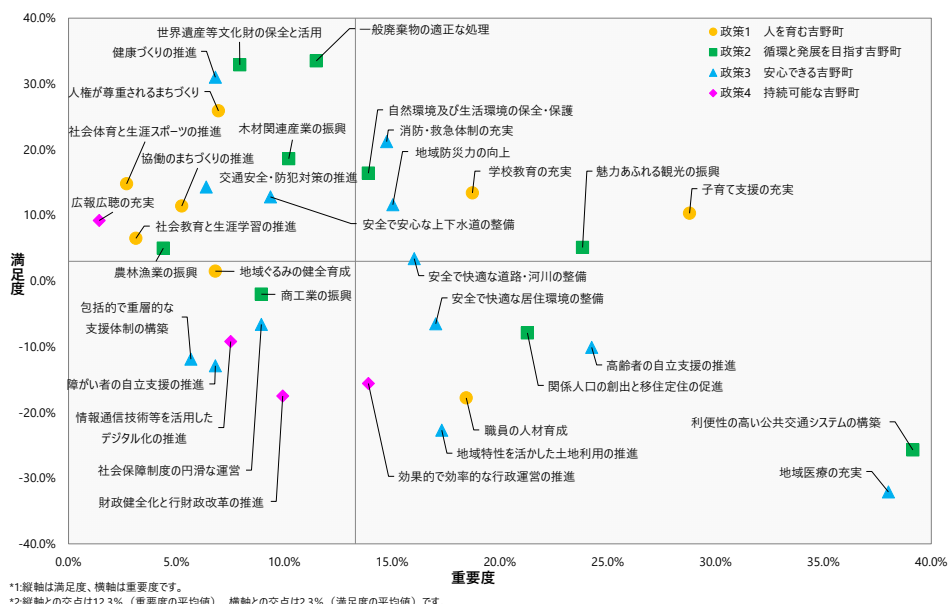
① 吉野町の取組に対する重要度と満足度

（※グラフは現時点の掲載イメージであり、総合計画冊子では前回調査結果との比較ができるデザインに変更予定です）

本町の取組に対する重要度と満足度の結果から、「職員の人材育成」「関係人口の創出と移住定住の促進」「利便性の高い公共交通システムの構築」「地域医療の充実」「高齢者の自立支援の推進」「安全で快適な居住環境の整備」「地域特性を活かした土地利用の推進」「効果的で効率的な行政運営の推進」の 8 つが、他の取組と比べて、重要度が高く、満足度が低い（現在の取組内容や方法を見直し、町民の満足度を高めることが必要である）取組となっています。

2019（令和元）年度実施の前回調査と比べると、「子育て支援の充実」の満足度が高まっている一方で、「協働のまちづくりの推進」の満足度が低下しています。また、「子育て支援の充実」は満足度が高まっているだけでなく、重要度も前回調査と比べて高まっています。

施策の重要度と満足度の結果

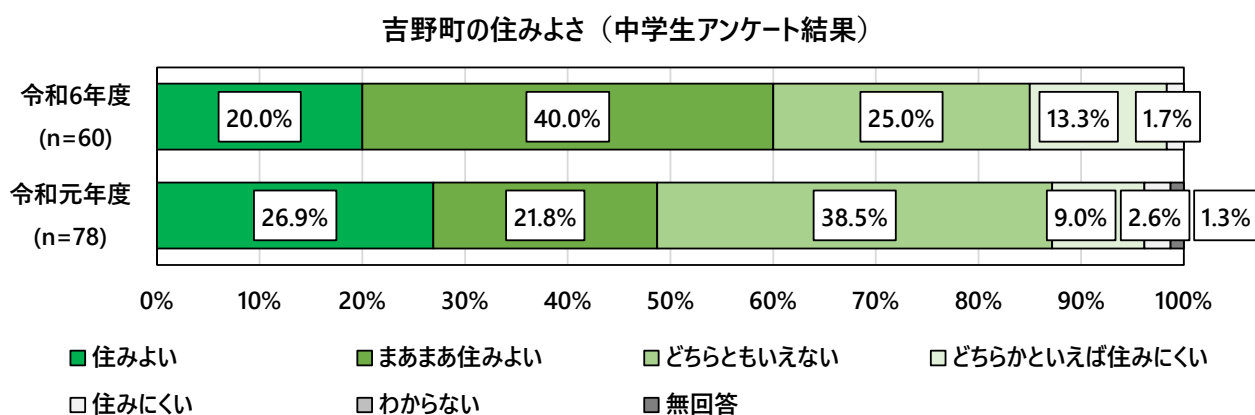
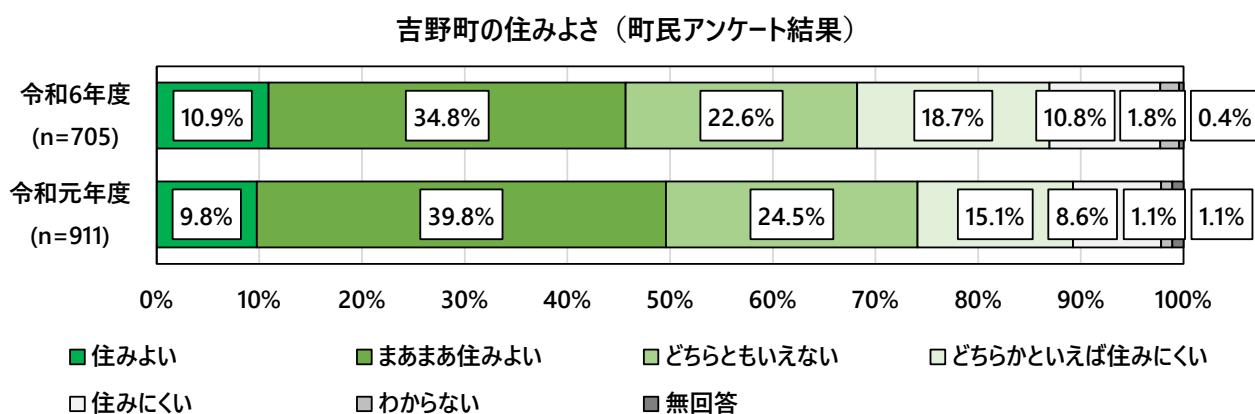


② 吉野町の住みよさ

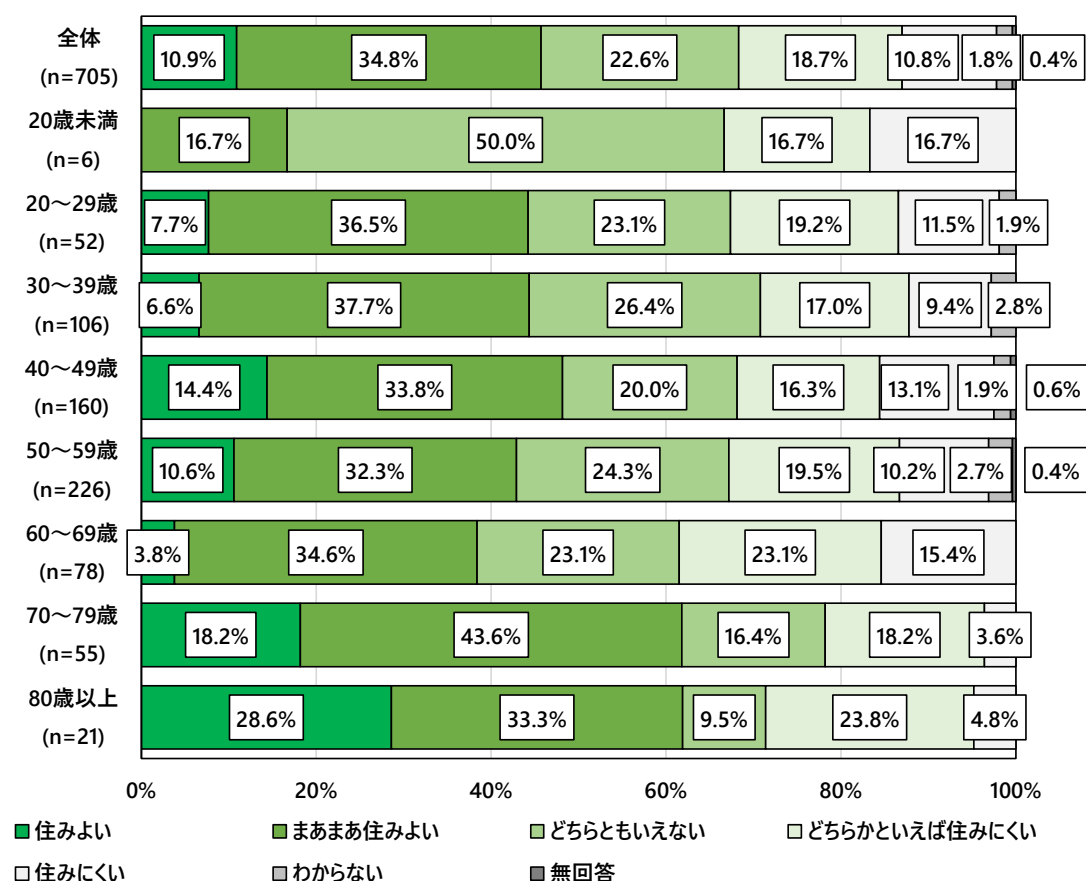
2024（令和6）年度と2019（令和元）年度の町民アンケートの調査結果を比較すると、住みよい（「住みよい」「まあまあ住みよい」の合計）と回答した割合は、5年間で3.9%減少しています。一方で、中学生アンケートの調査結果を比較すると、住みよいと回答した割合は、5年間で11.3%の増加となっています。

また、2024（令和6）年度と2019（令和元）年度の町民アンケートの年代別住みよさの調査結果を比較すると、20～29歳で住みよい（「住みよい」「まあまあ住みよい」の合計）と回答した割合は、5年間で7.3%の増加となっています。一方、60～69歳で住みよいと回答した割合は、5年間で8.6%減少しています。

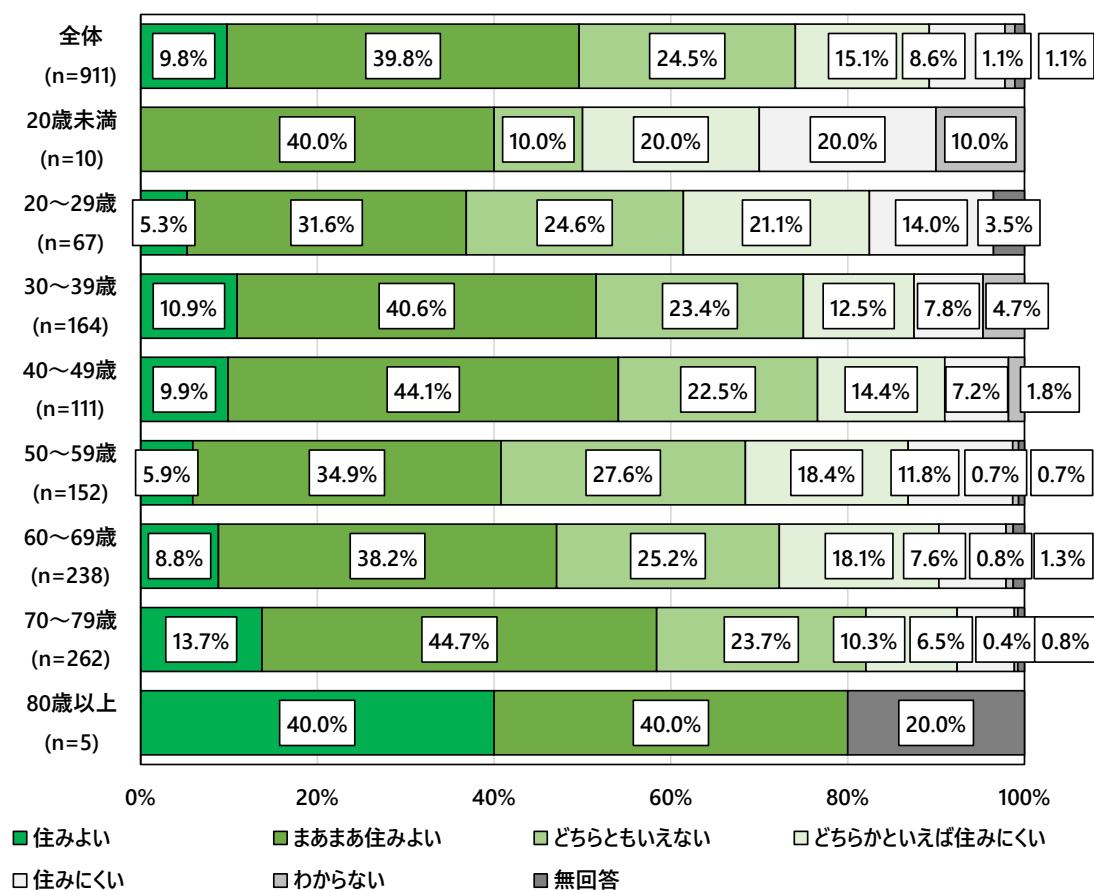
地域のつながり強化や吉野町の魅力を伝えるふるさと教育により、吉野町に対する郷土愛や愛着心が芽生えたことで、中学生や20～29歳の住みよさが高くなったと考えられます。



年代別吉野町の住みよさ（令和 6 年度町民アンケート結果）



年代別吉野町の住みよさ（令和元年度町民アンケート結果）

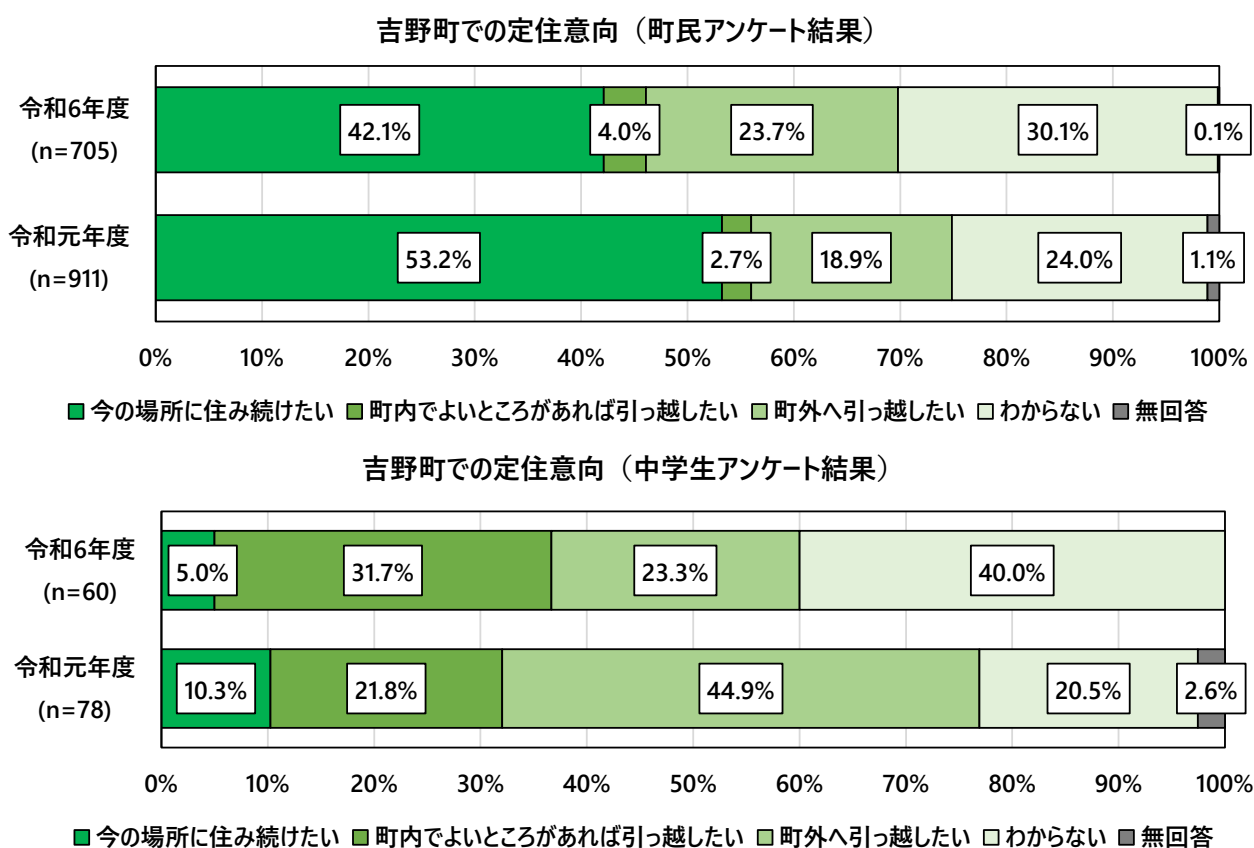


③ 吉野町での定住意向

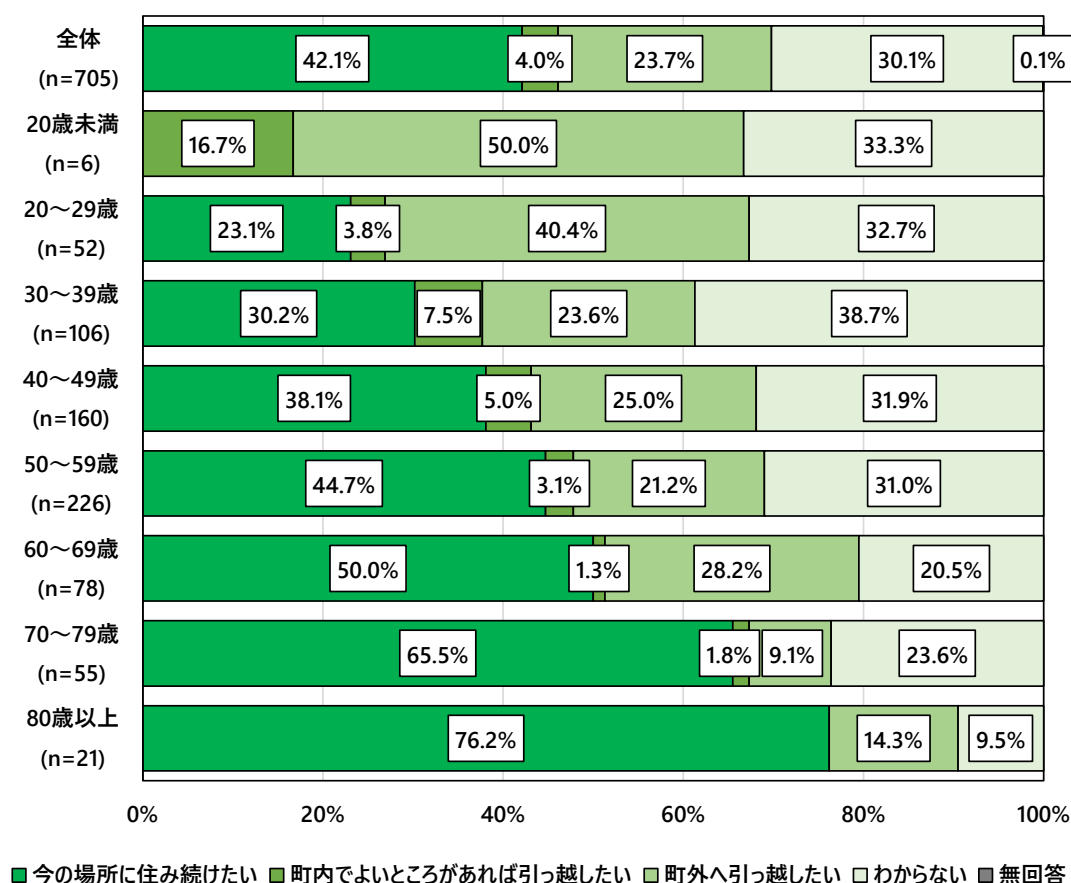
2024（令和 6）年度と 2019（令和元）年度の町民アンケートの調査結果を比較すると、住み続けたい（「今の場所に住み続けたい」「町内でよいところがあれば引っ越したい」の合計）と回答した割合は、5 年間で 9.8%減少しています。一方で、中学生アンケートの調査結果を比較すると、住み続けたいと回答した割合は、5 年間で 4.6%の増加となっています。

また、2024（令和 6）年度と 2019（令和元）年度の、町民アンケートの年代別定住意向の調査結果を比較すると、20～29 歳で住み続けたい（「今の場所に住み続けたい」「町内でよいところがあれば引っ越したい」の合計）と回答した割合は、5 年間で 2.3%の増加となっています。一方、30～39 歳で住み続けたいと回答した割合は、5 年間で 9.2%減少しています。

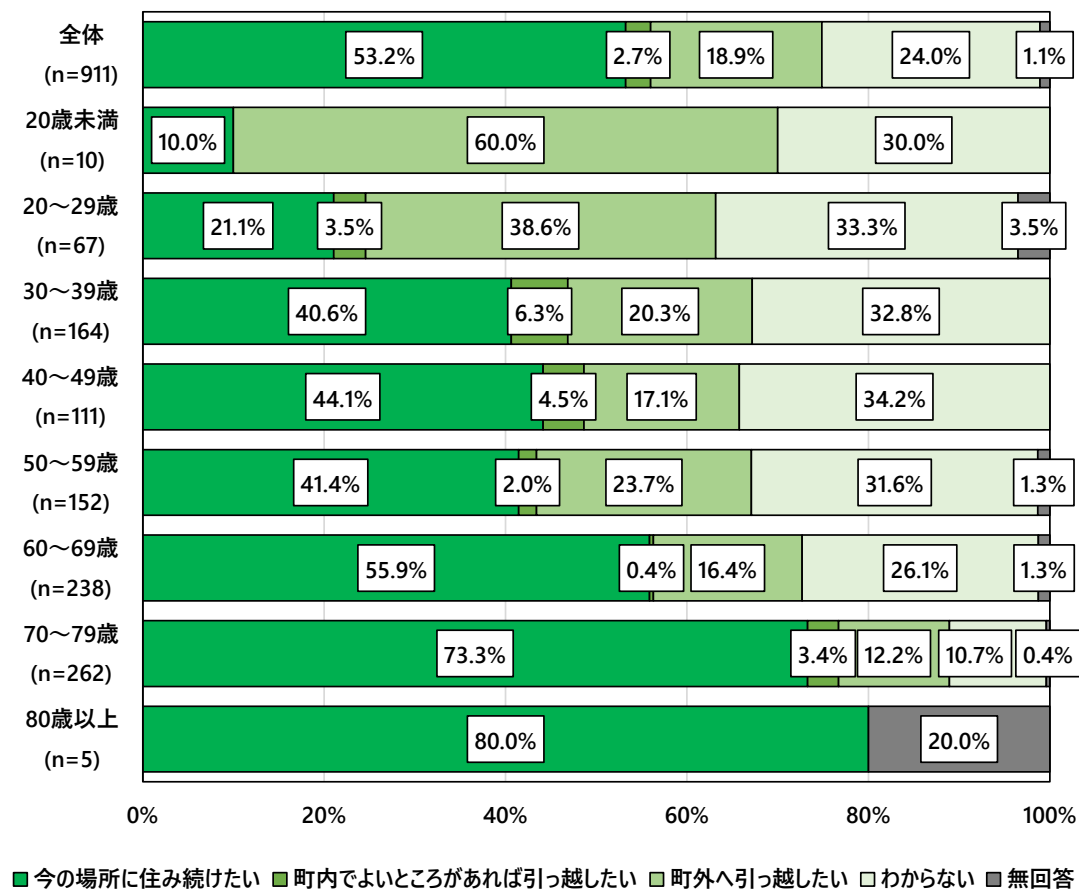
子育てや医療の支援・環境の充実により、生涯にわたり吉野町で生活し子育てしたいと考える若い世代が増加したことで、中学生や 20～29 歳の定住意向が高くなったと考えられます。



年代別吉野町の定住意向（令和6年度町民アンケート結果）



年代別吉野町の定住意向（令和元年度町民アンケート結果）



④ 重点的に取り組んでほしい分野

2025（令和 7）年度に公式ホームページと公式 LINE で実施した吉野町まちづくりに関するアンケートの結果から、本町に重点的に取り組んでほしい分野は、「関係人口・移住定住・公共交通」が 27.2%と最も多くなっています。次いで、「健康・福祉・医療」が 14.9%、「産業」が 11.4%、「行財政運営」が 10.5%となっています。

吉野町に重点的に取り組んでほしい分野

分野	選択数	割合	
関係人口・移住定住・公共交通	31	27.2%	27.2%
健康・福祉・医療	17	14.9%	14.9%
産業	13	11.4%	11.4%
行財政運営	12	10.5%	10.5%
観光・交流・文化財	11	9.6%	9.6%
防災・消防救急・防犯・安全	9	7.9%	7.9%
子どもの教育・健全育成	8	7.0%	7.0%
官民協働・人材育成	5	4.4%	4.4%
自然環境・廃棄物対策	4	3.5%	3.5%
都市基盤	3	2.6%	2.6%
社会教育・社会体育・人権	1	0.9%	0.9%

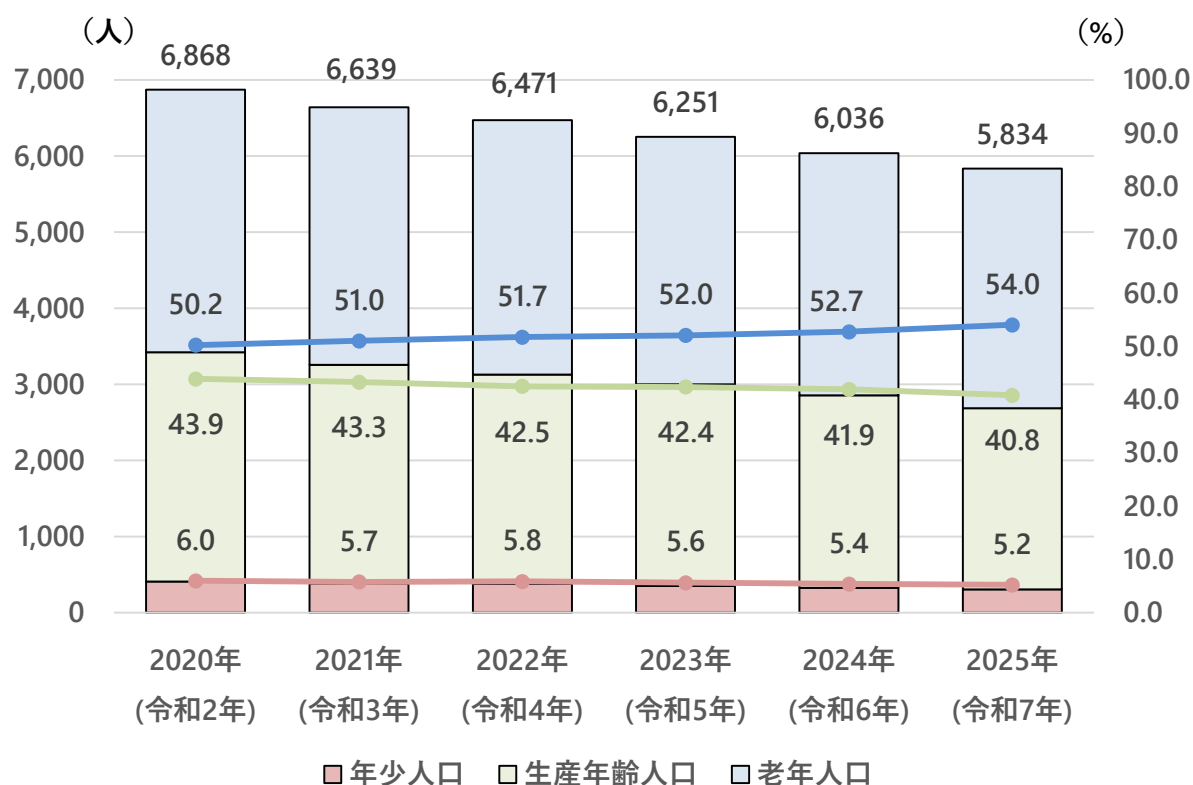
3. 人口の推移

「第 5 次吉野町総合計画前期基本計画」では、分野横断的に取り組む重点プロジェクトとして、子育て支援をはじめとした人口減少のスピードの抑制や少子高齢化対策のほか、流入人口の増加を目的として、様々な組織や団体との連携を通じた地域経済の活性化と持続可能な経済成長を目指してきました。

しかしながら、2025（令和 7）年 1 月時点の住民基本台帳人口によると、総人口は 6,000 人を下回り、直近 5 年間で約 1,000 人減少していることから、依然として人口減少が進んでいることがわかります。

年齢 3 区分人口を見ると、老年人口比率は年々増加し、生産年齢人口と年少人口は年々減少しています。国や奈良県の人口構成（人口 3 区分）と比較すると、年少人口比率は 6%程度、生産年齢人口比率は 15～20%程度低くなっており、老年人口比率は 20～25%程度高くなっています。これらから、全国及び県よりも少子高齢化が進んでいることがわかります。

吉野町の人口推移（各年1月1日時点）



	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)	2025年 (令和7年)
合計	6,868	6,639	6,471	6,251	6,036	5,834
老年人口	3,447	3,385	3,345	3,252	3,182	3,151
生産年齢人口	3,012	2,873	2,748	2,648	2,530	2,380
年少人口	409	381	378	351	324	303
老年人口比率	50.2%	51.0%	51.7%	52.0%	52.7%	54.0%
生産年齢人口比率	43.9%	43.3%	42.5%	42.4%	41.9%	40.8%
年少人口比率	6.0%	5.7%	5.8%	5.6%	5.4%	5.2%

（参考）全国

老年人口比率	27.9%	28.2%	28.5%	28.6%	28.8%	28.9%
生産年齢人口比率	59.9%	59.7%	59.5%	59.6%	59.7%	59.8%
年少人口比率	12.2%	12.1%	11.9%	11.7%	11.5%	11.3%

（参考）奈良県

老年人口比率	30.8%	31.2%	31.6%	31.8%	32.1%	32.4%
生産年齢人口比率	57.4%	57.0%	56.8%	56.8%	56.7%	56.6%
年少人口比率	11.8%	11.7%	11.5%	11.4%	11.2%	11.0%

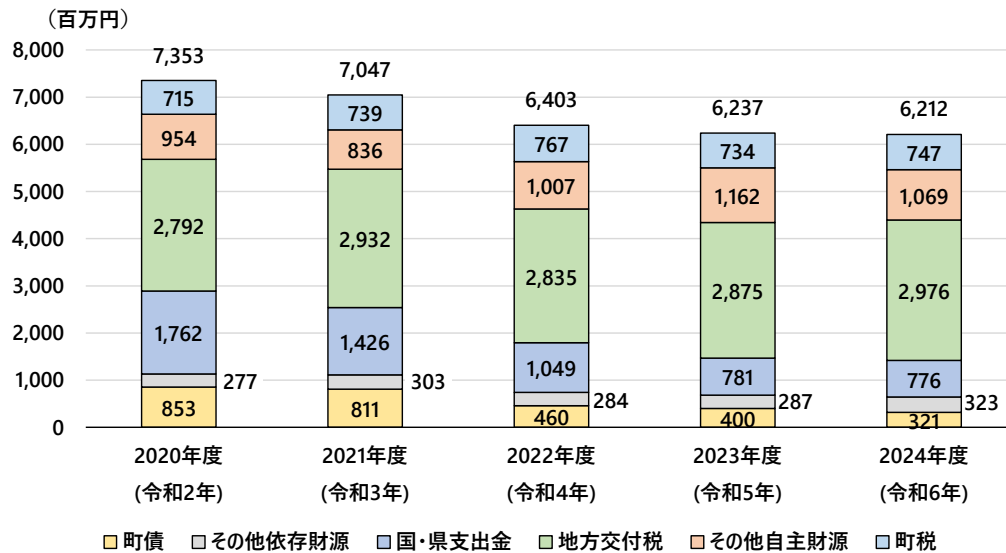
出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」

4. 財政状況の推移

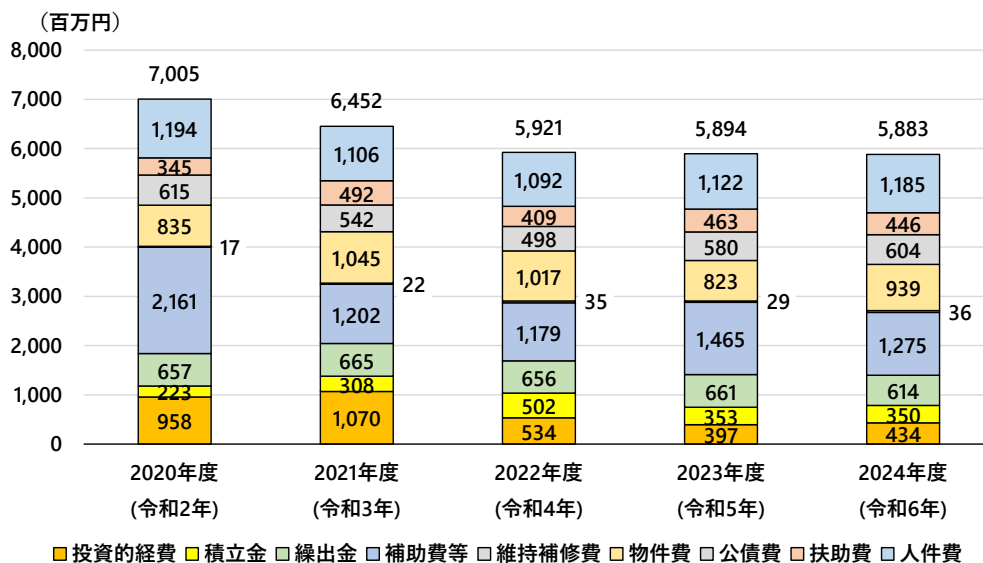
① 歳入・歳出の推移

直近5年間の歳入及び歳出は、2020（令和2）年度以降、右肩下がり推移しています。歳入の内訳は、自主財源が約3割、依存財源が約7割となっており、国や県からの補助金や交付金に頼っています。また、歳出の内訳は、義務的経費（人件費・扶助費・公債費）が約3割となっています。

歳入の推移



歳出の推移



出典：「吉野町普通会計決算の概況」

※1 普通会計を対象としています。

※2 その他自主財源は、分担金、負担金、手数料、財産収入、寄付金、繰入金、諸収入が含まれます。

※3 その他依存財源は、地方譲与税、各種交付金が含まれます。

② 財政指標の推移

直近 5 年間の財政指標（①経常収支比率、②将来負担比率、③実質公債費比率）の推移は以下のとおりです。

i. 経常収支比率

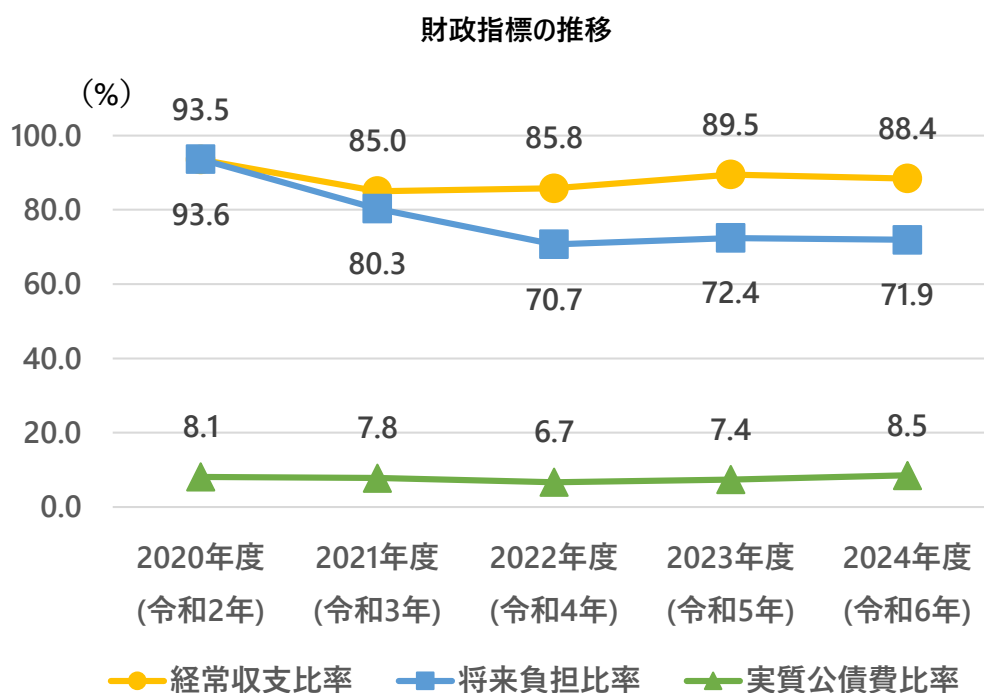
経常収支比率は、町税などの経常的な収入から人件費や公債費などの経常的な経費に充てられている割合のことであり、100%を超えると経常的な経費を一般財源に賄えない状況となります。この指標は、100%を下回っていますが、高い水準で推移しています。

ii. 将来負担比率

将来負担比率は、普通会計が将来負担すべき負債総額の標準財政規模に対する割合のことであり、350%を超えると早期健全化団体となります。この指標は近年減少傾向にあり、70%前後で推移しています。

iii. 実質公債費比率

実質公債費比率は、普通会計が負担する元利償還金と準元利償還金の標準財政規模に対する割合のことであり、25%を超えると早期健全化団体、35%を超えると財政再生団体となります。この指標は、10%以下で推移しています。



出典：「吉野町普通会計決算の概況」

第4章 社会的潮流とまちづくりの課題

第5次吉野町総合計画前期基本計画期間（2021（令和3）年度から2025（令和7）年度までの5年間）における社会情勢の変化は以下の5つに整理できます。

1. 町の主要産業と働き方の変化	
○全国の動向	
一次・二次産業の衰退と外国人労働者の増加	全国的に第一次・第二次産業は従事者の高齢化と新規就労者の減少が問題となっています。一方、外国人労働者や外国人雇用事業所は増加傾向にあることから、外国人材の就業促進や言語研修、雇用管理指導の取組が必要とされています。
観光産業と働き方の変化	訪日外国人観光客数は2024年に過去最高を記録し、奈良県でも回復傾向にあります。また、リニア中央新幹線新駅設置や働き方の変化などにより、今後も国内外からの観光客が増加すると見込まれるとともに、移住者の増加につながる事が想定されます。
○本町の主な課題	
基幹産業の継承と外国人労働者の雇用	本町の地域資源を活用した産業において、高齢化や後継者不足が深刻な課題となっています。この課題解決のために、外国人労働者への支援施策や、後継者の育成、雇用環境の改善などの取組が必要です。
新たなニーズに対応した観光産業	言語や文化の壁を解消する取組やプロモーション活動を通じて、外国人観光客が快適に滞在できる環境を整備することが求められます。加えて、日本人の働き方の変化により、新たな観光需要や移住・定住ニーズの増加に対応する取組が必要です。

2. 協働のまちづくりの推進	
○全国の動向	
協働による持続可能な行政サービスの維持と提供	少子高齢化や災害の激甚化により行政ニーズが多様化する中、自治会やNPO法人等を中心とした地域コミュニティの活性化が重要です。地域活動のデジタル化や資源・人材の協働活用を進めることで、防災や福祉分野をはじめとした課題解決が必要とされています。
○本町の主な課題	
多様な主体の連携と協働のまちづくり推進	町民、団体、事業者など多様な主体が連携して、地域コミュニティの整備・維持を図ることが重要で、行政による積極的な支援が求められています。また、効率的な行政運営のため、近隣自治体との広域連携の可能性を検討する必要もあります。

3. 少子高齢化や人口減少社会の進行	
○全国の動向	
少子高齢化に伴う人口減少の状況	全国の総人口は減少傾向にあり、今後も減少し続けることが予想されています。また、出生数も例年のように過去最低の出生数を更新しており、今後更なる少子高齢化になるとされています。奈良県では、全国より速いスピードで少子高齢化が進行すると予測され、労働力不足や経済規模の縮小など、社会全体に様々な影響が及ぶ状況です。
○本町の主な課題	
加速する高齢化への対応	本町の総人口は減少傾向にあり、高齢化率は 2025（令和 7）年 1 月時点で 54.0%と非常に高くなっています。高齢化の進行に伴い、福祉サービスの需要・コストの増加、地域活動の担い手の不足などが懸念されます。高齢者が健康で積極的に地域活動に参加し、地域全体で支え合う仕組みづくりを検討しています。
少子化・生産年齢人口減少への対応	本町の出生数も減少傾向にあり、近年は年間 15 人前後となっています。また、本町では若年層が都市部に転出する傾向にあり、少子化と生産年齢人口の減少が進行しています。近年の社会変化により地方での生活が注目されており、若年層が本町での生活に魅力を感じられるようなプロモーション活動が必要です。

4. 社会変化と安全・安心への意識の高まり	
○全国の動向	
気象災害、高齢者の事件・事故被害の増加	気候変動による気象災害の激甚化や南海トラフ地震の切迫を受け、広域的な災害対策の強化が求められています。また、高齢者が関与する交通事故や特殊詐欺被害の増加が懸念される中、広報・啓発活動や地域のつながりを活用した防犯対策の推進が重要です。
○本町の主な課題	
災害に対する協働と高齢者の安全・安心	本町では、自然災害に強いまちづくりを推進し、自主防災組織をはじめとした自助・共助の取組を強化しています。また、高齢者が関与する交通事故や特殊詐欺被害への対策として安全教室や意識啓発、地域のつながり強化を進めています。

5. 高度情報化と効率的な行財政運営	
○全国の動向	
デジタルと協働による持続可能な地域づくり	政府は地方の人口減少に対し、デジタル技術を最大限に活用した公共サービスの維持・強化や地域経済の活性化を図っています。また、より効果的な行財政運営を進めるため、官民連携事業の取組も求められています。
○本町の主な課題	
高度情報化した行財政運営の推進	財政負担の軽減と公共サービスの維持・向上を目指すために、官民の連携やノウハウの共有が行える環境の整備が必要です。また、町民課題の解決に役立つシステムの導入など、デジタル技術を活用した行財政改革を推進することも重要です。

第 5 次吉野町総合計画

後期基本計画案

第1章 基本計画の概要

1. 後期基本計画策定の趣旨と計画期間

後期基本計画は、基本構想に定めた将来像や政策の実現のため、本町における現状と課題を踏まえ、計画期間中に取り組むべき施策推進の方向や施策の体系を明らかにするものです。

計画の期間は、2026（令和 8）年度を初年度とし、2030（令和 12）年度を目標年次とする 5 年間とします。

2. 後期基本計画の構成

後期基本計画は、本町の施策の進捗状況や諸課題及び人口見通しや財政見通しを踏まえ、34 の行政分野別の計画（以下、「分野別計画」という）と行政分野横断的な視点で取り組むべき 4 つの重点プロジェクトを示しています。

分野別計画は、4 政策、34 施策から構成され、政策は「政策 1 人を育む吉野町」「政策 2 循環と発展をめざす吉野町」「政策 3 安心できる吉野町」「政策 4 持続可能な吉野町」の 4 つに区分しています。「政策 4 持続可能な吉野町」は、その他の政策の取組を進めていくため、安定的に維持していく必要がある“基盤”として位置づけています。

また、施策は「子育て支援の充実」「学校教育の充実」等の 34 の行政分野ごとに、目指す方向性や目標値のほか具体的な取組方針等を記載しています。

さらに、分野別計画の枠組みだけではなく、この計画の計画期間内で特に力を入れる必要があり、施策分野横断的に取り組むべき課題である「人口減少対策」「少子高齢化対策」に関する横断的な方針を重点プロジェクトとして掲げています。

3. 4 つの重点プロジェクト（基本目標）の設定

2024（令和 6）年度に国において、「地方こそ成長の主役」との発想に基づき、地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずるため、新しい地方経済・生活環境創生本部が設置されました。また、2025（令和 7）年度には、「強く」、「豊か」で、「新しい・楽しい」地方の実現に向けた方向性として「地方創生 2.0 基本構想」が示されました。

本町においては、2021（令和 3）年に「吉野町人口ビジョン」及び「第 2 期吉野町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、本町の最大の課題である人口減少・少子高齢社会に対応するため、具体的な取組を進めてきました。

また、第 5 次吉野町総合計画前期基本計画では、人口減少・少子高齢社会への対応は、1 つの施策分野で解決できる課題ではなく、施策横断的・全庁的な取組が必要であることから、「第 2 期吉野町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げられた「多様な連携や民間活力の利活用により、地域経済を活性化し、安定した雇用を創出する」「地域の中で安心して暮らし続けることができるまちづくり」「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」「新しいひとの流れをつくり、ひとが集う、魅力的な地域をつくる」の 4 つを重点プロジェクトとして、施策横断的な取組を進めてきました。

第 5 次吉野町総合計画後期基本計画でも引き続き、本計画の政策方針・施策方針と足並みを揃え、「第 3 期吉野町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げている 4 つの基本目標を「重点プロジェクト」として位置づけ、人口減少・少子高齢社会への対策を施策横断的に推進します。

重点プロジェクト 1「安心な暮らし PJ」 ～地域で安心して暮らすことができ、結婚・出産・子育てに希望を持てるまちをつくる～

利便性の高い公共交通の形成や地域医療体制の維持・充実を図り、生活インフラの基盤を充実させることで、誰もが便利で安心した生活ができる地域づくりを進めます。また、災害に強い「まち・ひとづくり」を中心として、地域課題の解決に向けた取組を推進し、地域防災力の向上につなげます。子育て世代や高齢者も自分らしく生きることができる地域づくりや地域資源の継承を進めることで、誰もが地元に対して郷土愛・愛着心を抱くことができ、持続的な地域コミュニティの構築につながる取組を推進します。子育てと仕事の両立を支援することにより、女性が希望するキャリアを実現し、地域で輝ける体制を築きます。

◆成果指標

No	成果指標	単位	現状値 (2024)	目標値 (2030)
1	デマンドバス乗合率	%	33.9	44.4
2	かかりつけ医を持っている町民の割合	%	49.9	56.9
3	自主防災組織連携組織の数（地区防災計画の策定数）	組織	3	6
4	0～4 歳人口※	人	73	70

※出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

重点プロジェクト 2「地域経済活性化 PJ」 ～多様な連携や民間活力の利活用により、地域経済を活性化し、安定した雇用を創出する～

町民誰もがいきいきと生活できる賑わいを創出するため、民間活力を積極的に導入し、地域経済の好循環を促進します。また、町内の 7 つの区域を中心とした地域拠点を形成することで、地域の特色を活かしたまちづくりを推進し、町民が誇りと希望を持てる地域社会の実現を図ります。主要産業である林業や製造業を中心とした魅力ある地域産業の発展・振興により、産業を持続的に継承します。起業・創業の意欲を高める支援体制を構築することに加え、安定した雇用の創出と若者が働きたいと感じる魅力的な職場環境を整備します。

◆成果指標

No	成果指標	単位	現状値 (2024)	目標値 (2030)
1	活用方針が定まっていない公共施設数	数	7	0
2	創業支援者数	人	11	17
3	町内合同面接会及び出張相談の開催数	回	33	40

重点プロジェクト 3「地域の魅力づくり PJ」 ～新しいひとの流れをつくり、ひとが集う、魅力的な地域をつくる～

通年型の観光地化を図り、地域の自然や文化、歴史を活かした観光コンテンツを充実させることで、国内外からの観光客を誘致します。特に、インバウンド客のニーズに応える施策を積極的に展開し、地域の国際的な認知度を向上させます。また、吉野の魅力を発信する仕組みを構築し、移住・定住を促進することで、地域コミュニティの活性化を図ります。二地域居住を促進し、地域の多様な担い手として「関係人口」を創出することで、地域の自然環境、文化などの持続的な維持・発展を推進します。

◆成果指標

No	成果指標	単位	現状値 (2024)	目標値 (2030)
1	観光客入込客数	千人	720	1,100
2	延べ宿泊者数	千人	32	70
3	移住世帯（空き家バンク経由）	世帯	3	10
4	二地域居住者世帯（空き家バンク経由）	世帯	0	6

重点プロジェクト 4「デジタル利活用推進 PJ」 ～デジタルで便利で快適な地域社会をつくる～

行政サービスにおけるデジタル技術の導入を推進し、庁内業務のデジタル化、町民サービスのオンライン化など、行政サービスの変革に取り組むことで、町民の利便性向上、職員の業務効率化を図ります。また、デジタルの専門的知識を有する人材の確保と養成、事業者及び職員との連携を通じて、デジタル社会を支える人材基盤を強化し、各種業務のデジタル化を強力に推進することで、デジタル技術を活用した新しい価値を創出し、より豊かで快適な地域社会を実現します。

◆成果指標

No	成果指標	単位	現状値 (2024)	目標値 (2030)
1	住民票コンビニ交付率	%	25.1	28.5
2	オンライン会議回数	回	740	786

4. 今後の財政見通し

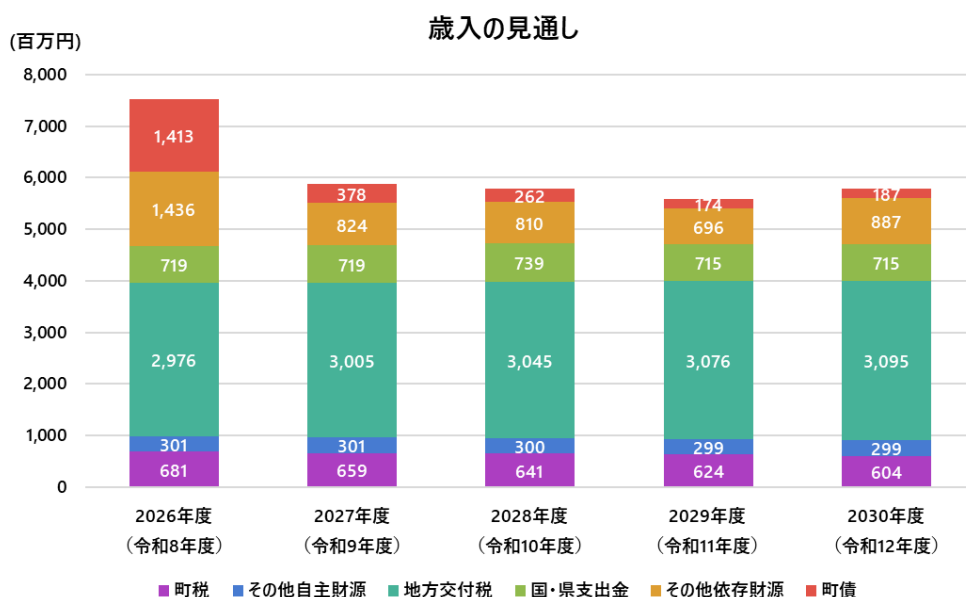
国の税制度や財政対策がめまぐるしく変化している今日において、今後の財政状況を見通すことは大変難しく、また、昨今の経済情勢からも大幅な歳入の伸びを見込むことは難しい状況にあります。このような中でも、本町が今後も真に必要な町民サービスの水準を確保しながら、将来にわたって持続可能な行政経営を進めるために、後期基本計画の5年間に合わせ、中期的な財政見通しを示しました。この財政見通しは、基本計画に示した政策方針・施策方針を基礎とし、策定時点において見込むことができる様々な要素を検討に加え、増減比率など経年の推移を踏まえて作成しています。

なお、本計画に掲載した歳入・歳出の見通し及び詳細の内容は、「中期財政計画」に基づいています。「中期財政計画」は、社会情勢や国の制度改正などに大きく影響を受けるため、これらの変化に応じて見直しを行っていきます。

歳入

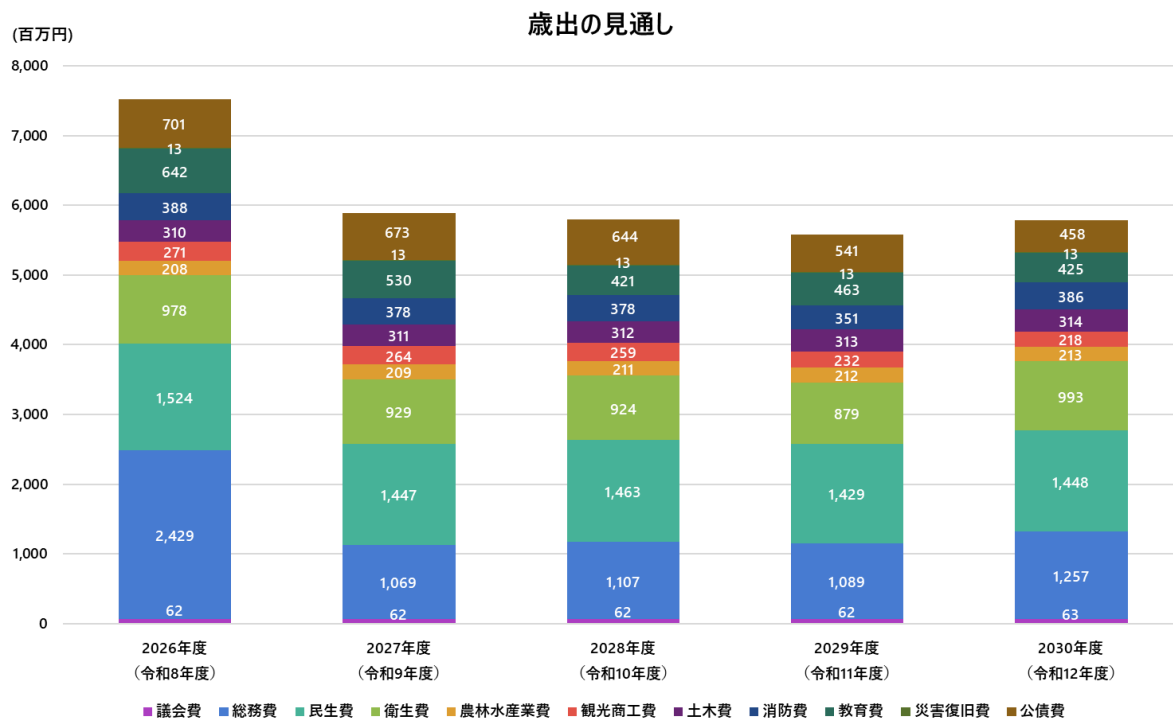
- ① 町税については現行制度を前提として、2024（令和6）年度決算見込を基に過去の減少率を勘案し推計しています。今後の人口規模については後述する「人口見通しと目標人口の設定」の数値を踏まえて推計しています。
- ② 地方交付税は、町税等の動向や過去の実績を踏まえ算定しています。
- ③ 国庫支出金・県支出金は、現行制度を基本に、過去の実績を踏まえ算定しています。

- ④ 町債は、各施策における主要な事業及びその他の投資的事業の財源として発行額を推計し、さらに臨時財政対策債を見込んで推計しています。



歳出

- ① 各費目の人件費は、今後 5 か年の定年退職者数と組織の持続性を堅持するための必要最低限の新規採用者数を見込み、普通会計に属する職員の積み上げにより推計しています。物件費及び維持補修費については、行財政改革による業務の効率化を図り、計画期間を通じて継続的な削減を見込んでいます。
- ② 民生費・教育費等は、子育て支援や高齢者対策等の国、県、町の制度及び後述する「人口見通しと目標人口の設定」の数値等を基本に過去の実績を勘案し推計しています。
- ③ 土木費・教育費等の投資的経費は、各施策における主要な事業を行うことを想定しています。
- ④ 災害復旧費は、過去の実績等を参考に推計しています。
- ⑤ 公債費は、元利償還予定に基づいて推計しています。



5. 人口見通しと目標人口の設定

本町では、2021（令和 3）年度を初年度として策定した「第 5 次吉野町総合計画前期基本計画」において、2025（令和 7）年度の将来人口を 5,900 人程度、2030（令和 12）年度の将来人口を 5,000 人程度と推計しまちづくりを進めてきました。しかしながら、直近 5 年間の人口の社会増減や自然増減を見ると、2025（令和 7）年度の目標値を下回る 5,834 人（住民基本台帳人口：2025（令和 7）年 1 月 1 日時点）となっています。

2021（令和 3）年度の目標人口の設定時から人口の減少速度は改善傾向にあります。しかし、このままの人口動態が続くと以下の「推計（不作為）人口」のように、2030（令和 12）年では 5,000 人を下回ることから、直近 5 年間の人口動態を踏まえつつ、中長期的な視点で少子高齢化の脱却に向けた取組を強化し、目標人口の達成を目指します。

【目標人口の考え方】

- ・ 転入者を増加させるとともに、転出を抑制します。また、1 年当たり 5 世帯程度のファミリー世帯の転入を目標とします。
- ・ 若年層（特に 4 歳以下の人口を概ね 70 人程度を目標とする）の人口を維持することで、中長期的な視点から年少人口や生産年齢人口比率を維持します



第 2 章 分野別計画

分野別計画の構成

施策の方向性と各施策の現状と課題、各施策の成果指標、役割分担について掲載しています。後期基本計画では、施策ごとに 5 年後に実現したい姿を目標として掲げ、目標に対する「個人でできること」「地域等でできること」に区分し、それぞれの役割分担を示しています。加えて、今後 5 年間の主な取組、当該施策に係る個別計画、SDGs との関連を掲載しています。

- ・ 施策の方向性
町民、地域、行政がともに実現を目指すまちの姿、行動など、施策の目指す方向性を示しています。
- ・ 施策の現状と課題
本町において、後期基本計画期間における各施策の取組などを踏まえた現況と今後取り組んでいかなければならない課題を示しています。
- ・ 施策の成果指標
施策の達成度を計測するための指標、指標の現状値と目標値を示しています。
- ・ 役割分担
「個人でできること」「地域等でできること」のそれぞれの役割を示しています。「地域等でできること」は、自治協議会や自治会、隣近所など共助として期待される役割を記載しています。
- ・ 主な取組
後期基本計画期間中で行政が自らの役割として主体的に実施する主な取組を示しています。
- ・ 関連する個別計画
施策に関連する個別計画を示しています。また、参考情報として計画期間も示しています。
- ・ 関連する SDGs の目標
施策に関連する SDGs を示しています。17 のターゲットを基にアイコンを示しています。

政策 1 ひと

人を育む吉野町

1 子育て支援の充実

◇ 施策の方向性

子どもと親がともに笑顔で成長していけるよう、地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援するまちを目指します。

◇ 施策の現状と課題

近年、学童保育の利用者数が増加し、支援を要する児童の割合も多くなっています。本町では小中一貫教育校開校に伴い、2つの学童保育所を統合し、新たに吉野さくら学童クラブを令和4年4月に開所し、取組を進めています。今後は、職員の体制を整えるとともに職員のスキルを向上させ、児童の多様な価値観や背景を理解し、すべての児童が安心して過ごせる環境を整えることが必要です。

就園前乳幼児と保護者の交流や情報交換の場として、育児サークル・にこにこランド・にこにこルームを開催していますが、少子化の影響で対象児が減少し、参加者が少数となっており、地域で情報交換等をできる場として継続的に実施し、地域全体で子育てを支える社会を作っていく必要があります。

また、教育振興審議会や専門部会でこども園の1園化の在り方を検討し、15歳までの学校教育との一貫性を見据えた2園での園諸活動の精選をし、令和6年4月に「よしのこども園」としてスタートしました。新たな本町の幼児教育・保育の目標に向けて教職員の資質能力を高めるとともに、多様な保育ニーズや国等の新たな施策にも柔軟に対応していく園の運営が必要となっています。

子育て世帯包括支援センターにて健診を実施し、健診未受診家庭にそれぞれのニーズに合わせて個別に訪問をしています。また、母子保健と児童福祉が連携し、相談支援を行う、子ども家庭センターを設置していますが、家庭を取り巻く環境の変化や多様化に伴い、子どもと家庭への支援の充実を図る必要があります。

◇ 施策の成果指標

No	指標名	単位	現状値 (2024)	目標値 (2030)
1	子育て支援への満足度	%	98.0	100.0
2	子育て講座受講者の満足度	%	—	85
3	待機児童数	人	0	0
4	4か月・1歳6か月・3歳6か月児健診受診率	%	100.0	100.0
5	この地域で子育てをしたいと思う保護者の割合	%	88.0	95.0

◇ 役割分担

(1) 個人でできること

- ・ 保護者は、地域と関わり子育て等について学びます。
- ・ 個々の立場で子育て家庭に関わり支援します。
- ・ 保護者は、一人で悩むことなく子育てについて家庭等で解決が難しい場合は、解決に向けての情報収集を行ったり、相談窓口に行ったりするようにします。
- ・ 地域でのイベントがあることを知り、参加できるイベントがあれば参加します。
- ・ 健診の大切さを知り、妊娠期～乳幼児期において健診を適切に受けられ、安心・安全に生活を送ることができるよう努めます。

（２）地域等でできること

- ・ 地域での活動を通じて世代間交流と子育ての知恵など引き継ぐべきものを伝えます。
- ・ 地域全体で子どもを守り育てる機運を高め、多様な人材による地域の教育力をもって支援します。
- ・ 身近な子育て家庭への情報提供や見守り、子育ての大変さ、楽しさを共有できる地域づくりをします。

◇ 主な取組

（１）教育・保育サービスを充実します

- ・ 多様な保育ニーズ（外国に関わりを持つ子どもや特別な配慮を要する子ども等）を踏まえ、柔軟な対応ができるよう教育・保育内容の充実を図るとともに、人材の確保など子どもにとって良好な保育環境づくりを推進します。また、安心して子育てと仕事が両立できる教育・保育の安定的な提供を図りつつ、国の「こども未来戦略」に基づく新たな子育て支援施策など、本町の地域特性に合わせて柔軟に対応し取り組みます。

（２）子育てに関する交流や情報提供、相談・指導を充実します

- ・ 子育てサポーター等支援者の専門的知識や技能を向上させ、就学前の乳幼児と保護者の交流や情報交換の場として、育児サークル・にこにこランド・にこにこルームなどを継続します。
- ・ 子育てに役立つ「子育て情報メール」や「母子健康手帳アプリ」など様々なツールを活用し情報提供をします。

（３）子育て環境を整備します

- ・ 子育てに伴う経済的支援を継続し、ニーズに合わせて拡充します。
- ・ 子どもと子育てに関わる人が、安心して過ごし集える居場所づくりをします。
- ・ 学童保育において児童個々の特性に応じて、健全な保育を図るよう、保育内容や職員体制を整えます。
- ・ 子ども家庭センターにて、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行い、切れ目のない包括的な支援を行います。

（４）妊娠期から乳幼児期までの切れ目ない支援を実施します

- ・ 不妊治療・妊婦健康診査・新生児聴覚検査・妊婦タクシーなどの各種助成制度や乳幼児健康診査事業等の保健事業を実施し、支援を充実させます。

◇関連する個別計画

No	計画名	計画期間
1	第3期吉野町子ども・子育て支援事業計画	令和7年度～令和11年度

◇関連するSDGsの目標



2 学校教育の充実

◇ 施策の方向性

未来を担う子どもたちの郷土愛を醸成し、確かな学力と主体的な行動力・判断力、豊かな人間性を育む教育を実践します。

◇ 施策の現状と課題

本町では、令和 4 年 4 月に小・中学校施設一体型の「吉野町立小中一貫教育校 吉野さくら学園」を開校しました。吉野さくら学園では、これまでの小学校の教育課程と中学校の教育課程を基本に置きながら、9 年間の一貫した教育を進めています。また、こども園は令和 6 年 4 月に「よしのこども園」に一園化し、0 歳児から 15 歳まで一貫性のある、幼児教育・保育と学校教育の接続・連携を深めています。

今後は、子どもたちの学びに向き合う力を育み、これからの社会に対応する資質・能力を身につけさせる新しい教育観が保護者・学校園に求められています。また、多様な教育・保育活動の展開に教職員の負担が増している傾向があり、校務の効率化など働き方改革の取組も必要です。

◇ 施策の成果指標

No	指標名	単位	現状値 (2024)	目標値 (2030)
1	授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組める割合	%	72.4	85.0
2	いじめはどんな理由があってもいけないと思う生徒の割合	%	95.0	100.0
3	教職員の情報活用指導力 (できる・ややできると回答した教員の割合)	%	96.2	100.0

◇ 役割分担

(1) 個人でできること

- ・ ふるさと教育をはじめとした、学校の様々な教育活動に関心をもち、子どもたちを育む活動に参加・参画します。

(2) 地域等でできること

- ・ 地域の宝である子どもたちを日々見守り、子どもや保護者にとって安心で親しみのある地域環境づくりを進めます。
- ・ 保護者・地域・学校と情報共有しながら教育環境・学校環境の整備を行います。

◇ 主な取組

(1) 連続した学びのある教育の推進のため、教育内容の精選と充実を図ります

- ・ 幼児教育・保育では、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる幼児期に、すべての子どもたちが愛されることを基盤に「心豊かに未来に向かってたくましく生き抜く力」の基礎を育みます。また幼児期の学びから児童期の学びへとつなげていくために、こども園と小学校の接続の充実を図ります。
- ・ 学校教育では、本町で育つ児童生徒が、これからの社会で生きていくために求められる確かな学力と自ら学んでいく力、自ら考え判断して行動していく力、豊かな人間性やたくましい心身を育むため、小中一貫教育の特性を活かした連続した学びのある教育カリキュラムを構築し、実践します。

（２）ふるさと教育を推進します

- ・ ふるさと教育を通して、幼児児童生徒が日々の学びの中で、精選された、本町の自然や人の営みとその歴史などとふれあう機会を充実させ、そこで得た感動体験や知的好奇心を育むことによって、ふるさとの良さの発見や、ふるさとへの愛着心の醸成、ふるさとに生きる意欲を引き出すことに取り組みます。成長段階に応じて、ふるさと吉野への理解や愛着を深め、将来にわたって地域を大切に、支えていく気運を高め郷土に誇りを持ってふるさとを語ることができる人づくりを目指します。
- ・ 園小中の教職員は、地域とのふれあいやつながりを大切にしながら、本町のふるさと教育への理解と認識を深め、本町の豊かな地域教育資源を活かした特色のある保育や教育課程の継承と創造に努めます。

（３）教育目的の実現のために ICT を活用した教育を推進します

- ・ 自らの考えや意見を伝えていく力を育み、各教科等の深い学びのために、全学年で ICT 環境を最大限活用し、情報技術を活用する能力や、情報化社会と正しく向き合い、適切に情報技術を扱い、その特性を理解する基礎的な力を育みます。
- ・ GIGA スクール構想に基づき、常に進化していく ICT 教育に対応できるように、子どもたちにとって最適な ICT 環境を構築します。

（４）誰一人取り残さない教育を推進します

- ・ 不登校やいじめなどの抱えている悩み、人権の問題・心の問題・発達の問題など早期に解消するため、子どもたちが楽しく充実した学校生活を過ごせるよう、カウンセラーを配置し学校内における相談体制を整えるとともに学校外にも相談窓口を設置するなど、支援体制を整備します。
- ・ 特別な支援を要する子どもなど、多様なニーズに対応する切れ目のない支援体制を整備します。

（５）安心・安全で地域に開かれた学校園づくりを推進します

- ・ 子どもたちが安心・安全に通学できるよう通学・通園バス運行体制を充実させるとともに、通学路安全対策会議により関係機関と連携した安全対策を推進します。
- ・ 地域避難所でもある学校・園施設について、長寿命化計画を基に施設の更新を計画的に実施します。
- ・ 「社会に開かれた教育課程（社会の担い手となる人材育成を共有目標とし、学校と地域が連携・協力して教育を進める）」の実現に向け、地域が、学校園を支え、子どもたちを育むことに参画・参加する「吉野町学校園運営協議会（コミュニティスクール）」と地域学校園協働活動を推進します。
- ・ 部活動の地域連携・地域展開により、子どもたちが継続してスポーツや文化芸術活動等に親しむことができる環境を支えていきます。また教職員の働き方改革にもつなげます。

◇関連する個別計画

No	計画名	計画期間
1	吉野町教育大綱	令和 8 年度～令和 12 年度
2	吉野町教育振興基本計画	令和 8 年度～令和 12 年度
3	吉野町学校施設等長寿命化計画	令和 3 年度～令和 12 年度

◇関連する SDGs の目標



3 地域ぐるみの健全育成

◇ 施策の方向性

夢や希望を持った子ども・若者が育つまちづくりを目指します。

◇ 施策の現状と課題

インターネット等依存・SNSによる誹謗中傷・犯罪被害・犯罪加害者への危険など、情報メディアの急速な普及に伴う青少年の有害環境への対策が急務となっており、学校と連携し、インターネット依存対策に取り組んでいます。一方で、ネット社会で生きていくため、メディア・リテラシーや有益な活用方法について青少年自ら習得していくための取組も必要です。

本町では、「青少年健全育成の集い」開催や地域学校協働活動等を通じて、青少年をめぐる現状と課題を共有し、学校園・家庭・地域が連携した取組や町民主体の活動も展開しています。今後は、個々多様な困難に直面している青少年などに、手を差し伸べるべき当事者としての意識を持つ活動への支援と活動の社会的広がりが期待されており、青少年の生活実態の現状と課題を様々なセクターが把握・共有し、実践行動に結びつけていく必要があります。

また、少子化により、地域行事等への参加・参画の機会が減少しており、社会との関わりを体験する職場体験・地域行事（吉野山での年中地域行事・上市灯籠流し等）等、限定された参加・参画等の機会が持続されています。今後は、各領域の専門家等と連携した効果的な体験機会の提供を通して、青少年が主体的に参加し、多様な人との交流により、人間関係能力や豊かな感性を育む機会づくりが必要となっています。

◇ 施策の成果指標

No	指標名	単位	現状値 (2024)	目標値 (2030)
1	地域における見守り活動など、子どもの成長を見守ることに参加していると意識する町民の割合	%	14.6	60.0
2	青少年が意見表明する機会や職場体験・社会体験・地域活動に参加することができる取組の件数	件	5	15
3	青少年をめぐる現状と課題をテーマとした「青少年健全育成の集い」等、学校園・家庭・地域が連携した取組に参加した人数	人	80	300
4	青少年教育施設等を活用し課外の自然体験活動等を青少年への機会提供を通して、現代的な教育課題の解決に向き合う取組への参加人数（29歳以下）	人	90	200

◇ 役割分担

(1) 個人でできること

- ・ 家庭で青少年の自立への基盤を培います。
- ・ 青少年を取り巻く現状と課題に意識的に関心を寄せます。また、日頃から青少年を見守り、気づいたことがあれば学校園、家庭、地域等へ共有するための情報提供、提案を行います。

(2) 地域等でできること

- ・ 青少年を取り巻く現状と課題や学校園・家庭が抱えている課題を共有し、参画と協働による課題解決に向けて、青少年の成長を支える当事者として活動します。
- ・ 青少年が活躍する機会づくりを意識した地域活動や地域行事を展開します。
- ・ 事業所等において、積極的に青少年への社会体験、社会参画の機会提供や支援を行います。

◇ 主な取組

(1) 青少年の有害環境への対策を推進します

- ・ 青少年の成長過程の中で情報メディアの急速な普及に伴う現代的教育課題（インターネット等依存・SNSの有効な活用策の手立て等）を社会課題と捉え、学校園・家庭・地域が現状を共有し、自立した社会の構成員として青少年自らが考え、成長していく支援施策に取り組みます。

(2) 家庭・地域と連携し、教育力を向上します

- ・ 家庭教育支援や地域の参画と協働のもと、多様なセクターが現状と課題を学び合い、共有された課題の解決に向けて青少年一人一人に寄り添いながら、その成長を支える側の教育力を高めるために取り組みます。

(3) 青少年の体験活動等を活性化します

- ・ 地域の大人との関わり、異なる年齢集団の中で交流する体験、直接体験（自然体験やスポーツ等の体を動かす体験）、青少年の意見表明等の機会提供を行い、青少年が社会との関係の中で自己実現を図れるように導く活動に取り組みます。

◇ 関連する個別計画

No	計画名	計画期間
1	吉野町教育大綱	令和 8 年度～令和 12 年度
2	吉野町教育振興基本計画	令和 8 年度～令和 12 年度
3	吉野町生涯学習振興指針	単年度更新

◇ 関連する SDGs の目標



4 社会教育と生涯学習の推進

◇ 施策の方向性

まなびを通して、つながり支え合い、誰もが活躍できる学習機会があるまちを目指します。

◇ 施策の現状と課題

新型コロナウイルス感染拡大後、地域日本語教室や高齢者のスマホ教室・相談会の開催により、吉野町中央公民館の利用者数は回復傾向となっています。今後は、社会的包摂に向けた社会実現につながる学習機会保障の視点から、誰一人取り残されない社会の実現の基盤となる社会教育・生涯学習の施策をさらに進める必要があります。

また、現在、ライフスタイルの変化や多様な学びの機会が一般化しており、対面とオンラインの双方の良さを活かした新たな講座等の学習機会を提供するため、吉野町中央公民館内に WEB 会議システム等のデジタル設備を整備しましたが、今後は公民館のデジタル設備をさらに充実させる必要があります。

中央公民館の公民館自主サークル活動は徐々に世代交代が進み、各サークルとも今なお活発な活動を継続されていますが、世代交代ではなく、学習成果の継承の観点から、多世代・多地域・多様な人々がつながる学び合いの活動へと広がりをもたらす生涯学習の展開が必要です。また、町内に移住された芸術家など、多彩な地域人材が主体となって舞台公演等を実施するなど、町民文化の裾野が広がり、中央公民館大ホールの活用などこれまでにないジャンルの催事が増えていますが、多様で新たな町民文化芸術の振興のため、既存活動の支援とともにこれら新たな芸術文化活動への支援が必要となっています。

◇ 施策の成果指標

No	指標名	単位	現状値 (2024)	目標値 (2030)
1	社会教育と生涯学習の推進における町民の満足度	%	6.5	15.0
2	吉野町中央公民館（図書室・こどもライブラリー含）のべ利用者数※	人/年	14,744	13,500
3	社会的包摂に向けた社会実現に関する学習機会の開催数	回	50	50
4	教育委員会が主催する講座等のオンライン手法での講座開催数	回	0	10
5	地域の大人と青少年がともに学ぶ多様な学習機会（体験活動含）の開催数	回	2	10
6	官民等協働して町の文化芸術の振興に係るイベント開催数	回	10	15

※現在の利用状況と今後の人口減少を鑑みて目標値を設定しています

◇ 役割分担

（１）個人でできること

- 個人の積極性・自発性・意思に基づき、生涯にわたり学びを積み重ね、その成果を自らの成長や生きがいがづくりはもとより、学びを支えるつながりを意識します。

（２）地域等でできること

- 誰もが安心して暮らせる地域社会のために互いの学びを深めあいます。
- 互いの価値観を認め合い、学びと対話を通して新たな価値観を生み出し、持続できる地域社会でともに行動します。

- ・ 地域の大人が、青少年が主体性を持って地域社会の一員として地域づくりに参画・参加できる学習機会（体験活動含）を意識し、互いに学び合いを深めます。

◇ 主な取組

（１）社会的包摂に向けた社会教育を推進します

- ・ 生活者としての外国人のための地域日本語教室の運営、「やさしい日本語」普及などの多文化共生社会基盤につながる学習や、進展する DX 社会におけるデジタルディバイド是正に向けた学習など、社会の構造の変化等に即したテーマによる学習機会の提供を進め、「学び」の実践を核とした地域づくりのための社会教育を進めます。

（２）デジタル技術を活用した社会教育環境を充実します

- ・ 時間的・空間的な制約を受けないオンライン等を活用した教育委員会が主催する講座・研修等の開催・町民のデジタル配信等のニーズに応える必要設備の充実を進めます。

（３）学び合いにつながる生涯学習を支援します

- ・ 多世代・他地域・多様な人々が学び合い、自らの生きがいや地域社会で活躍できる生涯学習につながる学習機会・環境の充実を進めます。

（４）生涯学習につながる学校教育・学校と地域の連携を推進します

- ・ 青少年が主体性を持って多様な人々と学習機会を通じてつながり、学びの成果を地域社会の一員として地域づくりに活かし活躍できる取組を進めます。

（５）町民文化芸術を振興します

- ・ 先人が築き継承されてきた町民文化芸術を基盤に、多様な人々がともに創造する新たな文化芸術を振興します。

◇ 関連する個別計画

No	計画名	計画期間
1	吉野町教育大綱	令和 8 年度～令和 12 年度
2	吉野町教育振興基本計画	令和 8 年度～令和 12 年度
3	吉野町生涯学習振興指針	単年度更新

◇ 関連する SDGs の目標



5 社会体育と生涯スポーツの推進

◇ 施策の方向性

健康維持や体力増進の機会や場所が充実し、誰もが気軽に参加できる環境が整備されたまちを目指します。

◇ 施策の現状と課題

吉野運動公園や津風呂湖カヌー競技場では町民憩いの場、生涯スポーツ活動の拠点として、様々なスポーツ活動が行われています。しかし、施設の老朽化が進んでいるため、運動施設の修繕や周辺整備、定期的な備品の入替を実施し、安心・安全にスポーツができる環境を整備することが必要です。

気軽にスポーツ活動できる環境作りを進めるため、スポーツ教室の実施や生きがいきづくりの創出に取り組んでいますが、スポーツ教室の参加者数は以前と比べて微増にとどまっています。今後は、すべての年代の方が参加しやすい講座内容に見直し、広報・周知に取り組むことでスポーツ教室の認知度向上を図り、町民の運動習慣を定着させるための契機にする必要があります。また、吉野町スポーツ推進委員を軸にウォーキング活動を実施していますが、従来の取組に加え、モルックを中心とした軽スポーツを普及することで、すべての年代が気軽にスポーツに取り組むことができる環境の整備が必要です。

津風呂湖カヌー競技場で開催しているカヌー教室・カヌー大会参加者数は以前と比べて微増していますが、特にワールドマスターズゲームズ 2027 関西カヌースプリント大会を契機として、町外・県外在住者の利用割合を増やすため、誰もが利用しやすい会場（休憩所・道路・平地）を整備し、他県の活動団体への広報・周知を図ることで、カヌー競技場の認知度を向上させ、施設の利用促進を図ることが必要です。

◇ 施策の成果指標

No	指標名	単位	現状値 (2024)	目標値 (2030)
1	運動公園利用者数※1	人	48,164	45,000
2	スポーツ教室参加者数	人	822	1,500
3	吉野健康ウォーキング参加者数	人	966	1,000
4	津風呂湖カヌー競技場利用者数	人	1,096	2,000
5	カヌー教室・大会参加者数	人	192	500

※1 平日の夜間及び土・日曜日の貸館は飽和状態であり、現状維持に努めることとします

◇ 役割分担

(1) 個人でできること

- ・ スポーツ教室への参加を促します。また、家族や知人・友人への声かけも行います。
- ・ 自らも地域で開催されるウォーキングイベントやラジオ体操などに積極的に参加します。

(2) 地域等でできること

- ・ 地域内で誘い合って催し等に参加し、地域住民同士が交流できる環境を整えます。
- ・ 地域での自発的な社会体育への取組に参加します。
- ・ 総合型地域スポーツクラブ吉野スポーツクラブの活動への参加など、健康体力づくりへの意識を高め、活動機会の提供と取組の充実を行います。

◇ 主な取組

(1) 軽スポーツを推進します

- ・ 吉野町スポーツ推進委員会を中心に、従来のウォーキング活動に加え、軽スポーツのモルックの普及を図ります。
- ・ お住まいの地域での軽スポーツ教室の開催、モルックを中心とした軽スポーツ道具の活動場所へのお届けなど、軽スポーツ活動に参加しやすい環境を整備します。

(2) 吉野運動公園の健全な管理運営を行います

- ・ 吉野運動公園はスポーツ活動の拠点となっているので、誰もが安全にスポーツができるように施設整備を行っています。老朽化した設備や備品などの更新を進め、安全で快適なスポーツ活動の環境整備に努めます。

(3) 吉野運動公園の計画的な整備をします

- ・ 吉野運動公園長寿命化計画を基に計画的に整備していきます。
- ・ 老朽化した水道管の布設替工事など、緊急性の高いところから計画的に整備を行います。

(4) カヌーの普及活動を促進します

- ・ 利用者を増やすためカヌーの魅力発信の方法を検討します。
- ・ 安全対策を充実させ、艇等の備品を充実させます。
- ・ カヌー指導者の養成や登録制度を行い、利用者に対する質の高いサービス提供と安全対策を行います。
- ・ ワールドマスターズゲームズ 2027 の開催を契機に、他県の活動団体への PR や受入体制を充実させます。
- ・ ホームページや SNS などを利用するだけでなく、他県のカヌー関係団体と連携し、大会の開催周知や参加者への募集など積極的に情報発信を行います。

◇関連する個別計画

No	計画名	計画期間
1	吉野町教育大綱	令和 8 年度～令和 12 年度
2	吉野町教育振興基本計画	令和 8 年度～令和 12 年度
3	吉野町生涯学習振興指針	単年度更新
4	吉野運動公園施設長寿命化計画	令和 6 年度～令和 15 年度

◇関連する SDGs の目標



6 人権が尊重されるまちづくり

◇ 施策の方向性

町民一人一人が互いの多様性を認め合い、支え合い、心豊かに安心して暮らせるまちを目指します。

◇ 施策の現状と課題

近年、LGBTQ の権利など人権課題の多様化への対応が不足しており、これまでの同和問題、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人等の取組に加え、LGBTQ、感染症、介護や認知症に係る課題等を人権啓発（施策）活動の中で位置づけ取組を進め、多様な人権課題を包括的に捉えた啓発活動の展開が必要です。

地域社会には、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人等、「社会的弱者」と言われる人たちがともに暮らしていますが、これらの人々が直面している具体的な課題やニーズが十分に把握できておらず、すべての人が安心して暮らせる環境の実現には課題があります。地域社会への人権教育・多文化共生の地域づくりにアプローチし、すべての人が安心して暮らすことができる地域社会の実現が必要です。

学校（園）教育において、様々な環境や境遇、立場を踏まえた人権課題に即した人権教育を推進していますが、教職員の人権課題に関する専門性や対応力の向上を図ることが求められています。また、児童自身が知識偏重の理解にとどまるのではなく「自分ごと」として捉え、ともに尊重し認め合う意識とともに自尊感情を高められるような学習計画を立て、その機会の充実を図るなどの取組を進め、自らの価値を実感しながら成長できる学びの場を実現することが必要です。

◇ 施策の成果指標

No	指標名	単位	現状値 (2024)	目標値 (2030)
1	差別をなくす町民集会参加者数※ ¹	人	197	180
2	在住外国人と日本語を母語とする地域住民との交流人口 （「やさしい日本語」を共通の言語として）	人	80	300
3	人権問題研究集会の参加者数※	人	205	180
4	人権啓発号の発行	回	2	2
5	自分の人権が「守られている」と考える町民の割合	%	62.5	70.0

※「町民集会」「研究集会」については、関係機関と調整のうえ、目標値を設定しています

◇ 役割分担

（１）個人でできること

- ・ 「差別をなくす町民集会」「人権問題研究集会」「人権教育の取組」「地域日本語教室等の多文化理解の機会」に参加し、人権意識を高めます。
- ・ 地域を構成する一員として自覚をもち、近所や職場において、人と人の良好な関係を構築します。
- ・ 差別や人権侵害、DV、虐待などについて、一人で悩まず役場相談窓口に相談します。

（２）地域等でできること

- ・ 「差別をなくす町民集会」「人権問題研究集会」「人権教育さわやか セミナー」に地域ぐるみで誘い合って参加します。
- ・ 少子高齢化、過疎化が進む中で、お互いに人権の「ものさし」を持って良好な人間関係を構築し、国籍等に関わらず誰もが安心して暮らせる人権のまちづくりを地域ぐるみで進めます。

- ・ 早期の段階で町や関係機関に報告するなど、虐待やDV等を未然に防ぐ「地域ネットワーク」を構築します。
- ・ 地域の課題やトラブルを自分たちで解決できる「自浄能力」を持った地域づくりをめざします。
- ・ 多様な人々が地域社会で活躍できる場（地域行事・住民自治活動・防災訓練・自主防災組織への参加等）の創出と多様な人々の住民自治活動への参画意識を高めます。

◇ 主な取組

（１）インターネット社会に対する人権啓発に取り組みます

- ・ インターネットや SNS を悪用し、差別を扇動、助長する書き込みや動画の投稿等が後をたたく、本町の特定の地域や公共施設についても、不当な投稿がされており、定期的なチェック作業を行います。また、町民が悪質な詐欺の被害に遭わないよう啓発活動を強化します。

（２）町民集会、研究集会を開催します

- ・ 町ぐるみで一人一人が大切にされ、安心して暮らしていける人権のまちづくりに向けて、町民が人権を考える契機とすべく、町民集会、研究集会を開催します。町民集会で実施しているアンケート調査を基に、集会のテーマや内容を企画し開催します。
- ・ 近年、LGBTQ、感染症、介護や認知症に係る課題等人権問題が多岐にわたっていることから、こうした人権問題についても集会や研修会のテーマとして取組を進めます。

（３）DV・虐待に対するネットワークを強化します

- ・ 奈良県内の人権侵害の多くが DV・虐待であるとの調査結果が出ており、本町においても関係課及び関係機関と連携して対応します。

（４）人権ポスター、人権標語に取り組みます

- ・ 児童・生徒の人権ポスター、人権標語作成の取組を継続し、作品の展示や広報への掲載等を通して、家族ぐるみ、地域ぐるみで人権を考える契機とします。また、広報誌（人権啓発号）の発行や啓発物品・ポスターの配布を行うなど、あらゆる媒体を活用して人権意識の向上を図るための情報発信を積極的に行い、今後も継続して人権啓発活動に取り組みます。

（５）多文化共生の地域づくりに取り組みます

- ・ 生活者としての外国人のための地域日本語教室・学習支援者のための研修講座・やさしい日本語講座・多文化理解のための研修講座を開催します。行政情報の多言語対応（やさしい日本語表記も含）の推進・行政職員の在住外国人のための生活オリエンテーションコンテンツを開発・実践します。在住外国人の活躍の場を創出します。

◇ 関連する個別計画

No	計画名	計画期間
1	吉野町教育大綱	令和 8 年度～令和 12 年度
2	吉野町教育振興基本計画	令和 8 年度～令和 12 年度
3	吉野町生涯学習振興指針	単年度更新

◇ 関連する SDGs の目標



7 協働のまちづくりの推進

◇ 施策の方向性

地域の自主性や個性を活かした町民主体の地域づくりが進み、多様な主体と行政が協働したまちづくりを目指します。

◇ 施策の現状と課題

高齢化や人口減少に伴うコミュニティの担い手不足により、コミュニティ全体の維持が困難になることが予想されています。そのため、多様な町民が地域活動に参加するための仕組みを整備し、安心して活動できる環境を整え、持続可能な基礎的コミュニティの形成が必要です。

自治協議会がそれぞれの地域の中で協力し合いながら、イベント企画・部会活動等を実施していますが、集落支援員は地域課題の解決や町民支援といった本来の役割に時間を割けていないのが現状です。今後は、集落支援員の業務負担を軽減することで、自治協議会と集落支援員が地域の維持活性化に効果的に貢献できる環境を整えることが必要です。また、地域担当職員を配置して各担当エリアで活動していますが、地域によって活動内容や頻度の差が大きいことや、地域担当職員の活動が人事評価に反映できていないことなど、運用面に課題があります。今後は、活動の進捗状況を定期的に確認し、地域担当職員制度がより効果的に機能し、町民と行政が協力して課題解決を図る仕組みが必要です。

協働のまちづくり推進交付金制度の新規申請は増加傾向です。しかし、交付終了後に自走し継続して活動することに課題があります。そのため、交付金提供期間中から団体の自立に向けた支援を強化することで、交付金制度を効果的に運用し、町民主体の公益活動を持続可能な形で推進することが必要です。

◇ 施策の成果指標

No	指標名	単位	現状値 (2024)	目標値 (2030)
1	自治協議会活動回数（会議・イベント等）	回	362	370
2	町民公益事業実施団体数	団体	36	47
3	大学等との連携事業数	事業	3	5

◇ 役割分担

(1) 個人でできること

- ・ 基礎的コミュニティに加入し、積極的にまちの担い手として地域活動（自治会活動、ボランティア活動への参加・参画、自治協議会での活動・支援、生活環境の維持活動への参加等）に参加します。
- ・ 将来の担い手との関わりを大切につないでいきます。

(2) 地域等でできること

- ・ 人に優しいユニバーサル的な誰もが利用可能な地域の居場所づくりを行います。また、地域に関わる人を増やします。
- ・ 将来を担う地域のリーダーなどの育成をします。次世代の地域人材の発見や発掘、地域社会へのデビュー支援も行います。

◇ 主な取組

(1) 区や自治会等基礎的コミュニティの活動支援を行います

- ・ 基礎的コミュニティの活動の継続・維持ができるよう運営に対する補助金の交付などの財政支援を行います。また、区長連合会が主催で実施する研修やセミナー等の企画をサポートし、地域活動の充実を図ります。

(2) 自治協議会活動の適正化を図り内容の充実につなげます

- ・ 自治協議会における集落支援員の配置を継続することで、集落の現状把握、課題解決策の提案等、地域の必要課題に応じた行事開発等の支援を行います。また、包括交付金の執行については、その使途が交付金の趣旨・目的に合致したものとなるよう、交付金制度を見直し、適正化を図ります。

(3) 地域担当職員制度を見直します

- ・ 地域担当職員が地域と行政のパイプ役となるよう、地域との関係構築を図ります。また、地域担当職員制度を進めるに当たっては、制度の趣旨や活動方針を職員だけでなく地域に対しても明確にする必要があります。
- ・ 運用に当たっては、定期的な進捗確認と、庁内での連携体制の強化を図り、制度の効果的な活用と改善サイクルの確立を進めます。

(4) 協働のまちづくり推進交付金を継続します

- ・ 協働のまちづくり推進交付金制度を継続し、立ち上げ期の町民主体団体の公益活動を支援します。また交付金の交付終了後も、情報発信等で団体の活動が継続して行えるよう支援します。また交付金交付団体間でも交流し連携できるような仕組みを構築します。

◇ 関連する個別計画

No	計画名	計画期間
1	—	—

◇ 関連する SDGs の目標



8 職員の人材育成

◇ 施策の方向性

職員一人一人の成長を促し、職員が持つ知識やスキルを活かし地域で活躍しているまちを目指します。

◇ 施策の現状と課題

行政改革を推進するため、専門能力を有した人材を確保することは重要です。しかし、現在は十分に人材が確保できておらず、必要な分野での改革が遅れている可能性があります。また、既存職員の専門性を育成する仕組みが整備されていないのが現状です。そのため、既存職員の専門性向上を支援する研修を充実させ、外部人材が行政組織で活躍できる環境を整備し、行政改革を持続的かつ効果的に進める必要があります。

また、職員の能力や適性を活かした人材配置が不十分であり、職員の生産性や満足度が低下している可能性があります。ワークライフバランスを踏まえた柔軟な働き方の導入も進んでおらず、職員の働きやすさやモチベーションの向上に影響しています。そのため、適材適所の人事配置を実現し、ワークライフバランスを考慮した柔軟な働き方を導入するなど、持続可能な組織運営を実現することが必要です。

現在、管理職の約 82% が男性職員であり、女性職員の管理職登用が進んでいないのが現状です。女性の活躍だけでなく、すべての職員が活躍できる職場環境づくりが必要です。

◇ 施策の成果指標

No	指標名	単位	現状値 (2024)	目標値 (2030)
1	研修機関が実施する研修をそれぞれ 1 回以上受講した職員の割合	%	24.5	50.0
2	長時間勤務の上限時間数を超えた職員の数	人	12	0
3	年次有給休暇の取得日数が年 5 日以上の職員割合	%	68.8	80.0
4	管理職等に占める女性の割合	%	18.0	30.0

◇ 役割分担

(1) 個人でできること

- ・ 地域活動や行事などを通じて職員との交流を深め、地域課題の解決に向けて協働して活動します。

(2) 地域等でできること

- ・ 地域担当職員を地域のパートナーであると認識します。
- ・ 職員とともに地域課題の解決に向けて協働して活動します。

◇ 主な取組

(1) 職場環境を整備します

- ・ ワークライフバランスの充実化を図り、職員一人一人の能力を最大限に発揮できる職場環境を実現します。
- ・ 職員一人一人が個人として能力を発揮する機会を確保することを基本とし、管理職割合におけるジェンダー間の格差を改善します。

(2) 労務管理の適正化を行います

- ・ 時間外勤務の縮減、年次休暇の適正取得、育児休暇の取得推奨等、労務管理の適正化を図ります。

(3) 人事評価制度の充実化を図ります

- ・ 評価基準やレベル設定基準の均衡化を図り、職員の尽力が正しく評価される制度作りを目指します。
- ・ 能力や実績、適性を重視し、年功にとらわれない昇任管理を行います。

(4) 職員の知識・スキル向上のため機会や環境を整備します

- ・ 業務に必要な研修や町民サービスの向上につながる研修など、職階や役割に応じた研修体系を整理し、外部の研修も活用しながら、計画的に研修を受講できる環境を整えます。
- ・ 職員が短時間でもスキルアップを実感できるような充実した研修内容を提供します。

◇ 関連する個別計画

No	計画名	計画期間
1	吉野町人材育成基本方針	随時見直し
2	吉野町人事評価マニュアル	随時見直し

◇ 関連する SDGs の目標



政策 2 循環

循環と発展をめざす吉野町

9 自然環境及び生活環境の保全・保護

◇ 施策の方向性

町民一人一人が環境意識を強くもち、人と自然が調和した快適なまちを目指します。

◇ 施策の現状と課題

美しい自然環境・快適な生活環境を保つために、町民の自然を大切に育む意識を高めるとともに環境衛生デーなどを通して環境美化の取組を継続していく必要があります。人口減少と高齢化を踏まえ、環境美化活動の担い手の確保と育成に取り組む必要がありますが、地域に過度な負担とならないよう必要な支援を検討していくことが重要です。

また、生活排水による公共用水域の水質保全の観点から、下水道供用地域には早期接続の協力を促すとともに、合併浄化槽の設置や、単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進するといった、町民一人一人の意識を変えていくような啓発活動に取り組む必要があります。また、下水道への接続及び合併浄化槽の設置を行うには多額の個人負担が必要となることから、世帯数の減少や高齢化といった地域の実情に即した周知啓発が必要です。

悪臭・騒音や振動などの、日常生活を脅かす公害に対し、まちの環境を清潔に保つため、地域と連携しながら環境パトロールを継続しています。また、不法投棄に関しては、事後対応となる場合が多いため、抜本的な対応方法の確立が必要です。

5月の大型連休から夏期にかけては、自然を求め多くの方が吉野を訪れ、主に、川に遊びに来られる方々を対象にバーベキュー許可区域を設けています。しかし、繁忙期には許可区域だけでは対応できず区域外でもバーベキュー等が行われるため、目の行き届かない場所に放置ごみが散乱していますので、引き続き定期的なパトロールの実施及び適正な管理を目的とした、バーベキュー許可区域数の増加が必要となります。

◇ 施策の成果指標

No	指標名	単位	現状値 (2024)	目標値 (2030)
1	環境衛生デー・吉野川河川美化活動参加者数※	人	3,387	3,061
2	環境衛生デー・吉野川河川美化活動のごみ収集量	kg	22,050	20,380
3	環境パトロールごみ収集量	kg	47,560	39,800
4	バーベキュー許可区域の数	箇所	9	11
5	生活排水処理率	%	52.7	54.3

※今後の人口減少を鑑みて目標値を設定しています。

◇ 役割分担

(1) 個人でできること

- ・ 下水道供用地域では下水道への接続を行います。下水道供用地域以外では、合併浄化槽の導入や単独浄化槽から合併浄化槽への転換を進めます。
- ・ 生活排水による水質汚濁を防ぐために発生源対策を行います。特に浄化槽の維持管理を適正に行います。
- ・ 自分が出したごみは、観光客など来町者も含め必ず持ち帰るようにします。

(2) 地域等でできること

- ・ 公共の場所を清潔に保つように、地域全体で取り組みます。

◇ 主な取組

(1) 自然環境及び生活環境の保全並びに美化の推進を図ります

- ・ 環境衛生デーや河川美化活動を継続する方法を検討します。
- ・ 河川利用者のマナーの向上への取組及びごみ持ち帰り運動への転換を推進します。
- ・ 散乱ごみの多い地区に対して、地元関係団体と連携してパトロールの強化を図り、ごみ搬出者に向けた環境啓発を実施します。
- ・ 地域における生物の多様性の増進のための活動の促進に向け、生物の多様性の保全に資する地域（自然共生サイト等）の拡大に取り組みます。

(2) 生活排水による環境汚濁を防ぎます

- ・ 汲み取り・単独浄化槽家庭に対して、合併浄化槽への転換の推進を図ります。
- ・ 浄化槽の適正な維持管理を行うよう啓発の推進を行います。

(3) 公害の早期発見・早期対策に努めます

- ・ 悪臭・騒音や振動及び水質汚濁に対して、公害の早期発見・早期対応、早期解決に努めます。

(4) 不法投棄のないまちを推進します

- ・ 県や町のイベントを通じて広く町民等へ環境美化への意識を高めます。
- ・ 不法投棄防止のためのパトロールの強化及び看板や監視カメラを設置し、不法投棄しにくい環境作りに努めます。

◇ 関連する個別計画

No	計画名	計画期間
1	—	—

◇ 関連するSDGsの目標



10 一般廃棄物の適正な処理

◇ 施策の方向性

一般廃棄物の排出抑制・再資源化に取り組み、環境負荷の少ないまちを目指します。

◇ 施策の現状と課題

令和 5 年 10 月より、本町単独でのごみ処理業務となり、“可燃物ごみ”の処理は御所市のやまと広域環境衛生事務組合に委託し、安全で継続可能なごみ処理ができています。“可燃物以外のごみ”処理は、吉野広域行政組合から施設を引き継ぎ“吉野町クリーンセンター”として「粗大ごみ施設・リサイクルセンター」で処理をしています。

しかし、引き継いだ施設の老朽化が著しく、定期的な保守整備が必要な状況にあり、それに伴って計画的な車両等の入替も考慮しなければなりません。

また、吉野広域行政組合が管理する最終処分場の延命化のためには、“可燃物以外のごみ”の再資源化の向上が必要となります。リサイクル施設では、手作業によって細かく分別し再資源化に取り組んでいますが、資源化率の向上のため、新たな分別区分の検討が必要と考えています。

また、町内のこども園園児・小学 4 年生を対象に、ごみの減量やリサイクルの大切さを伝える「ごみ分別教室」を実施しており、子どもたちには分別の必要性を知ることでルールを守らなければならないといった社会常識を学び、子どもと大人双方に対しての意識改革が期待されます。また、地域の方々を対象としたごみ分別出前講座の実施、生涯学習課が主催するやさしい日本語教室を介し、外国人を対象としたごみの出し方や分別方法など、やさしい日本語による冊子や資料を作成・配布していますが、解釈の正確さや、内容の伝達の確認ができていないため、今後、実態を把握し、冊子の見直しや情報発信等の工夫をすることが必要です。

◇ 施策の成果指標

No	指標名	単位	現状値 (2024)	目標値 (2030)
1	ごみの総排出量	t	1,907	1,503
2	一人当たり 1 日ごみ排出量	g/人日	906	875
3	再資源化率	%	15.9	17.9
4	粗大ごみのやすらぎ収集件数	件	125	120
5	分別が不備により回収不能となった数	個	303	246

◇ 役割分担

(1) 個人でできること

- ・ ごみ分別の徹底を行います。
- ・ 普段から 3 キリ運動：「使い」キリ・「食べ」キリ・「水」キリを心がけ、環境面だけでなく家計面にとってもプラスになるような取組に努めます。
- ・ 二酸化炭素削減を目的に、廃食用油の再利用に協力します。

(2) 地域等でできること

- ・ 地域全体でごみの排出量抑制、再資源化の推進、環境負荷の少ない循環型社会の形成に努めます。

◇ 主な取組

(1) 安定的で持続可能なごみ処理に向けた取組を推進します

- ・ ごみ処理業務が町単独となったことにより、吉野町クリーンセンターでは粗大ごみ処理、リサイクルセンターで可燃物以外のごみの処理を行っていきます。また、可燃物は御所市のやまと広域環境衛生事務組合に委託し、御所市の焼却施設で可燃物処理を行えるようになり、今まで以上に安全で持続可能なごみ処理に努めていきます。

(2) ごみの適正な処理と減量化を推進します

- ・ ごみの分別方法・ごみの減量化などの出前講座を実施することで、処理費用の削減に努めていきます。クリーンセンターでは、有価物として引き取ってもらえるよう、細かく再資源化に努めていきます。また、生ごみの減量に向けた処理機購入の補助金交付など町民の方々にごみの減量化の推進・啓発を行っていきます。

(3) きめ細やかな収集の充実を図ります。

- ・ ごみの出し方や分別方法などが理解しにくい外国人などを対象に個別説明を実施します。また、普段のごみ出しが困難な方々を対象にした戸別収集や、予約による粗大ごみの収集（やすらぎ収集）など更なる収集業務の充実を図ります。ごみの搬出状況によっては、支援者に連絡するなどの安否確認を行い、地域のコミュニティを大切にしながら、安全で安心な暮らしを支援します。

(4) 家電リサイクル法等、法令遵守の周知を図ります。

- ・ リサイクル家電・パソコン・消火器等の処理方法をホームページ・広報誌等で分かりやすく説明することに努め、町民意識の向上につなげていきます。

(5) 安定したし尿処理の継続に取り組めます。

- ・ 受託業者による適正な収集や五條市クリーン・オアシスへの搬入に努めていきます。

◇ 関連する個別計画

No	計画名	計画期間
1	吉野町一般廃棄物処理基本計画	令和3年度～令和12年度

◇ 関連するSDGsの目標



1 1 農林漁業の振興

◇ 施策の方向性

生産性の向上や付加価値の創出により、農林漁業が持続的かつ健全に発展しているまちを目指します。

◇ 施策の現状と課題

近年、農林漁業への被害が継続し、有害獣の出没も増加しています。駆除数を増加させるために実施隊員の増員など、駆除体制の拡充や農地を守る防護柵の強化の取組が必要です。また、地域の各団体が、様々な事業を活用しながら、農地景観及び農地の維持・管理の活動に取り組んでいますが、農業者の高齢化、後継者不足に伴い荒廃農地（遊休農地）が増加しており、対応策の検討が必要になっています。

林業従事者の減少や木材価格の低迷により、森林所有者の施業意欲が低下等し、施業放置森林が増加しているため、早急に放置森林対策が必要です。また、林業従事者の減少や高齢化が進んでおり、担い手の確保や育成が必要になっています。

◇ 施策の成果指標

No	指標名	単位	現状値 (2024)	目標値 (2030)
1	間伐実績	ha	74	100
2	伐採木搬出実績	m ³	2,212	2,500
3	認定農業者数	経営体	7	8
4	遊休農地面積（利用状況調査）	m ²	54,369	52,000
5	水稻の作付面積（水田台帳システム）	ha	33	33
6	有害獣駆除実績	頭	297	350

◇ 役割分担

（１）個人でできること

- ・ 所有森林の適正な管理に努めます。
- ・ 農村環境の維持保全に努めます。
- ・ 耕作技術力向上に取り組めます。
- ・ 鳥獣被害対策として放任果樹、農産物残さを放置しないなど、適切に処理します。

（２）地域等でできること

- ・ 鳥獣被害対策の防護施設の設置や捕獲に取り組み、鳥獣の出没・被害状況を把握し、関係機関への情報提供を行います。
- ・ 農村環境を守るため、集落単位で耕作放棄地解消に取り組めます。
- ・ 適正な森林環境の保全に取り組めます。
- ・ 水路や里道の管理など協力しながら農業生産活動の維持に取り組めます。

◇ 主な取組

（１）林業の持続的な発展と森林の多面的機能の発揮を図ります

- ・ 施業の集約化を推進し、現場に応じた作業システムの導入等により生産性の向上を図ります。
- ・ 間伐や混交林化等により森林の多面的機能が発揮される状態の検討を進めます。
- ・ 森林の土地・所有者情報を収集・整理し、森林の適正管理を図ります。
- ・ 奈良県フォレスターアカデミーとの連携により林業関係人材の確保・育成に取り組めます。

（２）農業生産活動の維持、地域農業の活性化を図ります

- ・ 中山間地域等直接支払制度等を活用し、農業生産活動や農地機能の維持活動と併せて生活支援等地域コミュニティを維持していくための取組を進めます。
- ・ 代々受け継がれてきた農地景観を保全するための取組を進めます。
- ・ 地域単位での農業生産活動の維持・活性化を図り、やりがいのある農業の検討を進めます。

（３）生産意欲の向上につながる施策を推進します

- ・ 担い手となる新規就農者・認定農業者等の維持、増加の検討を進めます。
- ・ 酒米プロジェクト等を推し進め、吉野ブランド化を図ります。
- ・ 景観作物や吉野に適した農産物の作付け等を通じて、遊休農地の解消に取り組めます。
- ・ 漁業組合と連携し、アユ・ワカサギなどを活用した吉野ブランド化、地域活性化に取り組めます。
- ・ 森林整備の推進、生産コストの低減を図り、町産材の安定供給に取り組めます。

（４）有害鳥獣による被害軽減に向けて個体数管理（駆除）及び被害管理（防護柵）を推進します

- ・ 狩猟免許取得支援の拡充等により、鳥獣被害対策実施隊を増員し、個体数削減に取り組めます。
- ・ 個人への防護柵設置支援により、農地への侵入を防ぎ被害軽減に取り組めます。

◇ 関連する個別計画

No	計画名	計画期間
1	吉野町市町村森林整備計画	令和 6 年度～令和 16 年度
2	吉野町農業振興地域整備計画	随時見直し
3	吉野町特定間伐等促進計画	令和 3 年度～令和 12 年度
4	吉野町鳥獣被害防止計画	令和 6 年度～令和 8 年度

◇ 関連する SDGs の目標



1 2 商工業の振興

◇ 施策の方向性

町内事業者が人材確保や事業承継を進めながら、安定して発展し続けられる活発なまちを目指します。

◇ 施策の現状と課題

人材不足や高齢化等により、町内事業所や各産業組合等への支援が必要になっています。これまでも経営発達や事業承継の支援の取組を進めていますが、今後も引き続き、町内事業所等への支援が必要です。

具体的には、町内産業従事者の年齢が引き上がっており、後継者不足が大きな問題となっています。町内にある製材・和紙・製箸といった伝統産業を守るためにも、事業承継を進めることが必要です。

また、人口減少に伴う雇用人材不足と町内出生の若者の都市部への流出が課題です。そのため、関係機関と連携して雇用促進を図る必要があります。さらに、現在、創業者への支援方法が限られているため、創業者や創業希望者のニーズを把握し、適切な支援を検討していくことが必要です。

本町の都市計画制度による土地利用規制等の観点から大規模工場等の誘致が進みづらい現状にあります。一方で、新型コロナウイルス感染症拡大を契機に地方でのテレワークやサテライトオフィス活用などが進んできたことを背景に、本町にも「YOSHINO GATEWAY」が整備され、町外企業を誘致できる環境が整っています。また、空き工場や空き家等を活用した小規模事業者の創業や誘致が進んでおり、町内に新たな宿泊施設や飲食店もできてきています。

◇ 施策の成果指標

No	指標名	単位	現状値 (2024)	目標値 (2030)
1	創業支援者数	人	11	17
2	町内合同面接会及び出張相談の開催数	回	33	40

◇ 役割分担

(1) 個人でできること

- ・ 個人は、積極的に地域の店舗を利用します。
- ・ 個人は、同じような商品、サービスが町内で調達できないか意識します。
- ・ 個人は、町内での就労を視野に入れます。
- ・ 企業は、事業計画を策定するなど、事業の継続・発展に向けて努力します。
- ・ 企業は、地域内循環を意識し、原材料などをできるだけ町内企業で調達します。
- ・ 企業は、町内雇用を増やすように努めます。
- ・ 個人・企業は、積極的にセミナー等に参加します。
- ・ 個人・企業は、行政、団体等が発信する情報を意識して取得します。

(2) 地域等でできること

- ・ 地域の店舗を紹介・利用する機運を醸成します。
- ・ 積極的に地域の店舗を利用します。

◇ 主な取組

(1) 町内事業所等への継続的な支援を行います

- ・ 町内事業者や各産業組合へ継続的に支援を行います。支援方法は補助金だけでなく、情報提供や相談受付など、幅広い支援を行っていきます。

(2) 事業承継を促進します

- ・ 町内の伝統産業を中心として、後継者不足が解消されるように事業承継に関する支援を行います。補助金制度の案内や関連機関の紹介など、積極的な情報発信を行います。
- ・ 事業承継支援機関や県内市町村と連携し、事業承継の定期的な出張相談やセミナーを開催します。

(3) 町内雇用を促進します

- ・ 町内雇用の促進に向けて関連機関と連携を行い、合同面接会の開催や定期的な出張相談を実施します。
- ・ 町内事業者の経営状況や事業の維持・拡大の意向、それに伴う担い手の確保などの把握を行った上で、必要に応じて特定地域づくり事業協同組合制度等はじめ、国等の支援策の活用について検討します。
- ・ 移住施策とも連携を行い、移住者の雇用の相談窓口として、情報提供や関連機関の紹介等を行います。

(4) 創業者への支援を行います

- ・ 創業支援事業者（商工会、奈良県よろず支援拠点）と連携し、ワンストップ相談窓口の機能強化を行い、創業希望者及び創業者に対して、補助金の紹介や関連機関の情報提供など、幅広い情報提供を行います。また、関係機関等と連携し、創業者への支援を行っていきます。
- ・ サテライトオフィスや既存の空き工場、空き家等を活用して、町内での新たな新規創業等を支援します。

(5) 企業誘致を推進します

- ・ 本町は、過疎地域であることから割増償却等の税制措置が適用されるため、これらの情報発信を強化することで、町内への新たな企業誘致を推進します。

◇ 関連する個別計画

No	計画名	計画期間
1	—	—

◇ 関連するSDGsの目標



1 3 木材関連産業の振興

◇ 施策の方向性

吉野材の魅力発信を行うとともに、木材関連産業の次世代を担う人材が確保・育成され、産業が維持・継承・発展していくまちを目指します。

◇ 施策の現状と課題

一層吉野材の魅力を広げていくため、これまでの取組に加えて、イベント等の開催や出展など吉野材を PR する新たなイベントや取組が必要です。

また、平成 28 年の「木のまち吉野未来宣言」以来、吉野材の歴史や魅力を実際に体感してもらうために推進している「産業ツーリズム」の取組は、見学や視察の受入者数も増加し満足度の高いコンテンツとして順調に推移しています。また、「ファーストイブプレゼント」は、本町で生まれた 0 歳児の赤ちゃんに吉野材で製作した木のおもちゃを贈り、子どもたちだけでなく、子どもを通して大人にも木のぬくもりや魅力を伝えています。この取組は、豊かな感性を木で育むことを目的としており、今後も継続した取組が必要です。

人口減少及び少子高齢化に伴い、後継者不足や担い手不足が加速しており、事業承継ができない可能性もあります。そのため、吉野の歴史的背景や木材の魅力を情報発信し、新たな利用方法の提案・コーディネート等を行い、需要の拡大・創出に努め、創業者支援や移住者支援等の他施策と連携しながら、産業の下支えをしていく必要があります。

◇ 施策の成果指標

No	指標名	単位	現状値 (2024)	目標値 (2030)
1	吉野杉の家宿泊者数	人	343	400
2	吉野材 PR イベントの開催及び出展数	回	4	5

◇ 役割分担

(1) 個人でできること

- ・ 生活の中に町内産の木製品を取り入れ、「木のある暮らし」を表現します。
- ・ 住宅の建築やリフォームでの木材利用に努めます。

(2) 地域等でできること

- ・ 事業者は、研修視察等を積極的に受け入れるとともに時代のニーズに合った製品づくりに努めます。
- ・ 「木のある暮らし」を表現し、吉野材の魅力を発信します。

◇ 主な取組

(1) 吉野材の魅力発信を推進します

- ・ 吉野貯木や吉野杉の家を中心拠点として、主に見学者や宿泊者に対して、「木のまち吉野」の歴史や文化を伝え、吉野材の魅力を発信します。
- ・ 吉野ビジターズビューローと連携し、企業や学校等の視察研修の受け入れを積極的に行い、吉野杉の家や製材所の見学や交流、木との触れ合いや木のまち吉野の取組を広く周知することで、吉野材の活用促進と販路拡大を支援します。また、企業や学生と次代を担う木材関係者との交流機会を積極的に確保し、若者の視点や企業の商品開発等のアイデアなどを地域に還元します。
- ・ 設計士や工務店などの建築関係者の視察受入やツアーの受入及び実施を支援するとともに、著名な建築家等との連携やWEBやSNSを活用した情報発信を行います。

(2) イベントの開催や出展を通じて吉野材をPRします

- ・ 関係団体と連携し、イベント等での吉野材PRを行います。主に町内関連団体や県、県内市町村などと連携し、イベントでの吉野材PRブースの出展や町内木材関連イベントの開催支援等を行います。
- ・ 子どもから大人まで吉野材に触れて感じて学ぶ「よしのウッドフェス」の開催を支援し、吉野材の歴史背景や木材の魅力を伝え、新たな活用方法の提案や木材コーディネート等による木材需要の拡大や創出に努めます。

(3) 木育を推進します

- ・ ふるさと教育の一環として、ファーストイブプレzentやこども園・小中学校での木育の取組、愛学習机プロジェクト等を通じて、地域の子どもたちが継続して木と触れ合う機会を創出し、吉野材の魅力を伝えます。

◇ 関連する個別計画

No	計画名	計画期間
1	—	—

◇ 関連するSDGsの目標



1 4 魅力あふれる観光の振興

◇ 施策の方向性

吉野の自然美、歴史、文化を最大限に活かし、国内のみならず世界中の人々が訪れたい魅力ある観光地「吉野」を目指します。観光地域づくりを推進することで、観光による経済効果を地域経済の活性化、観光資源の維持・発展、次世代を担う人材育成、ひいては地域社会の持続可能な発展につなげていきます。

◇ 施策の現状と課題

本町の観光は、新型コロナウイルスの感染拡大で一時期、旅行者数も宿泊者数も落ち込みましたが、現在は回復傾向にあります。

本町を訪れる目的は、自然景観（風景）や名所・旧跡（史跡、神社仏閣）が多くなっており、繁忙期は春の桜と秋の紅葉の見ごろのシーズンとなっています。

本町の観光振興は、閑散期の観光だけではなく、二次交通やインバウンド対応、道路などのインフラ整備も課題です。2 次交通については、鉄道等の公共交通を利用して来訪した観光客が地域内を移動する手段が少ないため、地域内の移動手段の確保について検討・実装を進める必要があります。また、インバウンド需要が高まる中で、多言語化など外国人観光客が快適に過ごせる受け入れ環境整備が必要です。

今後は、先人が築き上げた歴史や文化を大切にしつつ、世界遺産や日本遺産などの歴史的な文化財や美しい景観を、デジタル等を活用して積極的に発信していくことで新たな年齢層の誘客を図るなど、新しい観光スタイルに挑戦していく必要があります。また、観光客の受け入れ体制の強化のため、事業者や人材の不足が課題となっています。

◇ 施策の成果指標

No	指標名	単位	現状値 (2024)	目標値 (2030)
1	観光客入込客数	千人	720	1,100
2	延べ宿泊者数	千人	32	70
3	来訪者満足度	%	92.4	95.0
4	外国人延べ宿泊者数	人	3,349	5,000
5	吉野町観光案内所（吉野駅前）来訪者（外国人）	人	4,173	10,000

◇ 役割分担

（１）個人でできること

- ・ 明るく元気に観光客を迎えるため、町全体でおもてなしの精神を心がけます。
- ・ インバウンド対応のため、店舗の情報や表示などについて積極的に多言語対応に努めます。
- ・ 町並みの維持のため通年で店舗を開ける努力をします。

（２）地域等でできること

- ・ 地域全体でインバウンドの受け入れを意識し、明るく元気に観光客を迎えるなど、町全体でおもてなしの精神を心がけます。
- ・ 稼ぐ観光地として経営を行います。
- ・ 時代の変化に対応し、都市とのニーズをマッチさせるなど通年型観光を意識した新たな観光スタイルに挑戦します。
- ・ 吉野ファンやリピーターを増やすため、来訪者に気持ちよく過ごしてもらう取組（おもてなし、環境美化等）を行います。
- ・ 通年型観光を意識した営業を行います。

◇ 主な取組

(1) 年間を通じた誘客に取り組めます

- 吉野ビクターズビューローを核として、春・秋の多客期以外にターゲットを絞った誘客を図るため、吉野ならではの歴史・文化、産業、食などの地域資源を活用した教育旅行や企業研修等の誘致を含めたコンテンツの磨き上げや何度も吉野を訪れる関係人口の構築を進めるとともに、伝統文化や産業に深く触れることができるインバウンド向けの高付加価値で特別な体験コンテンツを造成し誘客を図ります。

(2) インバウンド誘客に向けての取組に注力します

- インバウンド観光客が快適に吉野観光を楽しむことができるように、観光案内板の外国語表記を改善するとともに、観光事業者による GoogleBusinessProfile や Toripadviser 等への登録、DX ツール等の導入などの積極的な取組を促進します。

(3) 世界遺産、日本遺産を活用した広域観光を推進します

- 世界遺産や日本遺産など、共通の地域資源を持つ関係町村と連携し、体験コンテンツの充実や周遊性の向上、滞在時間や宿泊客の増加による観光消費の拡大を目的として、世界遺産や日本遺産を活用した広域観光を推進します。

(4) 移動手段の確保を検討します

- 町内の観光周遊に必要な移動手段を確保するために、町が運行するデマンドバスの観光客利用を引き続き推進するとともに、移動そのものがコンテンツとなるレンタサイクルやシェアサイクルについても積極的に導入を進めます。
- 運用が弾力化している地域住民や宿泊施設、ツアーガイド等が提供する無償送迎サービスの導入について検討を進めるとともに、ライドシェア等の実証実験の結果を踏まえ、既存の公共交通の課題と合わせ、持続可能な地域内移動手段の確保について検討を進めます。

(5) 公民連携での観光推進に取り組めます

- 地域事業者や行政だけでは解決が難しい地域活性化や事業承継、二次交通の整備などの課題について、民間企業との連携を強化し、民間活力を活かした課題解決に向けて取組を進めます。

◇ 関連する個別計画

No	計画名	計画期間
1	第2次吉野町観光振興計画	令和7年度～令和11年度

◇ 関連するSDGsの目標



1 5 世界遺産等文化財の保全と活用

◇ 施策の方向性

町内にある文化財や関連情報の発信を促進し、町内外の方々を対象に、本町の文化財への関心度を高め、よりよい文化財の保全と利活用が行えるまちを目指します。

◇ 施策の現状と課題

世界遺産を含む文化財の保護のため、現在の文化財所有者と良好な関係を維持しています。しかし、所有者等の代替わりがある中、その権利に抵触しない範囲で文化財の状況把握をし、適切な保護・保全体制（所有者・関係機関等）構築に努め、有事の際には速やかな対応を行える体制を維持する必要があります。また、未指定文化財を把握し、必要に応じて適切な調査を実施しています。未指定文化財も、町の歴史を語り、文化財の価値を高めるものもあるため、戦前までの資料を対象に、可能な範囲で調査を継続することが求められます。

また、宮滝遺跡をはじめとする文化財や、その背景にある歴史の情報発信をしています。資料館での常設展示・特別陳列、講演会や整備事業などに取り組んでいます。今後も、文化財保護に対する町民の理解や町の魅力発信が必要です。

吉野山の桜の保護・保全を適切に支援していますが、老木の増加などの問題も増えています。人件費の高騰や桜の維持管理・植え替えなど、桜の保護保全にかかる地域の負担が増えており、適切な支援を継続する必要があります。

◇ 施策の成果指標

No	指標名	単位	現状値 (2024)	目標値 (2030)
1	資料館の利用者数（入館者数＋主催事業参加者数）	人	1,466	2,000
2	講演会（資料館主催）の満足度（5段階中4以上の割合）	%	92.0	92.0
3	資料館の満足度（5段階中4以上の割合）	%	82.0	85.0

◇ 役割分担

(1) 個人でできること

- ・ 住んでいる地域や本町にまつわる歴史や文化財に関心を持ち、歴史などに関わるイベントや講演会への参加や、動画視聴を通して理解が深まるよう努めます。

(2) 地域等でできること

- ・ 地域の歴史や文化財に関心を持ち、地域の歴史や文化の保存・継承に努めます。
- ・ 住んでいる地域の歴史や文化財について関心を持ち、理解を深めます。また、有事の際には町や関係機関に情報共有ができるように努めます。

◇ 主な取組

(1) 関係機関との連絡体制を維持・継続し、文化財所有者等に適切な支援を実施します

- ・ 文化財所有者が文化財に関する不安等を覚えたとき、町担当者との連絡がとりやすい関係の維持に努めます。また、所有者が変更になった際などは、速やかに良好な関係が構築できるように努めます。文化財に毀損や修復などの諸問題が発生したときには、関係機関との速やかな情報共有をはかり、文化財所有者に対しては必要な手続きや補助金などの支援を行えるよう努めます。

(2) 情報や資料の把握・整理をします

- ・ 文化財の価値を広く理解してもらえるよう、文化財やその背景（歴史などの関連情報）の把握を行います。また、文化財でない資料も、文化財に関連して把握等が必要な情報や資料の整理収集、資料館収蔵資料の適切な管理などに努めます。

(3) 様々な形での歴史情報の整備・発信を行います

- ・ 資料館での特別陳列、関連する配付資料の作成、講演会の実施などを通じて、文化財に関する情報発信を広く行います。また、資料や講演会の内容を、適宜リポジトリや YouTube などで公開します。同時に、宮滝遺跡の整備事業などを促進していきます。

(4) 適切な調査を実施します

- ・ 本町で把握できていない未調査の資料などは、町の歴史や文化、伝統などをより詳しく把握するきっかけになる場合があります。そのため、資料の情報や所在の有無などの把握に努めます。また、特に調査や記録が大切と判断できる資料については、所有者の権利に十分配慮の上で、調査や記録作成を行います。このことを通じて、町の歴史や文化に関する知見の蓄積を図ります。

◇ 関連する個別計画

No	計画名	計画期間
1	吉野万葉整備活用計画	令和2年度～令和13年度

◇ 関連するSDGsの目標



16 関係人口の創出と移住定住の促進

◇ 施策の方向性

多様な関係人口の創出を行うとともに、移住者及び二地域居住者の増加を目指します。

◇ 施策の現状と課題

町内には、移住体験をできる施設がないため、仕事や子育てなど本町で生活するイメージや生活環境などを知る機会が提供できていません。また、移住希望者がいても、移住してすぐに住める空き家がないのが現状です。状態の良い空き家は、空き家バンクに登録後、すぐに成約につながっており、大幅な改修が必要な空き家のみが残ることになるため、移住希望者が移住を断念することがあります。

また、関係人口の観点では、ふるさと納税や TENJIKU サポーターなど本町と様々な関わり方をしている方も多く、一定数の関係人口の獲得はできているといえます。また、関係人口登録制度としてつながり住民吉野登録制度を実施していますが、制度が浸透しておらず、活用できていない状況です。今後は、これまで本町の自然や歴史などに魅力を感じ町のファンになってくれた方々だけでなく、新たな関係人口創出のため、まちの魅力をより多くの方々に情報を届けるための工夫や仕組みの検討が必要です。

◇ 施策の成果指標

No	指標名	単位	現状値 (2024)	目標値 (2030)
1	空き家バンク物件登録数（新規）	件	31	25
2	空き家バンク成約件数	件	13	20
3	つながり住民吉野登録数（累計）	人	2,767	3,650
4	移住体験施設稼働率	%	—	50.0
5	移住世帯（空き家バンク経由）	世帯	3	10
6	二地域居住者世帯（空き家バンク経由）	世帯	0	6

◇ 役割分担

（１）個人でできること

- ・ 移住者と積極的な交流をします。

（２）地域等でできること

- ・ 移住希望者や移住者を受け入れるための体制を整えます。
- ・ 空き家所有者に空き家バンクへの登録を促します。

◇ 主な取組

(1) 移住体験施設の運営を行います

- ・ 移住体験施設を整備し、運営することにより、町内での仕事・農業体験・子育て環境などの生活環境を実体験してもらうことができますようになります。移住に向けて踏み出す機会を設けることで、関係人口及び移住者及び二地域居住者の増加につなげます。

(2) 都市部で開催される移住イベント等にて町の情報をお伝えします

- ・ 移住を検討している方との接点を作り、移住先として検討してもらえるよう都市部で開催される移住イベント等に積極的に参加し、PRを行います。また、相談に来た方と継続してつながりを持てるような体制を整えます。
- ・ HP・SNS・パンフレット等を活用し、移住希望者向けに本町の情報発信を行います。

(3) 本町に関心がある層に情報発信を行います

- ・ 関係人口創出の促進や二地域居住や移住への関心を高めるため、つながり住民吉野に登録された方へメール等で地域のトピックスや移住関連情報等本町の情報を発信し、関係性の維持、構築を図ります。

(4) 空き家バンクを運営します

- ・ 新規物件及び新規利用者の登録を行い、空き家情報を発信することで、空き家所有者と移住希望者のマッチングを行います。また、改修の必要な物件には空き家改修補助金を、荷物の片付けが必要な物件には空き家流動化補助金を交付します。

(5) 地域交流を推進します

- ・ 地域や企業と連携し、二地域居住者及び移住者が地域と交流を深められるよう支援体制を整備することで、地域の担い手不足の解消や地域経済の活性化となるよう地域交流の推進に取り組みます。

(6) 関係人口の量的拡大・質的向上を図ります

- ・ 既存事業の効果検証、今後の事業展開を整理するとともに、国の動向や先行自治体の事例を参考にしながら、ふるさと住民登録制度や新たな関係人口創出事業を整備するなど、地域の担い手確保や地域経済の活性化につなげます。

◇ 関連する個別計画

No	計画名	計画期間
1	吉野町空家等対策計画	令和8年度～令和12年度

◇ 関連するSDGsの目標



1 7 利便性の高い公共交通システムの構築

◇ 施策の方向性

町民にとって日常生活に必要な買い物や通院、通学などの移動について、利便性の高い公共交通サービスを形成し、持続可能な運用を構築します。

◇ 施策の現状と課題

デマンド型乗合バスへと運行形態を変更したことにより、利便性が向上し、町内の移動手段の確保ができています。また、利用者のニーズに対応し、乗降場所の追加や移動をしていますが、家の近くで乗降したいという要望が増加しており、乗合率が低く効率的な運行ができていません。またデマンドバスは電話と Web から予約できますが、現状約 8 割が電話での予約です。デマンドバスを利用登録された際やスマホ教室などで Web 予約の普及に努めていますが、予約数全体の 2 割にも満たしていません。

また、南奈良総合医療センターへの移動手段として、電車や広域で運行しているコミュニティバスがありますが、町が運行している交通手段はなかったため、新たな交通手段の実証実験を行いました。今後は実証実験の結果を踏まえ、南奈良総合医療センターへの移動手段の確保について検討が必要です。さらに、近鉄電車の利用促進及び駅舎利活用は、近畿日本鉄道（株）でプロジェクトチームが立ち上がり活性化施策の検討をはじめています。

今後は、持続可能で利便性の高い公共交通を実現するため、ライドシェアの導入を検討しており、どのような運行形態が利用者のニーズに合うか調査等により確認する必要があります。

◇ 施策の成果指標

No	指標名	単位	現状値 (2024)	目標値 (2030)
1	デマンドバス利用者数（延べ利用者数）	人	22,553	25,398
2	デマンドバスインターネット予約率	%	21.3	27.0
3	デマンドバス乗合率	%	33.9	44.4

◇ 役割分担

(1) 個人でできること

- ・ 積極的に公共交通機関を利用します。

(2) 地域等でできること

- ・ 移動手段に困っている方がいたら、解決手段を検討し、地域でできることを実践します。

◇ 主な取組

(1) コミュニティバス「スマイルバス」を運行します

- ・ デマンド型乗合バスの運行を行い、利用者のニーズに対応しながら効率的で利便性の高い地域公共交通システムの継続を目指します。またデマンド型乗合バスの運行開始前の時間帯や公共交通の需要が多い時間帯には路線定期型の運行を残し、公共交通サービスを補完します。

(2) 近鉄電車の利用を促進します

- ・ 町にとって非常に重要な公共交通である近鉄吉野線の維持・存続を図るため、近畿日本鉄道（株）及び県や関係市町村、地域等と連携し、鉄道の利用促進、駅舎の利活用等施策を推進します。

(3) 周辺市町村との広域連携を行います

- ・ 南奈良総合医療センターなどへの移動手段として、近隣町村で運行しているコミュニティバスと連携・維持することで、医療を受ける体制や日常生活での交通手段を確保します。

(4) デマンドバスインターネット予約を推進します

- ・ デマンドバスのインターネット予約率を向上させるため、広報誌への掲載、スマホ教室の実施などによりインターネット予約のメリットなどについて丁寧に説明し、インターネット予約の更なる普及を推進します。

(5) ライドシェア等の導入を検討します

- ・ 交通空白地、交通空白時間の解消に向け、他自治体の事例を参考にし、本町の実情に合ったライドシェア等の導入を推進します。

◇ 関連する個別計画

No	計画名	計画期間
1	吉野町地域公共交通計画	令和 8 年度～令和 12 年度

◇ 関連する SDGs の目標



政策 3 安心

安心できる吉野町

18 健康づくりの推進

◇ 施策の方向性

誰もがいつまでも健康でいきいきと暮らすことができ、町民が元気で健康なまちを目指します。

◇ 施策の現状と課題

健康づくり・介護予防サポーターのメンバーが、地域で健康づくりに関する様々な活動に取り組んでいます。今後は、地域で取り組まれている身近な健康づくりや介護予防の活動と、町が進める専門的な保健活動が、互いに健康課題を共有し合い、連携を深めることで、より効果的な健康づくりの取組が必要です。

病気の予防は、予防接種法に基づく定期接種に加えて、小児の任意予防接種費用の助成をしていますが、予防接種に対して不安を感じる方もいるため、正しい情報に基づき、よく内容を理解した上で予防接種を受けることを判断できるよう情報提供し、不安や疑問がある方への相談に対応する必要があります。また、健康増進法に基づき、がん検診等、各種健診・検診を実施しており、がん検診の受診率は徐々に上昇していますが、全国的には依然として低い状況にあるため、その重要性や正しい情報について、より一層の周知・啓発が必要です。

◇ 施策の成果指標

No	指標名	単位	現状値 (2024)	目標値 (2030)
1	国保加入者の大腸がん検診受診率（40～60 歳）	%	13.5	14.3
2	国保加入者の子宮頸がん検診受診率（20～69 歳）	%	13.5	15.5
3	定期予防接種の麻しん風しん第 1 期・第 2 期接種率	%	95.0	95.0
4	定期予防接種 BCG 接種率	%	95.0	95.0
5	本町の健康寿命（平均自立期間）	年	男 17.44/ 女 19.53 ※R4 (R3-R5)	男 17.76/ 女 20.01

◇ 役割分担

(1) 個人でできること

- ・ 自身や家族のライフステージに応じた正しい情報に基づき健康づくりに取り組みます。
- ・ 感染症を防ぐため、基本的な感染予防に取り組みます。

(2) 地域等でできること

- ・ 地域でできる健康づくりに取り組みます。
- ・ (町、保健師は) 個人や地域に感染症予防や健康を維持増進するための専門的な情報提供を行います。

◇ 主な取組

(1) 地域の健康づくり支援を行います

- ・ 地域で健康づくりや介護予防に関係する活動などに取り組んでいる方や団体などつながり、健康課題を共有したり、専門的な助言を行ったりすることで地域の健康づくりを支援します。

(2) 感染症予防に努めます

- ・ 平常時は予防接種法に基づく定期予防接種による感染症予防や結核検診等による早期発見・治療による重症化予防に取り組みます。
- ・ 定期予防接種について正しく分かりやすい情報提供に努めるとともに、相談に丁寧に対応します。
- ・ 新型インフルエンザ等対策行動計画を整備し、パンデミックによる影響を最小限にできるよう備えるとともに発生時の対応を迅速にします。

(3) 疾病予防に努めます

- ・ がん検診の重要性を効果的に周知するために、啓発内容を充実させます。情報が幅広い年代に届くよう、文書での通知だけでなく、SNSを活用した受診勧奨も行います。

◇ 関連する個別計画

No	計画名	計画期間
1	第3次健康増進計画及び食育推進計画	令和8年度～令和17年度
2	新型インフルエンザ等対策行動計画	平成27年度～随時更新

◇ 関連するSDGsの目標



19 地域医療の充実

◇ 施策の方向性

広域的な連携が図られ、一次救急から二次救急、在宅医療や訪問看護までの体制が充実し、安心して暮らすことができるまちを目指します。

◇ 施策の現状と課題

これまで「かかりつけ医」の重要性を周知してきましたが、高齢化の進展により継続的な医療の必要性が高まる一方で、若年層を中心に「かかりつけ医」の定着が進んでいない現状があります。「かかりつけ医」を持たない町民の増加は、日常的な健康管理の遅れや病気の重症化を招く可能性があります。そのため、年代ごとの特性やニーズを踏まえた効果的な周知・案内を行い、町民一人一人が継続的に医療を受けられるよう、「かかりつけ医」の必要性に対する理解と行動の促進が必要です。

また、公立3病院の再編により医療体制は整備され、救急搬送応需率も90%以上を確保しています。一方で、診療拠点の集約化により一部地域では医療機関へのアクセスが悪化しており、地域住民の医療に対する満足度は低下傾向にあります。特に、高齢者は通院のための移動が困難となっているため、医療機関を利用しやすいよう地域特性に応じた柔軟な移動支援を充実させることが必要です。また、町の取組や支援内容の情報発信が十分でないことも医療に対する満足度の低下の一因と考えられます。今後は、町民が必要なときに適切な医療を受けられるよう、近隣医療機関や救急医療体制に関する情報を、分かりやすく、確実に周知・広報する必要があります。

救急医療体制は、奈良県救急告示病院が南和周辺地区病院とともに輪番制での運営に協力し、救急患者への対応の充実を図っています。奈良県救急告示病院のひとつである南奈良総合医療センターの運営に本町も参加しており、今後も医療体制が持続的に確保されるよう、県や他市町村と連携しながら、地域医療体制の維持・充実を継続していく必要があります。

◇ 施策の成果指標

No	指標名	単位	現状値 (2024)	目標値 (2030)
1	かかりつけ医を持っている町民の割合	%	49.9	56.9
2	南奈良総合医療センター救急搬送応需率	%	92.4	90.0

◇ 役割分担

(1) 個人でできること

- ・ かかりつけ医を持ち、適切に医療機関を利用します。
- ・ 自身の健康に関心を持ち、健康診断やがん検診を受けます。
- ・ 地域で開催されている健康講座や相談会を積極的に活用し、健康づくりに取り組みます。

(2) 地域等でできること

- ・ 地域包括ケアシステムについて理解し、地域で安心して暮らし続けられるよう支え合います。
- ・ 誰もが支え合う社会を目指し、地域におけるコミュニケーションを深めます。

◇ 主な取組

(1) 医療に関する情報提供と普及啓発強化に取り組みます

- ・ かかりつけ医を持つことは、個人や家族の健康を維持・管理する上で非常に重要です。特に高齢者や慢性疾患を抱える方々に対しては、かかりつけ医の重要性を踏まえた積極的な働きかけを強化していきます。また、医療機関や地域との連携のもとで、かかりつけ医の意義や役割について広く周知を図り、町民の健康管理の意識向上と、円滑な医療連携の推進を目指します。

(2) 医療連携体制を強化・継続します

- ・ 妊娠期から子育て期において安心して適切な医療受診ができるように、近隣医療機関の情報提供や #8000(小児救急電話相談)等の相談窓口の周知を一層強化します。
- ・ 橿原市休日夜間応急診療所（小児深夜診療）や産婦人科一次救急、南和周辺地区病院の輪番制による診療体制の運営に協力し、県及び構成市町村、医療機関と連携の上、地域における一次救急体制の継続を図ります。
- ・ 本町は、南奈良総合医療センターの運営に参画しています。同センターは、南和地域で唯一の奈良県救急告示病院（二次救急指定医療機関）として、年間 3,500 件を超える救急車やドクターヘリによる搬送を受け入れ、南和地域の救急搬送応需率 90%以上を確保するなど、「断らない病院」として、地域の救急医療の中心的役割を担います。また、全国的に産科医療機関が減少する中においても、妊婦健診を同センターで受診し、出産は高度医療を有する奈良県立医科大学附属病院で行っており、妊産婦が安心して出産できる連携体制を今後も整備します。さらに、小児科では夕方診療を実施されており、特に少子化が進行する南和地域において、子育て世帯が安心して医療を受けられる環境を今後も構築します。今後の少子高齢化による同センターの収益減や医療機器更新に伴う費用増加も見込まれますが、これらの医療体制が持続的に確保されるよう、構成市町村の一員として、県や他市町村と連携しながら、病院運営への継続的な参画と支援を通じて、地域医療体制の維持・充実に努めていきます。

◇関連する個別計画

No	計画名	計画期間
1	南和広域医療企業団第 2 期中期計画（公立病院経営強化ガイドラインに基づく経営強化プラン）	令和 4 年度～令和 8 年度

◇関連する SDGs の目標



20 高齢者の自立支援の推進

◇ 施策の方向性

介護が必要な方も認知症の方も、すべての高齢者の思いが尊重され、住み慣れた地域で役割を発揮し、主体的に生活を営むことができるまちを目指します。

◇ 施策の現状と課題

居宅（介護予防）サービス受給率は奈良県及び全国平均と比べて低い水準で推移しています。今後は、医療機関と地域が連携して、高齢者が住み慣れた地域で最期まで暮らし続けられる仕組みを構築することで、病院から地域へのシームレスな在宅移行を実現し、介護が必要な方が安心して病院への入退院や在宅療養を行える環境づくりが必要です。また、週に1回以上、3名以上が集まり、介護予防に資する活動（体操）を行っている通いの場合は、令和7年3月末時点で17箇所登録されており、参加者数は200名前後ですが、参加者の高齢化が課題です。一部の地域では、デマンドバスなどを利用して会場に参加している方もいるため、地域の集会所や民家の空きスペースなど、歩いて通える距離に会場を設置することが重要です。

認知症への正しい理解と支援を行い、認知症になってもいつまでも通い続けられる場づくりを目的に、本町では通いの場を中心に「チームオレンジ」を設置しており、現在11箇所で開催しています。今後さらに高齢化が進み、認知症の高齢者が増加することが予想されるため、認知症の相談窓口の周知や、正しい知識と理解を深めるための普及啓発の機会を増やすことが課題となっています。また、介護予防サービス利用者の支援終了・認定改善率は2%程度となっており、介護認定率は23.0%で国及び県内平均より高い状況です。高齢化が進み、要介護・要支援認定者が増える可能性があるため、自立した生活を送る高齢者を増やす取組が必要です。

◇ 施策の成果指標

No	指標名	単位	現状値 (2024)	目標値 (2030)
1	町民主体の通いの場所数（チームオレンジ拠点設置数）	箇所	17	23
2	介護予防サービスの支援終了・認定改善率	%	2.0	6.0
3	主観的健康観（高齢者本人が評価する自身の健康度）	%	79.9 (2023 調査)	80.0 (2029 調査)
4	退院連絡の実施割合	%	87.0	100.0
5	要介護・要支援認定者割合	%	23.2	23.2

◇ 役割分担

（１）個人でできること

- ・ 自らの経験や知識を活かし、自主的に介護予防や生活支援等の地域活動に参加し、高齢者やその家族を見守り、支援します。
- ・ 病気や症状に関わらず、こう暮らしたいという「素直な思い」を言葉にし、それに近づくよう考えたり工夫したりします。
- ・ 自分の状態や病気について正しく理解し、正しい付き合い方を知るようにします。

(2) 地域等でできること

- ・ 地域全体で高齢者やその家族の生活を見守り、支え合い、地域で安心して暮らし続けられるよう、地域の特性を活かした活動に取り組みます。
- ・ 本人のできること・できないことを周囲が一方的に決めつけず、地域等で活動や役割への参加を受け入れ、見守ります。

◇ 主な取組

(1) 地域包括ケアシステムを推進します

- ・ 地域包括支援センターを拠点として地域や他市町村、医療機関、サービス提供事業者等の関係機関と連携し、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも暮らせるよう、個人に応じた支援を推進します。

(2) 介護予防・生活支援事業における新たな活動の創出を支援します

- ・ 町民主体の通いの場の設立と町民の方がお互いに声を掛け、自助・互助・共助機能を活用した新たな町民サービスを提供するほか、専門職が通いの場に積極的に関与し、「自立」への支援や介護予防のための講座を行うことで、高齢になっても主体的な活動や参加の機会を増やします。
- ・ 老人福祉センターを拠点として高齢者の方が生きがいを持ち、主体的な介護予防活動の取組を行います。

(3) 認知症に関する正しい理解の推進と認知症初期からの継続的な支援体制を整備します

- ・ 認知症の疑いから発症、その後の進行とともに変化していく本人の様子や気持ち、利用できる支援について積極的に啓発します。また、認知症の方や家族を行政やサービス事業者だけでなく、地域全体で支援する体制を整えます。

(4) 要介護・要支援認定と必要な支援を提供します

- ・ 高齢者の方が、住み慣れた地域で自分らしく暮らすことを支援するために、要介護・要支援認定と個人に合った自立を促すための各種介護（予防）サービスを提供します。

◇ 関連する個別計画

No	計画名	計画期間
1	第2次吉野町地域福祉計画	令和4年度～令和8年度
2	吉野町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画	令和6年度～令和8年度

◇ 関連するSDGsの目標



2.1 障がい者の自立支援の推進

◇ 施策の方向性

障がいの種類や程度に関わりなく、障がいのある人すべてが必要に応じて支援を受けつつ、自分の生き方を自分で決め、その生き方が尊重される社会の実現、障がいの有無に関わらず、地域の一員として生活を営むことができるまちを目指します。

◇ 施策の現状と課題

障がい者の相談支援体制として、地域づくり定期連携会議や母子連絡会等で庁内連携が進められており、相談業務を委託している事業所との連携もできています。一方で、複合的課題を抱えるケースが増加しているため、今後は更なる連携強化が必要です。また、町内に相談支援事業所が少ないため、町外の社会資源のつながりを増やす必要があります。

障がい者・障がい児福祉サービス利用及び自立支援医療は、更新及び新規ともに滞りなく支給決定を実施しており、医療的ケアが必要な方に対しては、関係機関が協力して支援をしています。一方で、対応可能な相談支援員や居宅介護サービス事業所を見つけるまでに時間を要することが課題です。近隣市町村でも人材不足が深刻化しており、特に医療的ケアが必要な方の緊急時の支援体制の充実が必要です。

移動支援事業・日中一時支援事業は継続して希望者に提供できています。移動支援は余暇活動に利用するものであり、原則として事業所への移動のための利用はできません。しかし、地域特性から事業所に行くことが困難なケースも多く、事業所への移動に支援を希望する方が多いですが、外出支援のタクシーチケットの申請者は少ないのが現状です。

障がいの周知・理解の一環として、地域活動支援センターがほっとはーと南和でイベントを開催しているほか、窓口での案内も行っています。また、にじいろサロンの運営も継続されています。しかし、町内には3つの障がい者団体がありますが、いずれも新規加入者が少なく、活動も縮小しているのが現状です。これまで行政や相談支援事業所等が地域課題を協議してきた「五條・吉野地域自立支援協議会」が令和5年度末で解散になったため、現在は町単独での協議会の設置に向けて、相談支援事業所等と協議を進めています。障がいのある人をより理解してもらうことが重要であり、障がいに対する周知啓発を図り、官民が連携して地域課題に向き合うための協議の場を再構築していくことが、今後の課題となっています。

◇ 施策の成果指標

No	指標名	単位	現状値 (2024)	目標値 (2030)
1	マルシェ等の集いの場の開催回数(小規模：年に2回、大規模：年1回)	回	1	3
2	障がい者就労施設等からの物品等の調達金額（間接的支援を除く）	円	640,000	700,000
3	障がい福祉サービス利用を希望される障がい(児)者における計画相談支援の利用率	%	99.0	100.0
4	地域生活支援事業（買い物等の移動支援、事業所の延長利用、社会参加のための集いの場の利用等）を希望される障がい(児)者の利用率	%	88.0	100.0
5	障がい者外出支援タクシー券交付対象者（身体障害者手帳1.2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級）全体における申請率	%	25.0	50.0

◇ 役割分担

(1) 個人でできること

- ・ 障がいのある人や障がいのある人のご家族及び障がいのない人が、障がいの状態や特性について理解を深めます。
- ・ 障がいのある人や障がいのある人のご家族の不安や悩みを聞き、支援したり役場担当課につなげます。
- ・ 障がいのある人や障がいのある人の家族が障がいについて理解を進め、関係機関に相談します。

(2) 地域等でできること

- ・ 障がいのある人または障がいのある人のご家族に対し、周囲が本人の気持ちや状態を決めつけず、障がいの状態や特性について理解を深めてもらいます。
- ・ 障がいのある人が地域で安心して生活ができるような地域での助け合い・見守り・支え合いの体制を整えます。
- ・ 障がいのある人または障がいのある人のご家族に対し、地域でできるサポートについて役場に相談します。

◇ 主な取組

(1) 障がいに対する理解の促進を図ります

- ・ 自立支援協議会の立ちあげを行い、官民連携のもとで地域課題の解消、交流の場（居場所）を創出し、広く障がいについての理解の促進に取り組みます。関係各課及び町内外企業等と連携しながら、障がいの理解を推進し、障がいのある方の雇用促進に取り組みます。町内における福祉関係団体に対して、相談・交流の場の継続のために支援を行います。

(2) 障がい福祉サービスの提供を推進します

- ・ 障がいのある人が、安心して暮らすことができるように、相談支援員と連携しつつ、サービス等利用計画書を基に必要な障がい福祉サービスの利用につなげます。社会参加をしながら自立した生活を継続できるよう、就労支援に取り組みます。また、関係機関及び他市町村と協力しながら、医療的ケアが必要な方の支援の充実に取り組みます。

(3) 相談支援体制を充実します

- ・ 個々の相談に対し、委託相談事業所、地域包括支援センター、地域福祉担当、介護保険担当、社会福祉協議会等と連携しながら支援を行い、必要なサービスにつなげます。障がいのある児童に対し、保健センター、教育委員会、医療機関等と連携を図りながら支援を行い、早期療育の取組を進めます。

(4) 外出と社会参加を促進します

- ・ 外出支援のために初乗り運賃を助成するタクシー券を交付します。余暇活動を充実させるために、地域生活支援事業において移動支援のサービスを提供します。

◇ 関連する個別計画

No	計画名	計画期間
1	吉野町第3次障がい者基本計画	令和5年度～令和14年度
2	吉野町第7期障がい福祉計画/吉野町第3期障がい児福祉計画	令和6年度～令和8年度

◇ 関連するSDGsの目標



2.2 包括的で重層的な支援体制の構築

◇ 施策の方向性

すべての町民が心配事や困り事を抱え込まずに相談することができ、安心して暮らすことができるまちを目指します。

◇ 施策の現状と課題

令和6年度から重層的支援体制整備事業が実施され、複合的な困りごとに対して効果的に支援を提供する仕組みが整いました。一方で、支援会議や重層的支援会議において検討されるケース数が少ない現状があるため、該当ケースが本当に少ないのか、それとも必要なケースを把握できていないのかの評価・検討が必要です。

また、従来の介護・障がい・子ども・困窮の4分野における「相談支援」「参加支援」「地域づくり支援」を一体的に実施する体制が整備されましたが、重層的支援体制整備事業として既存事業やヤングケアラーの支援などの新規事業の運営が優先されており、包括的な支援体制の構築に向けた更なる取組が課題となっています。

高齢者・児童・障がい者虐待や成年後見制度、終活などの権利擁護に関する普及啓発活動は、十分に実施されておらず、啓発活動の実施回数も増加していない状況です。今後は、各分野で個別の啓発活動を実施し、分野を横断した連携・協働の可能性を検討することで、包括的な権利擁護体制を強化することが求められています。

地域における多世代交流は、少子高齢化の進展に伴い交流の機会が減少していることが地域福祉計画策定時の関係団体調査で把握できたため、地域住民の属性や世代の垣根を越えて地域の様々な人と気軽に関わり、安心して過ごすことのできる居場所を整備することが必要です。

◇ 施策の成果指標

No	指標名	単位	現状値 (2024)	目標値 (2030)
1	属性を問わず参加し、相談ができる居場所の開催数	回	8	24
2	多機関で個別ケースや地域づくりについて共有や支援方法の検討を行った回数	回	22	24
3	権利擁護にかかる普及啓発実施回数	回	7	25

◇ 役割分担

(1) 個人でできること

- ・ 積極的に地域と関わり、問題点や課題に向き合います。
- ・ 個々の立場で地域支援に関わりサポートします。
- ・ 自分や家族、地域での困り事が生じた場合は相談し、窓口が不明な場合は役場に相談します。
- ・ 緊急連絡先や、相談できる相手を平常時から備えておきます。
- ・ 地域や国の制度、町の事業など、身近なところから得られる情報を日頃から収集します。
- ・ 本人の困難さや課題に対して、まずは本人と家族でどのような生活をしたいのか話し合います。

(2) 地域等でできること

- ・ 地域間での交流を促進し、課題等に包括的な支援を意識して取り組みます。
- ・ 高齢者単身世帯などの情報を共有し、安心して生活できる地域づくりに努めます。
- ・ 地域を支える活動や地域の問題解決の取組などを通して、地域が地域のために考え課題に取り組めるよう、専門職にサポートを求めます。
- ・ 地域や家族の困り事が生じた場合は、身近な人に相談し、相談先が不明な場合でも抱え込まずに役場に相談します。

◇ 主な取組

(1) 重層的支援体制整備事業の支援会議及び重層的支援会議を開催します

- ・ 複雑化・複合化したものや、制度の狭間であるケースについて、事例共有を行う支援会議を月に1回開催、状況に応じて追加の支援会議や、支援検討を実施する重層的支援会議を開催し、福祉担当部署だけでなく、医療機関や教育機関、地域団体などが参加し、それぞれの専門性や資源を活用して総合的なサポート体制を構築します。

(2) 重層的支援体制整備事業で実施する各分野の事業間連動を行います

- ・ 介護・障がい・子ども・困窮で実施している各既存事業と、制度の狭間や支援困難ケースに対応していく新規事業については、各分野の支援機関との情報共有と事業間連携ができる場の設定を行い、すべての人びとが生活を送る中で直面する困難・生きづらさの解消に向け一体的に支援していきます。

(3) 町民の権利擁護に即した普及啓発活動を実施します

- ・ 高齢・児童・障がい分野についての啓発活動に加え、身寄りのない方を含む終活に関する内容の啓発等も実施します。

(4) 地域コミュニティを形成する居場所づくりを実施します

- ・ 高齢者だけでなく、子どもたちや子育て中の人、若者世代、生活に困窮する人たち、障がいを持つ人たち、認知症の人たちなど、属性を問わず、あらゆる世代が気軽に交流し、情報共有や交換が行え、お互いに支えあう場となる居場所づくりや、買い物等による外出への不安を抱える方への支援を通じ、悩みごとや困りごとの相談の場づくりに取り組みます。

◇ 関連する個別計画

No	計画名	計画期間
1	第2次吉野町地域福祉計画	令和4年度～令和8年度
2	吉野町第7期障がい福祉計画／吉野町第3期障がい児福祉計画	令和6年度～令和8年度
3	吉野町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画	令和6年度～令和8年度
4	吉野町重層的支援体制整備事業実施計画	単年度更新

◇ 関連するSDGsの目標



2 3 社会保障制度の円滑な運営

◇ 施策の方向性

国民健康保険制度や後期高齢者医療保険制度、国民年金制度、各種福祉医療制度などのあらゆる社会保障制度を安定的に運営することで、誰もが安心して暮らすことができるまちを目指します。

◇ 施策の現状と課題

国民健康保険財政の健全な運営には収納率の向上が不可欠ですが、近年の収納率は約 96%と横ばい状態が続いています。今後は収納率の向上のため、口座振替の利用促進に向けた啓発活動の強化が必要です。また、滞納者に対しては、電話勧奨や適切な収納対策を徹底し、着実に収納率を改善することが必要です。

特定健康診査・後期高齢者健康診査とも県内において、受診率が低い状態です。奈良県国民健康保険団体連合会、奈良県後期高齢者医療広域連合と連携し、健診未受診者に対し、受診率向上のための取組が必要です。

◇ 施策の成果指標

No	指標名	単位	現状値 (2024)	目標値 (2030)
1	国民健康保険税の収納率	%	95.2	97.5
2	特定健康診査受診率	%	24.9	60.0
3	後期高齢者健康診査受診率	%	14	30.0

◇ 役割分担

(1) 個人でできること

- ・ 年に一度の健診や各がん検診等を受診し、できるだけ早期に病気を見つけて健康に備えます。
- ・ 各社会保障制度の理解を深めます。

(2) 地域等でできること

- ・ お互いが誘い合い、地域全体で健診等受診のきっかけづくりを進めます。

◇ 主な取組

(1) 収納率向上のための対策を強化します

- ・ 収納率向上のためにコンビニでの納付を周知し、口座振替も推進します。また、未納者に対し電話や個別面談を実施することにより収納強化を図ります。

(2) 受診率向上のため未受診者受診を勧奨します

- ・ 奈良県国民健康保険団体連合会と連携し、特定健診未受診者に対して、年 2 回の受診勧奨通知を発送します。また、保険手続き等での来庁者に対し、健診の案内チラシで受診勧奨を行います。
- ・ 保健指導用教材等を活用し、健診受診や重症化予防の重要性の理解促進を図ります。

(3) 後期高齢者医療制度及び国民年金制度、各種福祉医療制度の周知・啓発を進めます

- ・ 町民の身近な窓口として、各制度の周知・啓発を進め、正しい情報を発信し安定した財政運営に努めます。

◇ 関連する個別計画

No	計画名	計画期間
1	—	—

◇ 関連する SDGs の目標



2 4 地域防災力の向上

◇ 施策の方向性

自助・共助・公助の役割分担を再確認し、防災意識を高め、災害からまちと人を守ることを目指します。

◇ 施策の現状と課題

災害等への日頃の備えについて、広報等で周知を行っており、防災訓練を自治協議会や大字単位で実施していただいておりますが、地域ごとの課題の抽出や対策について十分検討がなされていないケースが見られるので、特性に応じた研修や訓練の実施が必要です。また、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）内に所在する指定緊急避難所の一部には、災害リスクを抱える施設が含まれていることから、避難方法の確認が必要です。

各地区・地域においては、防災士が十分に機能していない現状もあり、今後は地域防災リーダーを確保することで防災意識の向上及び地域防災力の強化が重要です。また、主に広域避難所用の防災備蓄品については、毎年更新し、女性・乳幼児向け用品及びアレルギー用食品等の品目についても確保していますが、各避難所や各家庭での備蓄品についての周知が不十分であることから、備蓄品の内容や目安となる容量等について広報する必要があります。加えて、本町の防災マップは、令和2年4月に作成されており、一部の情報が現状と異なっている可能性があるため、最新の情報への更新が必要です。

◇ 施策の成果指標

No	指標名	単位	現状値 (2024)	目標値 (2030)
1	防災士取得者数（累計）	人	56	180
2	自主防災組織連携組織の数（地区防災計画の策定数）	組織	3	6
3	人口当たりの避難時持ち出し袋所持率	%	70.0	100.0
4	自主防災組織の防災訓練実施率（実施団体/設立数）	%	80.0	100.0
5	お住まいの地域の避難所を知っている町民の割合	%	85.4	100.0

◇ 役割分担

(1) 個人でできること

- ・ 学習会・訓練などに参加し、防災に関する正しい知識を身につけます。
- ・ 備蓄品や持出袋を準備するとともに、災害時の行動計画を作成します。
- ・ 身の回りの危険箇所を把握し、難を避ける取組を進めます（家具の転倒防止・防災マップの確認等）。

(2) 地域等でできること

- ・ 家族間や地区内・地域内でも助け合える協力体制を整えます。
- ・ 自主防災訓練の実施や備蓄品の確認を行います。
- ・ 要援護者支援の体制整備を行います。
- ・ 各大字で防災リーダーを養成するとともに、災害に備えた行動計画を策定します。
- ・ 小学校・中学校で防災（災害）学習に関する時間を創設します。

◇ 主な取組

(1) 地域防災リーダーを養成します

- ・ 防災リーダーを各大字に複数名養成することにより、各区・自治会・自主防災組織の責任者の役割軽減や短任期での交代に対応し、少子高齢化が進む地域コミュニティでの自主防災活動の安定化を図ります。

(2) 防災学習会等を通じた防災意識醸成を進めます

- ・ 少子高齢化に伴う地域コミュニティの低下が進んでいますが、災害の特性や危険性を日頃から共有し、災害発生時に円滑かつ的確に対応できるよう、タイムライン防災を意識するなど、災害への対応力を高め、地域が連携し、コミュニティ防災活動の取組を図ります。

(3) 災害発生時等の対応体制を整備します

- ・ 土砂災害警戒区域（イエローゾーン）、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）の指定更新に伴い、ハザードマップの更新を進め、町民への周知を図ります。
- ・ 土砂災害、洪水、地震等、災害に応じた避難所、避難場所の指定の見直しや南海トラフ地震等への対策を含めた、地域防災計画の見直しを進めます。

(4) 情報伝達手段の整備と適切な伝達を行います

- ・ 災害に関する情報を防災行政無線、有線戸別端末、CVY 放送、メール配信といった情報手段を用いて、安定的な情報伝達を図ります。
- ・ 町民に提供する情報については、適切かつ迅速な伝達を行います。

◇ 関連する個別計画

No	計画名	計画期間
1	吉野町地域防災計画	令和3年度～

◇ 関連するSDGsの目標



2 5 消防・救急体制の充実

◇ 施策の方向性

消防救急体制の充実により、安心・安全なまちを目指します。

◇ 施策の現状と課題

人口減少や高齢化等により消防団の運営・継続が難しく、地域の消防力が低下につながる可能性があります。そのため、今後も引き続き、団員の確保、機動力のある組織体制の検討とともに、老朽化した車両の更新が必要です。

また、常備消防である奈良県広域消防組合の再編が進んでいるため、今後も連携し、火災や災害への対応を進めていくことが求められています。

◇ 施策の成果指標

No	指標名	単位	現状値 (2024)	目標値 (2030)
1	年間出火件数	件	4	0
2	消防団員数※	人	331	295
3	火災予防に関する広報回数	回	1	4
4	救急車両の現場到達時間（平均） ※入電から現着まで	分	14	12

※今後の人口減少を鑑み、現状の消防団員数を維持することを目標として設定しています。

◇ 役割分担

(1) 個人でできること

- ・ 火気の取り扱いには十分注意し、消防・救急の出動要請を的確に行うために各種訓練や研修に積極的に参加します。

(2) 地域等でできること

- ・ 消防団の必要性を理解し、地域での団員確保に努めます。
- ・ 消防団と地域での連携協力を努めます。
- ・ 地域の消防施設（消火栓、防火水槽、消防道など）の位置の確認や点検を地域等で実施し、地域間の協力体制を確立します。

◇ 主な取組

(1) 消防力の向上（非常備消防）に努めます

- ・ 少子高齢化、人口減少による消防団員の減少に伴う消防力の低下を防ぐため、組織再編等を図り、機動性のある消防力の維持に努めます。
- ・ 組織の再編とともに、消防車両等の計画的な更新を進め、消防力の向上に取り組みます。
- ・ 地域の区、自治会等と連携を進め、消防・防災力の向上を図ります。

(2) 消防力の向上（常備消防）に努めます

- ・ 本町の常備消防は、県下 37 市町村で構成する奈良県広域消防組合が組織されており、旧消防本部の管轄区域を越えて災害発生現場や救急・救助現場に一番近い消防署または車両が現場に向かう体制が整備されています。組合への負担金も増加傾向にあり、現状の体制を維持しつつ、負担を抑えていく方策を検討していきます。

◇ 関連する個別計画

No	計画名	計画期間
1	吉野町地域防災計画	令和 3 年度～
2	吉野町国民保護計画	令和 3 年度～
3	吉野町国土強靱化地域計画	令和 2 年度～

◇ 関連する SDGs の目標



2 6 交通安全・防犯対策の推進

◇ 施策の方向性

町民一人一人の交通安全や防犯に対する意識が高まり、安全な地域で安心して暮らせるまちを目指します。

◇ 施策の現状と課題

全国的及び奈良県内においても、交通事故発生件数は減少していますが、奈良県内の交通事故発生件数のうち高齢者(65 歳以上)の占める割合は 4 割弱となっています。今後も高齢化が進むことが見込まれるため、関係機関と連携し、高齢者を対象とした安全運転講習会の実施や運転免許証の自主返納の促進、免許返納後の生活をサポートできる体制づくりが求められています。

特殊詐欺の認知件数も被害額も増加の一途をたどり、被害者全体に占める高齢者(65 歳以上)の割合は 65%を超えており、町内でも被害が発生しています。このような被害を未然に防ぐために、関係機関と連携しながら適切な防犯体制を構築していく必要があります。

町内の犯罪認知件数は減少傾向にあり、空き巣や、車上ねらいといった窃盗犯罪が主なものとなっています。空き巣は、無施錠率が 6 割を超えているため、窓やドアの施錠を確実に行うなど、犯罪を未然に防ぐ重要性の町民への周知が必要です。また、各地区の集会所等への防犯カメラ設置の要望が増加しており、犯罪を未然に防ぐため、設置費用の助成などの対応が必要です。

◇ 施策の成果指標

No	指標名	単位	現状値 (2024)	目標値 (2030)
1	安全安心街頭啓発回数	回	48	50
2	交通事故件数（人身）	件	6	0
3	交通安全施設の年間整備箇所数	箇所	7	10
4	犯罪認知件数	件	19	10

◇ 役割分担

(1) 個人でできること

- ・ 交通安全教室などに参加し交通ルールの理解を深め、交通事故の防止に取り組みます。
- ・ 防犯教室などに参加します。

(2) 地域等でできること

- ・ 家族・地域ぐるみで周辺の危険箇所を洗い出し、安全施設などの要望を行います。
- ・ 子ども・高齢者といった狙われやすい弱者を地域コミュニティで見守り活動を行います。
- ・ 犯罪抑止の観点から防犯カメラの設置に向けて検討を行います。

◇ 主な取組

(1) 各種関係機関と連携し街頭交通安全指導をします

- ・ 警察と各種関係組織が実施する会議等に参加し連携を強め、街頭指導の回数や場所、内容（物品配布やのぼり旗）を考慮し、効果的な交通安全指導を行います。

(2) 交通安全の意識醸成のため啓発活動を強化します

- ・ 警察と各種関係組織と連携し、児童の交通事故防止、高齢者による交通操作誤りを減らすため、交通安全教室を開催し、交通安全ルールの再認識を促します。

(3) 交通安全施設を計画的に整備します

- ・ 自治会・PTA と連携し、通学路や各地区の危険箇所を把握するとともに、優先度の高い箇所から、ガードレールやカーブミラーなどの交通安全施設の整備を計画的に進めます。

(4) 防犯意識の醸成のための取組を強化します

- ・ 警察と関係組織と連携し、防犯パトロールの実施回数、経路、広報車の活用・のぼり旗などの設置といった防犯意識の醸成に効果がある広報活動を行い、地域ぐるみで高齢者や子どもを犯罪から守るため、交通安全、防犯、防災といった身の周りの安全・安心につながる研修を実施します。
- ・ 防犯意識の高まりを受け、地域が行う防犯カメラ等の設置に対し、費用負担を含め取組を支援します。

◇ 関連する個別計画

No	計画名	計画期間
1	—	—

◇ 関連するSDGsの目標



27 安全で快適な道路・河川の整備

◇ 施策の方向性

道路や河川が適切に維持・管理され、日常生活だけでなく災害発生時も安心して暮らせるまちを目指します。

◇ 施策の現状と課題

道路法施行規則に基づき、道路構造物（道路橋・トンネル・大型構造物）の点検が法的に義務付けられており、道路構造物の長寿命化を目的に、定期的な点検・点検結果による予防保全型維持管理を進めています。一方で、老朽化が進んでいるため、道路インフラの修繕のための財源確保が課題です。また、土木系技術職員の退職等による技術者経験者の減少に伴い技術継承も課題となっています。

道路・河川の整備は、県・地域と連携しながら地域特性や利用状況を考慮して整備を実施していますが、高齢化や地域の後継者不足により地域活動の減少が進んでいることに加え、各地区からの要望件数は増加しているため、維持管理コストが増加していることが課題です。また、気候変動の影響により激甚化・頻発化する水災害のリスクもあるため、町管理河川の修繕・排水路の改修のほか、県管理河川である一級河川の護岸整備・河川浚渫工事を県に要望しており、河川護岸の整備が急務となっています。

◇ 施策の成果指標

No	指標名	単位	現状値 (2024)	目標値 (2030)
1	橋梁点検割合	%	100	100
2	トンネル等施設点検割合	%	100	100

◇ 役割分担

(1) 個人でできること

- ・ 整備事業が円滑に推進するよう協力を行います。
- ・ 道路（歩道を含む）に隣接する個人所有地の生垣の管理や除草作業等を適切に行うとともに、周辺道路の清掃・除草活動を主体的に行います。

(2) 地域等でできること

- ・ 地域活動として草刈り等を行い、維持管理に努めます。
- ・ 近隣の道路について、危険箇所があれば道路管理者に情報提供します。

◇ 主な取組

(1) 橋梁の長寿命化を図ります

- ・ 橋梁・トンネル等においては奈良モデルを活用し、県と連携して橋梁等の点検を計画的に進めます。
- ・ 橋梁点検結果を基に、橋梁長寿命化修繕計画により、緊急度の高い箇所から修繕を行い、道路インフラの長寿命化を図ります。

(2) 町道を改良及び維持管理します

- ・ 各地区からの要望を基に、緊急性や必要性を総合的に判断し地域と連携して整備を進めます。
- ・ 道路パトロールにより、修繕が必要な箇所の予防保全を図り、維持修繕コストの軽減を図ります。

(3) 国道及び県道の整備を促進します

- ・ 地区からの要望を基に道路管理者である県と協議し整備促進を図ります。

(4) 浸水対策の強化及び流域治水対策を推進します

- ・ 気候変動の影響により激甚化・頻発化する水災害に対応するため、河川インフラ等の整備をさらに加速させるとともに、流域に関わるあらゆる関係者で協働して水災害対策を推進します。

◇ 関連する個別計画

No	計画名	計画期間
1	吉野町国土強靱化地域計画	令和 7 年度～令和 11 年度
2	橋梁長寿命化修繕計画	令和 2 年度～令和 11 年度
3	トンネル長寿命化修繕計画	令和 1 年度～令和 10 年度
4	大型カルバート長寿命化修繕計画	令和 2 年度～令和 10 年度
5	吉野町地域防災計画	令和 3 年度～
6	吉野町公共施設等総合管理計画	令和 6 年度～令和 45 年度

◇ 関連する SDGs の目標



2 8 安全で安心な上下水道の整備

◇ 施策の方向性

健全な経営と町民の生活環境を守り、安心して利用できる上下水道を推進します。

◇ 施策の現状と課題

市街化区域全体を対象とした面的整備は完了しており、水洗化率の向上に向けて、広報活動や戸別訪問等を実施しています。水洗化率は、管路整備の完了区域は一定の接続率が確保されていますが、高齢化世帯や空き家の増加により、接続が進みにくい箇所もあります。

下水道ポンプ設備及び機械設備の劣化が進んでいるため、現在、設備の更新を行っており、今後は施設が更新時期を迎えるため、適切な維持管理と計画的な更新が必要となります。また、集落排水施設は劣化が進んでいるため、部分的な更新をしていますが、引き続き計画的な更新が必要です。さらに、高齢化や過疎化の影響で使用料金の収入が減少しているため、経営基盤の強化が課題です。

本町は広域で水道施設の老朽化対策や整備、財政基盤の強化などに取り組むため、奈良県と県内 26 市町村で構成された奈良県広域水道企業団に参画し、令和 7 年 4 月から事業を開始しました。今後は、小名・殿川地区が水道未普及地区であることから、水道施設整備の検討が必要となっています。

◇ 施策の成果指標

No	指標名	単位	現状値 (2024)	目標値 (2030)
1	公共下水道水洗化率	%	87.2	90.0
2	農業集落排水水洗化率	%	100	100

◇ 役割分担

(1) 個人でできること

- ・ 下水道区域内は、早期に公共下水道に接続します。

(2) 地域等でできること

- ・ 下水道区域内は、公共下水道への接続を啓発します。

◇ 主な取組

(1) 下水道施設の接続を促進します

- ・ 広報活動並びに訪問等により、水洗化を促進し、衛生的で快適な生活環境と公共水域の水質保全を図ります。

(2) 下水道施設の維持管理を推進します

- ・ 下水道施設の経年劣化状態の確認を行い、下水道施設管理計画を策定し、健全度に応じ必要な補修並びに更新を行います。
- ・ 民間を活用して、施設の適正な維持管理を行います。
- ・ 重要施設に接続する管路等の耐震化を検討します。

(3) 集落排水に関する財政面を改善します

- ・ 社会情勢の変化に伴い経営の基本となる「経営戦略」を策定し、効率的な経営に努めます。

(4) 安定的・持続的な水道事業を推進します

- ・ 奈良県広域水道企業団の構成市町村の一員として、県や他市町村と連携しながら、安全で安心な水道水を利用できる環境を整備するため、企業団運営の積極的な参画を通じて、安定的・持続的な水道事業を推進します。
- ・ 飲料水供給施設整備箇所においては、施設管理等の支援を行います。また、飲料水供給施設の普及や新たな施設整備について、検討を進めます。

◇ 関連する個別計画

No	計画名	計画期間
1	吉野町下水道事業経営戦略	令和 8 年度～令和 17 年度

◇ 関連する SDGs の目標



29 安全で快適な居住環境の整備

◇ 施策の方向性

安全で快適な居住環境が整い、安心して暮らすことができるまちを目指します。

◇ 施策の現状と課題

本町では、住宅の耐震化を促進するために情報発信や現地確認なども実施しています。しかし、耐震改修には多額の費用が必要となるため、実際に改修まで進むケースは少ないのが実態です。今後は、耐震改修に伴う補助制度の周知並びに新たな制度の検討が必要です。

町営住宅は、吉野町営住宅長寿命化計画に基づき、吉野駅前町営住宅 A・B・C 棟屋根改修工事や河原屋町営住宅解体工事を実施しており、町営住宅の健全な維持管理に向けて順次整備に取り組んでいますが、町の住環境整備施策枠組みの中で、公営住宅のあり方について検討する必要があります。また、地元自治会や民生委員と情報共有し、町営住宅入居者の安否確認も実施していますが、本町は高齢者の単身世帯が多いため、入居者の安否確認は増加傾向にあり、今後も関係機関と連携して対応していく必要があります。

空き家の関連では、空き家実態調査の結果から、利活用可能な空き家が多く存在していることが把握できましたが、様々な事情により所有者が積極的に活用を希望しないケースも見受けられます。所有者が遠方にいるなどの理由から、老朽化が進んでいる空き家もあり、これらは将来的に危険空き家となる可能性もあるため、早期の対応が必要です。

◇ 施策の成果指標

No	指標名	単位	現状値 (2024)	目標値 (2030)
1	耐震改修に伴う補助制度の広報等	回	1	3
2	長寿命化に基づく改修等	棟	1	1
3	特定危険空き家	戸	1	0

◇ 役割分担

(1) 個人でできること

- ・ 住宅の適正な維持管理に努めます。
- ・ 住宅の耐震に関する理解を深め、診断・改修をします。

(2) 地域等でできること

- ・ 耐震の重要性を理解し、地域防災に努めます。
- ・ 周辺の空き家状況を把握し、地域の安全対策に努めるとともに、関係機関と情報を共有します。
- ・ 地元自治会や民生委員と情報共有し、入居者の安否確認を実施します。

◇ 主な取組

(1) 建築物の耐震化を促進します

- ・ 広報等で耐震助成制度の情報を提供するとともに、相談等を受け現地確認を実施します。
- ・ 地震からのリスクを低減するための方策を検討します。

(2) 町営住宅の環境を整備します

- ・ 施設の老朽化に伴う修繕については、修繕費用負担区分に基づき、入居者と協議をしながら修繕を行い、住みやすい環境づくりを進めます。また、各住宅で組織されている自治会、区長、民生委員と連携し、高齢入居者の見守り、声かけを強化し、安全で安心して暮らせる環境を構築します。

(3) 空き家利活用の促進を図ります

- ・ 利活用が可能な空き家の所有者に働きかけ、空き家の利活用に取り組みます。また、自治協議会や自治会等と連携して地域の空き家情報を収集し、空き家バンクへの登録につなげる取組を推進します。

(4) 空き家の適正な管理を促進します

- ・ 老朽化し、危険な状態にあると判断した空き家の所有者等に対して、吉野町空家等対策計画に基づき、関係部局と連携して適切に管理するよう指導します。また、国や県と連携しながら所有者が危機意識を持って適正な管理ができるよう周知、日頃からの啓発、また解体等の後押しができるよう補助制度の構築などを検討します。

◇ 関連する個別計画

No	計画名	計画期間
1	吉野町国土強靱化地域計画	令和 7 年度～令和 11 年度
2	吉野町営住宅長寿命化計画	令和 3 年度～令和 12 年度
3	吉野町空家等対策計画	令和 8 年度～令和 12 年度
4	吉野町耐震改修促進計画	令和 8 年度～令和 17 年度

◇ 関連する SDGs の目標



30 地域特性を活かした土地利用の推進

◇ 施策の方向性

自然環境と歴史文化が調和する本町の地域特性を活かしつつ、安全で安心できる土地利用を進めます。

◇ 施策の現状と課題

本町では「吉野小学校・吉野北小学校跡地利活用方針」に基づき、跡地の利活用とともに地域のまちづくりについて検討を進めています。地域のまちづくりに関する調査では、「地域の特性を活かしていると思わない」（「あまり思わない」「思わない」の合計）と回答した割合が全体の約4割となっています。今後は、関係機関や町民と協調しながら、地域の魅力や特色を具体的に反映したまちづくりを進めていく必要があります。

土地利用は、都市計画制度による土地利用規制を運用し、適正に管理していますが、人口減少や高齢化の進行に伴い、空き家や空き地、耕作放棄地が増加しています。本町のような山間部に位置する過疎地域では、都市計画制度による一律の基準や運用では、地域に必要な施設の立地が進みにくい状況です。

地域の各団体は、事業を活用しながら、農地景観及び農地の維持・管理の活動に努めていますが、農業者の高齢化や後継者不足が進む中で、荒廃農地の増加が課題となっています。また、公共施設については、保有する公共施設の延床面積は約6.9万㎡、築50年以上の施設は全体の約16%、新耐震基準の施設は全体の5割弱であり、直近5年間で施設整備に要した経費は9.0億円／年となっています。

今後は、厳しい財政状況を踏まえ、今後は施設の統廃合を進めるとともに、更新時には複合化・多機能化を図り、民間や県との連携も視野に入れながら、公共施設の総量縮減に向けた取組が必要です。

◇ 施策の成果指標

No	指標名	単位	現状値 (2024)	目標値 (2030)
1	本町の自然環境や歴史的な景観が保全されていると思う町民の割合	%	53.3	90.0
2	遊休農地面積（利用状況調査）再掲（施策11）	㎡	56,492	52,000
3	活用方針が定まっていない公共施設数	数	7	0

◇ 役割分担

(1) 個人でできること

- ・ 土地利用に関する規制や制限について理解し、土地の有効活用に努めます。
- ・ 住み慣れた街並み、景観の魅力や価値を再認識し、景観保全に努めます。

(2) 地域等でできること

- ・ 土地利用に関する規制や制限について地域でも共有し、土地の有効活用に努めます。
- ・ 住み慣れた街並み、景観の魅力や価値を再認識し、景観保全に努めます。
- ・ 地区ごとでまちづくりの方向性を議論します。

◇ 主な取組

(1) 地域ごとの特色あるまちづくりを推進します

- ・ 基本構想で定める土地利用に関する基本的な考え方に基づき、地域ごとの特色あるまちづくりを進めます。また、地域課題解決・地域力の向上のため、生活上のつながりの深い 7 つの地区を原則として基本的な生活の区域として位置づけるとともに、区域内における施設整備の要望等については、その利活用について地域住民が十分協議し、先を見据えた方針を整理することを基本とします。
- ・ 町内の近鉄 3 駅舎の利活用や、鉄道駅を中心としたまちづくりを官民連携により推進します。

(2) 調和のとれた土地利用を推進します

- ・ 景観作物や吉野に適した農産物作付け等を通じて、遊休農地の解消に取り組みます。(施策 11：再掲)
- ・ 森林の土地・所有者情報を収集・整理し、森林の適正管理を図ります。(施策 11：再掲)
- ・ 県内の市町村と情報共有を行い、県と合わせ市街化調整区域の開発規制緩和の検討を行います。

(3) 公園・緑地の有効活用を推進します

- ・ 吉野熊野国立公園や県立津風呂自然公園の区域では、自然公園法に基づき良好な自然環境を維持するとともに、国や県と連携しながら利活用を推進します。

(4) 公有財産の有効活用を進めます

- ・ 旧吉野小学校跡地利活用事業を推進するとともに、吉野町新庁舎整備基本構想に基づき、町民や職員の安全を確保するため、早急に庁舎の整備を進めます。
- ・ 防災や地域の特性を活かしたまちづくりに必要な公共施設等の利用に取り組みます。
- ・ 吉野町公共施設等総合管理計画を基に各施設の個別計画を策定していきます。

◇ 関連する個別計画

No	計画名	計画期間
1	吉野町公共施設等総合管理計画	令和 6 年度～令和 45 年度

◇ 関連する SDGs の目標



政策 4 行財政

持続可能な吉野町

3 1 情報通信技術等を活用したデジタル化の推進

◇ 施策の方向性

新たなデジタル技術を活用し、町民サービスの向上・迅速化と行政運営コストの最小化を目指します。

◇ 施策の現状と課題

住民票のコンビニ交付率は、令和 6 年度末時点で 25.1%と交付件数が着実に増加していますが、さらに町民の利便性の向上と職員の業務効率化を進めるため、コンビニ交付利用を促進していく必要があります。

近年、働き方の選択肢が広がっており、令和 6 年度にテレワークアプリの見直しを実施したことで、職員の利便性が向上し、オンライン会議回数も増加しています。紙に印鑑を押印して提出する従来型の決裁方法では、テレワークでの事務処理に限界があるため、今後はデジタルを活用した新たな手法を検討する必要があります。

◇ 施策の成果指標

No	指標名	単位	現状値 (2024)	目標値 (2030)
1	住民票コンビニ交付率	%	25.1	28.5
2	オンライン会議回数	回	740	786

◇ 役割分担

(1) 個人でできること

- ・ 本町で開催しているスマホ教室等を活用し、各 SNS アプリ等の基本操作方法を学びます。

(2) 地域等でできること

- ・ 行政からの各種情報（防災情報等も含む）について、確実に受け取ることができるように公式 LINE や情報提供アプリに登録します。
- ・ 各地域単位でデジタル端末の操作方法等を学ぶ機会を作り、発展するデジタル技術から誰一人取り残さない地域を作ります。

◇ 主な取組

(1) システム標準化に伴う各種窓口業務のオンライン化を図ります

- ・ 令和 7 年度以降基幹系システム（対象 20 業務）が標準化されることから、各種窓口業務の手続の BPR（見直し）を行い、町民の利便性向上と職員の業務効率化を図ります。

(2) 住民票等のコンビニ交付利用促進を図ります

- ・ 今後、デジタル技術がさらに発展することが予想されることから、住民票や印鑑証明だけでなく、各手続について担当課と協力の上、コンビニ交付利用促進に取り組めます。

(3) デジタル化推進体制を整備します

- ・ デジタル化推進には、専門知識も要することから、専門的知識を有する人材確保と養成及び各事業者及び職員と連携し、各種業務のデジタル化を推進します。

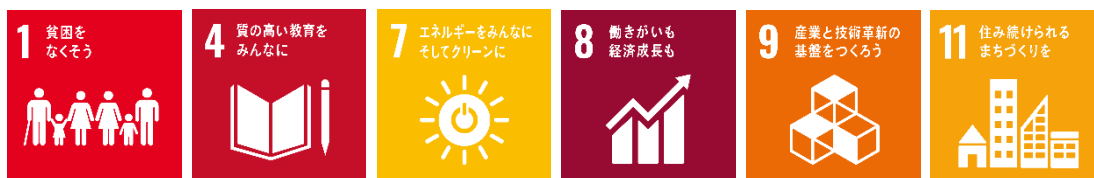
(4) AI 技術を活用し業務の効率化を図ります

- ・ 現在、様々な業務で事務の効率化を図っていますが、年々、制度は複雑化し業務量も増える傾向にあります。今後、更なる事務の効率化を図るため、生成 AI をはじめとする AI 技術を活用し業務の質の向上、コスト削減につなげていきます。

◇ 関連する個別計画

No	計画名	計画期間
1	—	—

◇ 関連する SDGs の目標



3 2 財政健全化と行財政改革の推進

◇ 施策の方向性

行財政改革を進めるとともに、町税などの自主財源の確保に努め、健全な財政運営を実現するまちを目指します。

◇ 施策の現状と課題

本町では中期財政計画に基づいた予算編成を行っており、計画的な財政運営に取り組んでいます。各項目において概ね目標値を上回っており、適正な財政運営が維持できています。今後は、社会経済情勢の変化や財政需要の多様化などを踏まえ、柔軟かつ持続可能な財政運営ができるよう中期財政計画の精度を高めていく必要があります。

行財政改革に関しては、各課別重点目標に基づき評価に取り組んでいますが、行財政全般について多角的な視点で見直しを実施し、新たな行政需要にも対応した新しい実施計画の策定が求められます。

町税の収納率は、現年度 99.3% 前後で推移していますが、コンビニ払いや電子マネーの利用で遠方の方の納付の勧奨がしやすくなったこともあり、滞納が減少傾向となっています。引き続き、現年度の収納率を維持・向上させるため、滞納者に対して丁寧な納付勧奨に取り組む必要があります。

また、ふるさと納税は、返礼品の充実や SNS による情報発信など、寄附増加に向けた工夫を行っており、制度改正や社会情勢を踏まえて返礼品数を増やしましたが、「まちの特産品が分かりにくい」「数が多すぎて選びにくい」といった声も寄せられています。SNS での発信が不定期かつストーリー性に乏しい点も課題であり、今後は、寄附金の使途を明確に示し、進捗状況や成果を継続的に公表する仕組み作りが必要です。また、企業版ふるさと納税は、企業ニーズとのマッチングが十分に機能していないため、事業の周知方法などを再検討する必要があります。

◇ 施策の成果指標

No	指標名	単位	現状値 (2024)	目標値 (2030)
1	将来負担比率	%	71.9	119.7
2	実質公債費比率	%	8.5	9.3
3	経常収支比率	%	88.4	98.7
4	町税の収納率（現年課税分）	%	99.0	100
5	ふるさと納税寄附額	千円	95,893	150,000

◇ 役割分担

（１）個人でできること

- ・ 広報よしのや町ホームページで公開された予算・決算、行財政改革の進捗状況に関心をもち、理解を深め、積極的に意見を述べます。
- ・ 町税の納期内納付を心がけます。

（２）地域等でできること

- ・ 補助金に依存することなく、自分たちで解決できないか検討するとともに、自立できる財源の確保に努めます。

◇ 主な取組

(1) 中期財政計画に基づいた財政運営を行います

- ・ 中期財政計画に基づき将来の過度な負担とならないよう十分検討しながら予算編成を行います。また広報よしのや町ホームページを活用し、予算や決算状況を町民に分かりやすく伝えます。併せて中期財政計画も社会情勢や財政状況にあった計画に更新します。

(2) 行財政改革を推進します

- ・ 行財政改革大綱における効率的で質の高い行政サービスの提供と財政規模のスリム化及び行政サービスの効率化を推進し、限られた行政経営資源（財源・人材）を有効活用し、まちの将来像の実現に向けて行財政改革を続けます。また年度ごとに進捗管理を行い、項目ごとに達成度を確認し、結果を公表します。

(3) 町税の適正な賦課と収納率を向上します

- ・ 法や条例に基づき適正に賦課し、自主財源の確保に努めるとともに、収納率向上のためにスマホやコンビニでの納付を周知し、口座振替を推進します。また、税務相談窓口を強化し自主的な納付を促し、税の公平性を欠くことがないよう、奈良県税事務所等関係機関との協力も仰ぎながら、担税能力の調査等を進め、町税の滞納解消に努めます。

(4) ふるさと納税及び企業版ふるさと納税を推進します

- ・ データ分析により寄附者のニーズを的確に把握し、デジタルマーケティングの手法なども取り入れながら町や返礼品の魅力を効果的に発信することで、ふるさと納税による安定的で継続的な財源の確保に努めます。
- ・ ホームページや広報誌等でふるさと納税寄附金の使途や寄附金額の実績について説明及び報告することで、ふるさと納税の継続的な支援や協力につなげます。
- ・ 新規事業を実施する場合は、企業版ふるさと納税のマッチングサイト等を活用しながら、財源の確保に努めます。

◇ 関連する個別計画

No	計画名	計画期間
1	吉野町中期財政計画	令和 8 年度～令和 12 年度
2	吉野町第 3 次行財政改革大綱	令和 3 年度～令和 12 年度

◇ 関連する SDGs の目標



3 3 広報広聴の充実

◇ 施策の方向性

町民にとって必要な情報（議会広報含む）や政策情報を適時適切に発信するなど広報広聴機能の充実を図り、町政運営の透明性を高め、町政への参画と協働のまちづくりを促進します。

◇ 施策の現状と課題

昨今、膨大な情報があふれる中、町民へ必要な情報を届けるため、広報誌・ケーブルテレビ（CVY）・ホームページ・SNS（Instagram・Facebook・X（旧 Twitter）・LINE・YouTube）を通じて、本町に関する情報発信に取り組んでいます。しかし、広報誌やケーブルテレビ（CVY）は、若年層の閲覧や視聴頻度が少なく、発信している情報が届いていない可能性があるため、若年層が多く利用している SNS を活用した情報発信をさらに強化し、幅広い年代に情報を届ける必要があります。

本町では令和 2 年に公式 LINE を導入し、令和 7 年 3 月末時点での友だち登録者数は 2,816 人となっています。今後、若年層を中心とした LINE 登録者の拡大を図ることで、町内の情報をより多くの人に確実に届ける体制を整える必要があります。

広報誌は、アンケート結果から、半数以上の町民が読んでいることが明らかとなり、年齢別では 60 歳代以上の割合が高く、若年層の読んでいる割合が低い傾向にあります。若年層が必要としている情報を精査し、広報誌へ掲載するとともに、これまでの紙媒体での発行に加え、若年層へのアプローチ強化のための媒体確保や、SNS などを活用した発信方法の工夫を行い、いかに若年層に情報を届けるかが課題です。

◇ 施策の成果指標

No	指標名	単位	現状値 (2024)	目標値 (2030)
1	本町が発信している情報が届いていると思う町民の割合	%	53.0	65.0
2	吉野町公式 LINE 有効友だち数	人	2,816	4,000
3	広報よしのを読んでいる町民の割合（ホームページやアプリマチイロなどの電子媒体も含む）	%	62.0	75.0

◇ 役割分担

(1) 個人でできること

- ・ 広報誌・ケーブルテレビ（CVY）・ホームページ・SNS などを通して町政に関心をもち、積極的に行事や町政に参加・参画します。
- ・ 町が実施するアンケート調査やパブリックコメント、ホームページのご意見・お問合せコーナーで、意見や要望を積極的に投稿します。
- ・ 町民自らまちの魅力などの情報を発信します。

(2) 地域等でできること

- ・ 地域内で、正しい情報の共有化を図ります。
- ・ 誰でも気軽にまちづくりに参加できるよう、地域での取組を積極的に発信します。
- ・ 広報誌の町内全戸配布に伴い、地域での配布は隣組単位のコミュニケーションツール（見守り・防災等）として有効であることから、広報誌等の配布を通して、地域のつながり強化を図り、地域に暮らす一員として、思いやりと支え合いの気持ちを持って、必要な情報の共有に努めます。

◇ 主な取組

(1) 多様な媒体に対応したコンテンツと情報発信手法を高度化します

- ・ ケーブルテレビ（CVY）・広報誌を視聴しない年代に対し LINE を活用した情報発信を行うなど、多層的発信を積極的に行います。
- ・ 各年代でよく利用する広報媒体別に、その特性を活かした町民目線で分かりやすい情報づくりに努めます。
- ・ LINE を中心として SNS への登録を促し、町民一人一人に寄り添った情報入手経路を確保します。

(2) 町政への興味やまちづくりへの参加等につながる広報広聴活動を推進します

- ・ 各部署との連携を深め連絡を密に取ることで、庁内横断的に情報を集約し、発信力の強化に努めます。
- ・ LINE を活用したアンケート等により、町民ニーズの把握に努め、発信手法や内容を適宜見直します。
- ・ 広報誌の「全戸配付」という強みを活かし、防災情報を始めとした、地域活動に重要な情報から、シビックプライド醸成につながる、町民のまちづくり活動や町の施策の展開などの情報を積極的に発信します。

◇ 関連する個別計画

No	計画名	計画期間
1	—	—

◇ 関連する SDGs の目標



3 4 効果的で効率的な行政経営の推進

◇ 施策の方向性

町民ニーズに応じた施策や事業を推進することで、効果的・効率的な行政経営を実現するまちを目指します。

◇ 施策の現状と課題

本町では、行政評価（事務事業評価・施策評価）を継続的に実施しており、特に、重点事業の取組は政策会議で協議し、進捗管理を毎月実施し、進捗状況等を全職員で共有しています。しかし、町民アンケートの結果は、行政への満足度が低く、町民の期待に応えられていない状況です。

毎年見直しをかけながら行政評価を実施していますが、今後はより実効性の高い仕組みにしていく必要があります。また、各担当課が事業内容を精査し、町民のニーズを的確に反映した取組の推進が求められます。前期基本計画では、生産性向上を目的とした働き方改革を推進してきましたが、現時点では目に見える大きな成果にはつながっていないため、事務の効率化や、働き方改革に対応した適正労務管理の構築を図る必要があります。

さらに本町では、多様化する行政ニーズや地域課題への対応、デジタル変革による業務の効率化などを見据え、今後の目指すべき方針を検討している段階です。定年延長職員の働き方や会計年度任用職員の位置づけ、アウトソーシングが適切な業務の整理など解決すべき課題が多く、対応していく必要があります。

◇ 施策の成果指標

No	指標名	単位	現状値 (2024)	目標値 (2030)
1	目標を達成した施策の割合（各施策指標の進捗・達成度を評価し、80～100％達成している施策の割合）	%	86.7 (2023 調査)	100.0
2	本町が効率的で効果的な行政経営ができていると思う町民の割合	%	18.2	50.0

◇ 役割分担

(1) 個人でできること

- ・ 総合計画の内容を知り、総合計画に掲げる将来の姿が実現できるように町民としてできることは何かを考え、その役割を担います。

(2) 地域等でできること

- ・ 町政への関心を高め、地域内情報（事業）を行政と共有します。
- ・ 地域内で課題等を十分に協議・共有し、行政に伝え、行政経営に反映させるよう努めます。

◇ 主な取組

(1) 成果思考のマネジメントサイクルを充実させます

- ・ 総合計画の各施策や目標、進捗状況などを分かりやすく町民等に情報発信します。
- ・ 行政評価結果の予算等への反映プロセスをより強化します。また、より実効性のある評価制度となるよう、随時制度を見直します。
- ・ 各施策の目標達成に向け、定期的な進捗確認を行い、目標未達の施策に対しては原因分析と改善策を実施します。また、達成度合いを組織全体で共有し、職員の意識向上を図ります。

(2) 生産性向上のための働き方改革を推進します

- ・ 職場以外でも勤務できる環境整備（テレワーク・リモート会議の推進）、RPA 導入による単純作業等の効率化など、事務事業全般の改善に向けた取組を継続します。併せて、人事評価や研修等の精度を高め、適正な人事配置と人材育成を計画的に進めます。
- ・ 吉野町組織管理基本方針に基づき、町民福祉の増進と町民から信頼される行政運営の確立を図り、業務の有効性及び効率性のため、絶えず現状を検証し、持続可能かつ的確に業務を遂行できるよう内部統制を行います。
- ・ また、働き方改革を推進する中で、組織の適切な運営のため、職員のハラスメント、メンタルヘルス不調、長時間労働の防止を図ります。

(3) 職員の定員管理計画の策定と効果的な運用を進めます

- ・ 計画的な職員採用、職員数の適正化、多種多様化する行政ニーズへの対応など、質の高い行政サービスを提供できる組織を構築できるよう本町の実状に応じた適切な定員管理計画を策定し、後期基本計画と同時に吉野町定員管理計画の運用を開始します。
- ・ 適正な職員配置、組織機構改革、職員年齢構成の平準化、人材育成の推進等により、人件費の抑制及び組織の合理化に取り組み、具体的な施策と方針を示し、効果的な運用を目指します。

◇ 関連する個別計画

No	計画名	計画期間
1	定員管理計画	令和 8 年度～令和 12 年度

◇ 関連する SDGs の目標

